

# 総務委員会

## 議案

議案第9号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(総務課長)
議案第10号	葛飾区公文書等管理条例	(総務課長)
議案第12号	葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第13号	葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第14号	葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第15号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第29号	葛飾区立常盤中学校建築工事請負契約締結について	(契約管財課長)
議案第30号	葛飾区立梅田小学校外壁改修(塗装)その他工事請負契約締結について	(契約管財課長)
議案第42号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第44号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第46号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第47号	葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第48号	葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第49号	葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第50号	葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第51号	葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第52号	葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第53号	葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)

議案第54号	葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第55号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(選挙管理委員会事務局長)

## 庶務報告

### 政策経営部

- |     |               |            |
|-----|---------------|------------|
| (1) | 令和7年度組織改正について | (経営改革担当課長) |
|-----|---------------|------------|

### 総務部

- |     |   |              |
|-----|---|--------------|
| (1) | 組合保留床の譲渡に関する協定等について                         | (総合庁舎推進担当課長) |
| (2) | ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度について                    | (人権推進課長)     |
| (3) | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正について    | (人事課長)       |
| (4) | 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正による職員の旅費に関する条例の改正概要について | (人事課長)       |
| (5) | 工事契約について                                    | (契約管財課長)     |
| (6) | 地方税法改正案の概要について                              | (税務課長)       |

### 施設部

- |     |  |          |
|-----|--|----------|
| (1) | 第3期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）（案）について | (施設管理課長) |
|-----|--|----------|

### 地域振興部

- |     |                     |          |
|-----|---------------------|----------|
| (1) | トレーラーハウス型喫煙所の整備について | (地域振興課長) |
| (2) | 戸籍の氏名振り仮名の記載について    | (戸籍住民課長) |

### 産業観光部

- |     |                                 |          |
|-----|---------------------------------|----------|
| (1) | 中小企業の人材確保・定着等の支援について            | (産業経済課長) |
| (2) | 中小企業融資事業等について                   | (産業経済課長) |
| (3) | 地域の観光需要対応支援事業の助成について            | (商工振興課長) |
| (4) | 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部の指定管理者の公募について | (観光課長)   |

議案第9号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

総務課

1 制定理由及び概要

刑法の改正に伴い、次に掲げる条例について規定の整備をするもの

- (1) 職員の分限に関する条例
- (2) 葛飾区プールに関する条例
- (3) 葛飾区行政不服審査会条例
- (4) 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例
- (5) 葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例

2 規定整備の内容

刑法等の一部を改正する法律による刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、「懲役」「禁錮」という規定を「拘禁刑」に改めるもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年6月1日

## 職員の分限に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○職員の分限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第13号</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<b>禁錮の刑</b>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。 (昭50条例51・追加、平28条例11・旧第6条の2繰下・一部改正)</p>	<p style="text-align: center;">○職員の分限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第13号</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<b>拘禁刑</b>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。 (昭50条例51・追加、平28条例11・旧第6条の2繰下・一部改正)</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

## 葛飾区プールに関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○葛飾区プールに関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月26日 条例第30号</p> <p>（罰則）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者</p> <p>（2）第8条の規定による命令に違反した者 （平27条例31・一部改正）</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区プールに関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月26日 条例第30号</p> <p>（罰則）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者</p> <p>（2）第8条の規定による命令に違反した者 （平27条例31・一部改正）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

葛飾区行政不服審査会条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区行政不服審査会条例 令和5年2月28日 条例第1号</p> <p>第5章 罰則</p> <p>第19条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>○葛飾区行政不服審査会条例 令和5年2月28日 条例第1号</p> <p>第5章 罰則</p> <p>第19条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

## 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例 令和5年2月28日 条例第2号</p> <p style="text-align: center;">付 則 (旧条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置)</p> <p>第6条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくはこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者又は付則第3条第2項若しくは第4項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の日前において個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行の日以後に提供したときは、2年以下の<b>懲役</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者又は付則第3条第2項若しくは第4項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第19条の2第1項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行の日前において当該管理業務に従事していた者が、その業務に関して知り得た旧個人情報（同項の管理業務に従事する者が職務上作成し、又は収集した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録により、当該指定管理者が保有しているものに限る。）をこの条例の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前3項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>5 旧条例第19条第1項に規定する受託業務又は旧条例第19条の2第1項の管理業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第1項から第3項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例 令和5年2月28日 条例第2号</p> <p style="text-align: center;">付 則 (旧条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置)</p> <p>第6条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくはこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者又は付則第3条第2項若しくは第4項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の日前において個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行の日以後に提供したときは、2年以下の<b>拘禁刑</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者又は付則第3条第2項若しくは第4項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第19条の2第1項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行の日前において当該管理業務に従事していた者が、その業務に関して知り得た旧個人情報（同項の管理業務に従事する者が職務上作成し、又は収集した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録により、当該指定管理者が保有しているものに限る。）をこの条例の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前3項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>5 旧条例第19条第1項に規定する受託業務又は旧条例第19条の2第1項の管理業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第1項から第3項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

## 葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例 令和5年2月28日 条例第6号</p> <p style="text-align: center;">第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<b>懲役</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例 令和5年2月28日 条例第6号</p> <p style="text-align: center;">第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<b>拘禁刑</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

議案第10号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

## 葛飾区公文書等管理条例

総務課

### 1 制定理由

公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図るため、公文書等の管理に関する基本的事項を定めるもの

### 2 概要

- (1) 公文書の作成、整理及び保存について定めること。
- (2) 公文書ファイル等管理簿について定めること。
- (3) 保存期間が満了した公文書ファイル等の取扱いについて定めること。
- (4) 公文書管理規程等について定めること。
- (5) 指定管理者及び出資等法人の文書の管理について定めること。
- (6) 特定歴史的公文書の保存等、利用の促進及び廃棄について定めること。
- (7) 葛飾区公文書等管理委員会について定めること。
- (8) 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例について、費用弁償を支給する参考人等の範囲に葛飾区公文書等管理委員会に出頭する者を追加すること。

### 3 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果

別紙1のとおり

### 4 素案からの変更点等について

#### (1) 変更点

文言の整理を行ったもの

※区民意見提出手続の結果による変更点はない。

(2) 素案との対照表

別紙2のとおり

5 公文書等管理条例制定に伴う、葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の新旧対照表

別紙3のとおり

6 施行日

令和7年10月1日。ただし、葛飾区公文書等管理委員会に関する規定及び準備行為等に関する規定の施行日は、同年4月1日。

区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 実施期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月14日（火）まで

2 閲覧場所

総務課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、各図書館  
区ホームページ

3 提出された意見の数

意見提出者数 4名

意見数 7件

4 提出された意見の取扱い

◎：条例（案）に意見を反映するもの 0件

○：条例（素案）にすでに入っているもの 5件

□：意見・要望としてお聞きし、今後の参考とするもの 2件

5 提出された意見の概要と区の考え方

次表のとおり

## 葛飾区公文書等管理条例（素案）等に対する区民の意見の概要と区の考え方

### 【取扱い凡例】

◎：条例（素案）に意見を反映するもの ○：条例（素案）にすでに入っているもの □：意見・要望としてお聞きし、今後の参考とするもの

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	公文書等管理条例	公文書管理条例の制定について賛意を示します。その上で、現用文書に対する制御から特定歴史的公文書の活用までを担える人材の配置を期待します。特に13条の利用の促進を行うには専門職が必要です。庁内公募により、職員に国立公文書館のアーカイブズ研修の受講及び認証アーキスト取得を進めさせ、当該業務に配置すべきです。行政経営の質を向上させることにも繋がると考えます。	○	条例制定に賛意をいただきありがとうございます。人材の配置については重要な課題と認識しており、令和6年度から総務課に公文書等専門員（認証アーキスト）を配置しておりますが、これに加えて職員の意識の底上げも重要であると考えております。公文書等管理条例第20条の規定に基づき全職員への研修を実施するとともに、いただいたご意見のように国立公文書館等の専門研修の受講を進めるなど、専門性を備えた職員の育成に努めてまいります。
2	公文書等管理条例	特定歴史的公文書の保存活用のある公文書館を整備することの議論が十分でないように思われます。「公文書館」は整備せず展示などは博物館や図書館、区役所で行われるのではなく、アーカイブズ情報獲得し辛くなる可能性がありますが、「館」がないことで国立公文書館からアーカイブズ情報を獲得し辛くなる可能性があります。全国公文書館長会議やアーカイブズ研修Ⅱへの参加など、能動的にアーカイブズ情報を得るためのチャンネル作りを欠かさないようにしてほしいと思います。	○	当区においては、歴史的公文書や保存期間6年以上の文書等を、防災・防犯措置がとられている倉庫に外部保存しているため、現時点では区内に公文書館を整備することについての検討は行っておりません。一方で、公文書館の機能は必要であると考えておりますので、公文書等管理条例第13条に基づき区の施設を利用して展示等を実施するとともに、区民の閲覧等もスムーズに実施できるようにしていきたいと考えております。 いただいたご意見のとおり、「館」がないことによる影響を十分に認識したうえで、積極的にアーカイブズ情報を得るようしていきます。

3	公文書等 管理条例 + 情報公開 条例	保存する場所や情報公開の申請方法など詳しい内容が欠けているように思いました。誰にも開かれた葛飾区になるためにも、情報公開手続きがスムーズにいくようにネット申請などデジタリ化をお願い致します。	○	<p>具体的な保存場所は条例には規定しておりませんが、「適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において（公文書等管理条例第6条第1項）」保存することとしております。この規定に基づき、引き続き適切な場所において保存してまいります。</p> <p>また情報公開の申請方法等については、公文書については情報公開条例第6条に、特定歴史的公文書については情報公開条例第15条に規定する予定です。情報公開請求の具体的な手続きは区ホームページ等に掲載しておりますが、オンライン申請はすでに実施しており、今後も継続いたします。さらに公文書等管理条例制定後は、第22条の規定に基づき、区民利用の促進等に資するため、公文書等の電子化を推進してまいります。</p>
4	公文書等 管理条例 + 情報公開 条例	個人に関する情報も保存期限を定めず、当該者が亡くなってから一定期間経過したら、公表可能にしてもよいのではないのでしょうか。区に功績を残していれば、顕彰にもなるからです。遺族からすれば家系を知る手がかりにもなります。	○	<p>顕彰にかかわる文書として「自治功労表彰に係る被表彰者の決定」等の文書の保存期間は30年としており、歴史的公文書に指定し永久保存しております。また、特定歴史的公文書の公開の際には時の経過を考慮して公開の判断を行うこと（情報公開条例第15条の2第2項）としており、当該文書に個人に関する情報が含まれていた場合には、当該個人が逝去されているかどうかなどの時の経過を考慮して、開示の可否を判断することとなります。</p>
5	公文書等 管理条例	保存期間の判断が重要になりますので、第三者機関が必要になると考えます。	○	<p>今回設置する予定の第三者機関（葛飾区公文書等管理委員会）の所掌事務に、「公文書管理規程等の制定及び改廃に関する事項」を定める予定です（公文書等管理条例第15条第2項第2号）。この公文書管理規程の中に、保存期間の規定を設ける予定であるため、いただいたご意見のとおり、保存期間を第三者機関に確認していただくことになると考えしております。</p>

6	公文書等 管理条例	<p>どのような文書も歴史的な記録で価値があり、仮に今や数十年後に不要と判断だとしても、数百年後には当時の歴史や文化を表すための貴重な資料となります。</p> <p>「保存期間及び保存期間が満了する日」などは一切設定せずに、半永久的に文書を保管し検索および閲覧でき続ける状態にするべきです。保存するための資金や技術が存在し、年々技術の進歩で費用が減っているにもかかわらず、それらが永久に失われてしまうのは勿体ないことですし、我々ができるだけ残し続ける体制をとるべきです。</p>	□	<p>ご意見のとおり、区が保有する文書には、当時の歴史や文化を記録している文書もあります。その一方で、例えば、事務用品などの少額な品物購入のための文書や区役所内部の会議室等の予約のための文書、といったような、内容が軽易な文書も多数あります。さらに文書を永久に保存するためには、保存場所やデータ領域の確保だけでなく、データの見読性を確保するために、機器やソフトウェアの更新作業を継続的に実施することが必要となります。これらの状況から、すべての文書を永久に保存するのは現実的ではないと考えます。</p> <p>したがって、その文書の内容に応じて、保存期間を設定し、将来にわたって区の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書（歴史的公文書）を、第三者機関（葛飾区公文書管理委員会）のご意見をお聞きして選定し、永久に保存する仕組みを、公文書等管理条例に定めるものです。</p>
7	公文書等 管理条例	<p>区民と区長との意見交換会の保存期間は5年間ですが区政や区民の意見も歴史的価値があるから、永久保存すべきです。</p>	□	<p>「区民と区長との意見交換会会議録」は、保存期間を30年としております。ご意見のとおり永久保存すべき文書だと考えておりますので、歴史的公文書に指定し、永久保存していく予定です。</p>

## 葛飾区公文書等管理条例（素案）との対照表（関連部分抜粋）

素案	議案
<p>(公文書の整理)</p> <p>第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間が満了する日を設定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認められる場合を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を1の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。</p> <p>5 区長は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（前項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、第9条第4項に規定する選別基準ののっとり歴史的公文書に該当するものにあつては特定歴史的公文書として引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>6 区長以外の実施機関は、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、第9条第4項に規定する選別基準ののっとり歴史的公文書に該当するものにあつては区長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>（保存期間が満了した公文書ファイル等の取扱い）</p> <p>第8条 区長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、歴史的公文書に該当するものを特定歴史的公文書として引き続き保存しなければならない。</p> <p>2 区長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、歴史的公文書に該当するものを区長に移管しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により引き続き保存する公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の記録をしなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>4 区長以外の実施機関は、第2項の規定により区長に<b>移管する</b>公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる情報</p> <p>(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、</p>	<p>(公文書の整理)</p> <p>第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間が満了する日を設定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認められる場合を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を1の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。</p> <p>5 区長は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（前項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、第9条第4項に規定する選別基準ののっとり、歴史的公文書に該当するものにあつては特定歴史的公文書として引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>6 区長以外の実施機関は、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、第9条第4項に規定する選別基準ののっとり、歴史的公文書に該当するものにあつては区長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>（保存期間が満了した公文書ファイル等の取扱い）</p> <p>第8条 区長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、歴史的公文書に該当するものを特定歴史的公文書として引き続き保存しなければならない。</p> <p>2 区長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、歴史的公文書に該当するものを区長に移管しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により引き続き保存する公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の記録をしなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>4 区長以外の実施機関は、第2項の規定により区長に<b>移管する</b>公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる情報</p> <p>(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、</p>

身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報

イ 区長以外の実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 5 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等（歴史的公文書に該当するものを除く。次項及び第7項において同じ。）について、適切に廃棄をしなければならない。
- 6 区長は、前項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、当該廃棄が適当であるか確認しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。
- 7 区長以外の実施機関は、第5項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、区長に協議しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。
- 8 区長以外の実施機関は、前項の規定による協議に係る公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等を区長に移管することが適当であると区長が認めるときは、当該公文書ファイル等を区長に移管しなければならない。

(組織等)

第16条 委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定並びに次項及び付則第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 公文書管理規程等及び選別基準の制定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。  
(葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条に次の1号を加える。

(1) 葛飾区公文書等管理条例（令和7年葛飾区条例第号）第17条の規定により出頭する者

身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報

イ 区長以外の実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 5 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等（歴史的公文書に該当するものを除く。次項及び第7項において同じ。）について、適切に廃棄をしなければならない。
- 6 区長は、前項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、当該廃棄が適当であるか確認しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された公文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。
- 7 区長以外の実施機関は、第5項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、区長に協議しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された公文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。
- 8 区長以外の実施機関は、前項の規定による協議に係る公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等を区長に移管することが適当であると区長が認めるときは、当該公文書ファイル等を区長に移管しなければならない。

(組織等)

第16条 委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定並びに次項及び付則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 公文書管理規程等及び選別基準の制定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条に次の1号を加える。

(9) 葛飾区公文書等管理条例（令和7年葛飾区条例第号）第17条の規定により出頭する者

## 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年9月30日 条例第33号</p> <p>（参考人等の範囲）</p> <p>第2条 前条に規定する参考人等とは、次に定める者をいう。</p> <p>(1) 地方自治法第74条の3第3項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）、第100条第1項後段、第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）及び第199条第8項の規定により出頭する者並びに同法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加する者</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭する者</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により出頭する者</p> <p>(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により出頭する参考人又は鑑定人</p> <p>(5) 葛飾区建築審査会条例（昭和58年葛飾区条例第6号）第5条の規定により出頭する者</p> <p>(6) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び葛飾区行政手続条例（平成7年葛飾区条例第1号）に規定する聴聞に出頭する参考人</p> <p>(7) 葛飾区情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年葛飾区条例第3号）第7条の規定により出頭する者</p> <p>(8) 葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第1号）第8条第4項（同条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により出頭する参考人又は鑑定人</p> <p style="text-align: center;">（昭58条例7・平3条例25・平7条例8・平12条例69・平19条例2・平25条例2・平28条例13・令5条例5・一部改正）</p> <p>付 則（令和5年2月28日条例第5号） この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年9月30日 条例第33号</p> <p>（参考人等の範囲）</p> <p>第2条 前条に規定する参考人等とは、次に定める者をいう。</p> <p>(1) 地方自治法第74条の3第3項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）、第100条第1項後段、第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）及び第199条第8項の規定により出頭する者並びに同法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加する者</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭する者</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により出頭する者</p> <p>(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により出頭する参考人又は鑑定人</p> <p>(5) 葛飾区建築審査会条例（昭和58年葛飾区条例第6号）第5条の規定により出頭する者</p> <p>(6) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び葛飾区行政手続条例（平成7年葛飾区条例第1号）に規定する聴聞に出頭する参考人</p> <p>(7) 葛飾区情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年葛飾区条例第3号）第7条の規定により出頭する者</p> <p>(8) 葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第1号）第8条第4項（同条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により出頭する参考人又は鑑定人</p> <p><b><u>(9) 葛飾区公文書等管理条例（令和7年葛飾区条例第17号）第17条の規定により出頭する者</u></b></p> <p style="text-align: center;">（昭58条例7・平3条例25・平7条例8・平12条例69・平19条例2・平25条例2・平28条例13・令5条例5・一部改正）</p> <p><b><u>付 則（抄）</u></b></p> <p><b><u>（施行期日）</u></b></p> <p><b><u>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定並びに次項及び付則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。</u></b></p>

議案第12号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

葛飾区公文書等管理条例の制定に伴い、特定歴史的公文書の公開について定めるもの

2 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果

別紙1のとおり

3 素案からの変更点等について

(1) 変更点

文言の整理を行ったもの

※区民意見提出手続の結果による変更点はない。

(2) 素案との対照表

別紙2のとおり

4 施行日

令和7年10月1日

区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 実施期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月14日（火）まで

2 閲覧場所

総務課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、各図書館  
区ホームページ

3 提出された意見の数

意見提出者数 2名

意見数 2件

4 提出された意見の取扱い

◎：条例（案）に意見を反映するもの 0件

○：条例（素案）にすでに入っているもの 2件

□：意見・要望としてお聞きし、今後の参考とするもの 0件

5 提出された意見の概要と区の考え方

次表のとおり

葛飾区情報公開条例の一部改正（素案）等に対する区民の意見の概要と区の考え方

【取扱い凡例】

◎：条例（素案）に意見を反映するもの ○：条例（素案）にすでに入っているもの □：意見・要望としてお聞きし、今後の参考とするもの

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	公文書等 管理条例 + 情報公開 条例	保存する場所や情報公開の申請方法など詳しい内容が欠けているように思いました。誰にも開かれた葛飾区になるためにも、情報公開手続きがスムーズにいくようにネット申請などデジタル化をお願い致します。	○	具体的な保存場所は条例には規定しておりませんが、「適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において（公文書等管理条例第6条第1項）」保存することとしております。この規定に基づき、引き続き適切な場所において保存してまいります。 また情報公開の申請方法等については、公文書については情報公開条例第6条に、特定歴史的公文書については情報公開条例第15条に規定する予定です。情報公開請求の具体的な手続きは区ホームページ等に掲載しておりますが、オンライン申請はすでに実施しており、今後も継続いたします。さらに公文書等管理条例制定後は、第22条の規定に基づき、区民利用の促進等に資するため、公文書等の電子化を推進してまいります。
2	公文書等 管理条例 + 情報公開 条例	個人に関する情報も保存期限を定めず、当該者が亡くなつてから一定期間経過したら、公表可能にしてもよいのではないだろうか。区に功績を残していれば、顕彰にもなるからです。遺族からすれば家系を知る手がかりにもなります。	○	顕彰にかかわる文書として「自治功労表彰に係る被表彰者の決定」等の文書の保存期間は30年としており、歴史的公文書に指定し永久保存しております。また、特定歴史的公文書の公開の際には時の経過を考慮して公開の判断を行うこと（情報公開条例第15条の2第2項）としており、当該文書に個人に関する情報が含まれていた場合には、当該個人が逝去されているかどうかなどの時の経過を考慮して、開示の可否を判断することとなります。

葛飾区情報公開条例の一部改正（素案）との対照表（関連部分抜粋）

素案	議案																					
<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下この章において「公開決定」という。)をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合において、当該決定に係る公文書が、期間の経過により<b>公開しないことができる公文書</b>に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。</p> <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求があったときは、<b>開示請求</b>に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) から (4) 略</p> <p>(公文書の公開に関する手続の準用)</p> <p>第15条 特定歴史的公文書の公開については、前章(第9条、第10条の3、第14条の2及び前条を除く。)の規定を準用する。この場合において、<u>～～読み替え規定～～</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下この章において「公開決定」という。)をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合において、当該決定に係る公文書が、期間の経過により<b>第9条に規定する非公開情報が記録されている公文書</b>に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。</p> <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求があったときは、<b>公開請求</b>に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) から (4) 略</p> <p>(公文書の公開に関する手続の準用)</p> <p>第15条 特定歴史的公文書の公開については、前章(第9条、第10条の3、第14条の2及び前条を除く。)の規定を準用する。この場合において、<b>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第6条第1項</b></td> <td style="width: 60%;"><b>実施機関(議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条(第3号及び第4号を除く。)、第10条から第10条の3まで及び第13条(第2項を除く。))において同じ。)</b></td> <td style="width: 20%;"><b>区長</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>公文書を特定するために必要な</b></td> <td><b>公文書等管理条例第12条第4項の目録に記載されている</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>実施機関が</b></td> <td><b>区長が</b></td> </tr> <tr> <td><b>第6条第2項及び第7条第1項</b></td> <td><b>実施機関</b></td> <td><b>区長</b></td> </tr> <tr> <td><b>第7条第2項</b></td> <td><b>実施機関</b></td> <td><b>区長</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>公開しないとき</b></td> <td><b>公開しないとき</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>(第10条の3の</b></td> <td><b>公開しないとき</b></td> </tr> </table>	<b>第6条第1項</b>	<b>実施機関(議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条(第3号及び第4号を除く。)、第10条から第10条の3まで及び第13条(第2項を除く。))において同じ。)</b>	<b>区長</b>		<b>公文書を特定するために必要な</b>	<b>公文書等管理条例第12条第4項の目録に記載されている</b>		<b>実施機関が</b>	<b>区長が</b>	<b>第6条第2項及び第7条第1項</b>	<b>実施機関</b>	<b>区長</b>	<b>第7条第2項</b>	<b>実施機関</b>	<b>区長</b>		<b>公開しないとき</b>	<b>公開しないとき</b>		<b>(第10条の3の</b>	<b>公開しないとき</b>
<b>第6条第1項</b>	<b>実施機関(議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条(第3号及び第4号を除く。)、第10条から第10条の3まで及び第13条(第2項を除く。))において同じ。)</b>	<b>区長</b>																				
	<b>公文書を特定するために必要な</b>	<b>公文書等管理条例第12条第4項の目録に記載されている</b>																				
	<b>実施機関が</b>	<b>区長が</b>																				
<b>第6条第2項及び第7条第1項</b>	<b>実施機関</b>	<b>区長</b>																				
<b>第7条第2項</b>	<b>実施機関</b>	<b>区長</b>																				
	<b>公開しないとき</b>	<b>公開しないとき</b>																				
	<b>(第10条の3の</b>	<b>公開しないとき</b>																				

	規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)	
第7条第3項	実施機関	区長
	第9条に規定する非公開情報	公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報
第7条の2第1項	第6条第2項	第15条の規定により読み替えて準用する第6条第2項
第7条の2第2項	実施機関	区長
第7条の3	前条	第15条の規定により読み替えて準用する前条
	実施機関	区長
第7条の4第1項	実施機関	区長
第7条の4第2項	実施機関	区長
	第10条の2	第15条の規定により読み替えて準用する第10条の2
第7条の4第3項	実施機関	区長
	第13条	第15条の規定により読み替えて準用する第13条
第8条第1項	実施機関	区長
第10条第1項	前条の	第15条の2第1項第1号に掲げる
	実施機関	区長
	非公開情報	公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報
第10条第2項	前条第2号	公文書等管理条例第8条第3項第2号
第10条の2	実施機関	区長
	非公開情報(第9条第1号に該当する情報を除く。)	公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる

		<b>情報（同条第3項第1号に該当する情報を除く。）</b>
<b>第13条第1項</b>	<b>当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関</b>	<b>区長</b>
<b>第13条第3項</b>	<b>第1項の規定により諮問をした実施機関</b>	<b>区長は、第1項の規定により諮問をしたとき</b>
<b>第13条第4項</b>	<b>同項に規定する裁決をすべき実施機関</b>	<b>区長</b>
<b>第14条</b>	<b>第7条の4第3項</b>	<b>第15条の規定により読み替えて準用する第7条の4第3項</b>

（公開請求の取扱い）

第15条の2 区長は、公開請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、当該公開請求に係る特定歴史的公文書を公開しなければならない。

- (1) 当該特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報が含まれている場合
- (2) 当該特定歴史的公文書の原本を公開することにより当該原本の破損又はその汚損を生ずるおそれがある場合

2 区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されたからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項の規定による記録がされ、又は同条第4項の規定による意見が付されている場合は、当該記録又は当該意見を参酌しなければならない。

3 区長は、特定歴史的公文書であって、公文書等管理条例第8条第3項第4号ウに該当するものとして同条第4項の規定により意見を付されたものについて公開決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史的公文書を移管した実施機関に対し、**利用請求**に係る特定歴史的公文書の名称その他区長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

付 則

（葛飾区行政不服審査会条例の一部改正）

2 葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第8条第1項中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、**「情報」を「公文書等」**に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、**「第2条第2号」を「第2条第4号」に改め、同条第3項中「情報」を「公文書等」に改める。**

（公開請求の取扱い）

第15条の2 区長は、公開請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、当該公開請求に係る特定歴史的公文書を公開しなければならない。

- (1) 当該特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報が含まれている場合
- (2) 当該特定歴史的公文書の原本を公開することにより当該原本の破損又はその汚損を生ずるおそれがある場合

2 区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されたからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項の規定による記録がされ、又は同条第4項の規定による意見が付されている場合は、当該記録又は当該意見を参酌しなければならない。

3 区長は、特定歴史的公文書であって、公文書等管理条例第8条第3項第4号ウに該当するものとして同条第4項の規定により意見を付されたものについて公開決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史的公文書を移管した実施機関に対し、**公開請求**に係る特定歴史的公文書の名称その他区長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

付 則

（葛飾区行政不服審査会条例の一部改正）

2 葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第8条第1項中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、**「情報（」を「公文書等（」**に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、**「同条例第2条第2号」を「同条例第2条第4号」に、「情報」を「公文書等を」に、「情報の」を「公文書等の」に改め、同条第3項中「対し、」の次に「公文書等に記録されている」を加える。**

第11条中「情報」を「公文書等」に改める。

第14条中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「「情報」を「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「情報を」を「公文書等を」に改める。

第16条中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「「情報」を「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「規定する情報」を「規定する公文書等」に改める。

第11条中「情報」を「公文書等」に改める。

第14条**第2項**中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「、「情報」を「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「する情報」を「する公文書等」に、「中「情報」を「中「公文書等に記録されている」に、「含まれている情報」を「含まれている」に、「された情報」を「された公文書等」に改める。

第16条中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「、「情報」を「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「する情報」を「する公文書等」に、「中「情報」を「中「公文書等に記録されている」に、「含まれている情報」を「含まれている」に改める。

議案第13号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月16日 条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平29条例4・令3条例28・一部改正）</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 実施機関 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年葛飾区条例第2号）第2条第1項に規定する区の機関及び葛飾区議会をいう。</p> <p>(3) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 法<b>第2条第8項</b>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 法<b>第2条第9項</b>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務実施者 法<b>第2条第12項</b>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(7) 情報提供ネットワークシステム 法<b>第2条第14項</b>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(8) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(9) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p style="text-align: center;">（平30条例27・令5条例2・令6条例6・一部改正）</p>	<p>○葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月16日 条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平29条例4・令3条例28・一部改正）</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 実施機関 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年葛飾区条例第2号）第2条第1項に規定する区の機関及び葛飾区議会をいう。</p> <p>(3) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 法<b>第2条第9項</b>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 法<b>第2条第10項</b>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務実施者 法<b>第2条第13項</b>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(7) 情報提供ネットワークシステム 法<b>第2条第15項</b>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(8) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(9) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p style="text-align: center;">（平30条例27・令5条例2・令6条例6・一部改正）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></b></p>

議案第14号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

事務事業の再構築及び執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改めるもの

2 改正概要

(1) 区長の事務部局の職員

環境課みどりと花のフェア担当係、DX戦略課及び福祉管理課災害要配慮者支援担当係の新設を始めとした組織改正やくらしのまるごと相談に係る業務量の増による人員増など

(2) 教育委員会の事務部局の職員

学校施設課及び放課後支援課放課後事業推進係の新設を始めとした組織改正や区立中学校部活動の地域連携・地域移行に係る業務量の増、文化的景観を始めとする文化財保護に係る業務量の増による人員増など

(3) 学校の事務部局の職員

学校給食調理業務の委託及び渋江小学校と木根川小学校の統合による人員減など

(4) 幼稚園の教諭

水元幼稚園の北住吉幼稚園への統合による人員減

(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員

複数選挙に係る業務量の増による人員増

職員定数増減表

部局	現行	改正案	増減
(1) 区長の事務部局の職員	2,810人	2,860人	50人
(2) 議会の事務部局の職員	17人	17人	0人
(3) 教育委員会の事務部局の職員	242人	257人	15人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員			
ア 学校の事務部局の職員	130人	121人	△9人
イ 幼稚園の教諭	14人	6人	△8人
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員	10人	11人	1人
(6) 監査委員の事務部局の職員	7人	7人	0人
(7) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人	0人
合 計	3,232人	3,281人	49人

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区職員定数条例 新旧対照表 (関連部分抜粋)

現 行	改正案
<p>○葛飾区職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年4月1日 条例第48号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務部局の職員 <b><u>2,810人</u></b></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 17人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <b><u>242人</u></b></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員</p> <p>ア 学校の事務部局の職員 <b><u>130人</u></b></p> <p>イ 幼稚園の教諭 <b><u>14人</u></b></p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <b><u>10人</u></b></p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 7人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>合計 <b><u>3,232人</u></b></p> <p>2 派遣、事務従事、休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業及び併任の場合の職員の定数は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業及び公務災害休業の職員が復職した場合は、1年間を限り定数外とすることができる。</p>	<p>○葛飾区職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年4月1日 条例第48号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務部局の職員 <b><u>2,860人</u></b></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 17人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <b><u>257人</u></b></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員</p> <p>ア 学校の事務部局の職員 <b><u>121人</u></b></p> <p>イ 幼稚園の教諭 <b><u>6人</u></b></p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <b><u>11人</u></b></p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 7人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>合計 <b><u>3,281人</u></b></p> <p>2 派遣、事務従事、休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業及び併任の場合の職員の定数は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業及び公務災害休業の職員が復職した場合は、1年間を限り定数外とすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><b><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></b></p>

議案第15号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

人事課

### 1 改正理由

雇用保険法及び刑法の改正に伴い、規定の整備を行うもの

### 2 改正概要

#### (1) 雇用保険法の改正に伴う規定の整備

① 雇用保険法において、就業促進手当のうち、安定した職業以外に就いたものに対して支給される就業手当が廃止されることに伴い、必要な規定の整備を行う。

② 雇用保険法において、地域延長給付の暫定措置が令和6年度末から令和8年度末まで2年間延長されることに伴い、必要な規定の整備を行う。

#### (2) 刑法の改正に伴う規定の整備

刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、「禁錮」という規定を「拘禁刑」に改める。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行日

上記2(1)については、令和7年4月1日、上記2(2)については、令和7年6月1日から施行する。

## 職員の退職手当に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和32年12月26日 条例第11号 (失業者の退職手当)</p> <p>第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあ</p>	<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和32年12月26日 条例第11号 (失業者の退職手当)</p> <p>第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあ</p>

るものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日以前の職員等であった期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

るものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日以前の職員等であった期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は前項の退職手当を支給することができる。
- (1) その者が雇用保険法の規定の例により区長が指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合
- ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
- (4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
- 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は前項の退職手当を支給することができる。
- (1) その者が雇用保険法の規定の例により区長が指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合
- ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
- (4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
- 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。)又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
- (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 11 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就

- (1) 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。)又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
- (4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 11 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

**業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数**

13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第9項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

14 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。

(昭51条例30・全改、昭60条例3・平元条例10・平元条例30・平4条例34・平7条例12・平12条例83・平13条例20・平15条例39・平19条例26・平22条例10・平22条例25・平28条例53・平29条例20・令4条例43・令4条例56・令5条例48・一部改正)

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当

13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第9項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

14 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。

(昭51条例30・全改、昭60条例3・平元条例10・平元条例30・平4条例34・平7条例12・平12条例83・平13条例20・平15条例39・平19条例26・平22条例10・平22条例25・平28条例53・平29条例20・令4条例43・令4条例56・令5条例48・一部改正)

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について**拘禁刑**以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当

該遺族に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（**禁錮**以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の

該遺族に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（**拘禁刑**以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の

額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・一部改正)

(退職後**禁錮**以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 葛飾区行政手続条例(平成7年葛飾区条例第1号。以下「行政手続条例」という。)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支

額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・一部改正)

(退職後**拘禁刑**以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に**拘禁刑**以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 葛飾区行政手続条例(平成7年葛飾区条例第1号。以下「行政手続条例」という。)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支

給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・令4条例43・一部改正)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者

(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・令4条例43・一部改正)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当

給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・令4条例43・一部改正)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者

(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**拘禁刑**以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・令4条例43・一部改正)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当

該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退

該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し**拘禁刑**以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し**拘禁刑**以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業

職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第19条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・令4条例43・一部改正)

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。
  - 2 昭和31年8月31日以前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
  - 3 昭和31年8月31日に現に在職した職員の同年同月同日以前における勤続期間については、この条例適用の日以後の勤続期間に通算する。
  - 4 任命権者の指定する職員が引き続いて日本住宅公団、首都高速道路公団、財団法人新宿副都心建設公社、財団法人東京都新都市建設公社または財団法人オリンピック東京大会組織委員会(以下「公団等」という。)の役員または職員となった場合は、第3条の規定にかかわらず当該公団等の役員または職員としての在職期間中は、退職手当の支給を停止する。
- (昭38条例24・追加)
- 5 前項の職員が更に引き続いて区の職員となった場合は、前後の区の職員としての在職期間及び当該公団等の役員または職員としての在職期間を通算し、第10条第1項及び同条第2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

(昭38条例24・追加)

- 6 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給す

者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第19条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(平22条例10・追加、平28条例18・平30条例21・令4条例43・一部改正)

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。
  - 2 昭和31年8月31日以前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
  - 3 昭和31年8月31日に現に在職した職員の同年同月同日以前における勤続期間については、この条例適用の日以後の勤続期間に通算する。
  - 4 任命権者の指定する職員が引き続いて日本住宅公団、首都高速道路公団、財団法人新宿副都心建設公社、財団法人東京都新都市建設公社または財団法人オリンピック東京大会組織委員会(以下「公団等」という。)の役員または職員となった場合は、第3条の規定にかかわらず当該公団等の役員または職員としての在職期間中は、退職手当の支給を停止する。
- (昭38条例24・追加)
- 5 前項の職員が更に引き続いて区の職員となった場合は、前後の区の職員としての在職期間及び当該公団等の役員または職員としての在職期間を通算し、第10条第1項及び同条第2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

(昭38条例24・追加)

- 6 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給す

る退職手当の額は、第5条から第9条の4までの規定により計算して得た額から当該公団等の役員又は職員としての在職期間について支給を受けた条例の退職手当に相当する給与の額を控除した額とする。

(昭38条例24・追加、昭56条例11・一部改正)

7 第3項に規定する役員または職員としての在職中に死亡した場合の同項に規定する退職手当は、その者の遺族に支給する。

(昭38条例24・追加)

8 先に職員として在職し、裁判所法(昭和22年法律第59号)に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となった場合の第11条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、あとの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(昭56条例11・追加、平22条例10・一部改正)

9 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第10条まで(付則第24項、第25項及び第27項から第30項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

(昭56条例11・追加、平18条例58・平22条例10・令4条例43・一部改正)

10 第11条第5項の規定による先の職員としての在職期間及び東京都の職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定にかかわらず退職日給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び東京都の職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び東京都の職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。

(1) その者が第5条から第9条まで(付則第24項、第25項及び第27項から第30項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合

(2) その者が先の職員を退職した際及び東京都の職員等を退職した際に支給を受けた退職手当の基本額その他この条例の規定による退職手当に相当する給与の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合

(昭46条例23・追加、昭56条例11・旧第8項繰下・一部改正、平18条例58・平22条例10・令4条例43・一部改正)

11 平成14年度に退職する職員のうち職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年が年齢60年であって、任命権者が別に定める者の退職手当の算定にあつては、第7条の3の規定中「100分の2」とあるのは「100分の3」として、同条の規定を適用する。

(平13条例20・追加、平14条例56・一部改

る退職手当の額は、第5条から第9条の4までの規定により計算して得た額から当該公団等の役員又は職員としての在職期間について支給を受けた条例の退職手当に相当する給与の額を控除した額とする。

(昭38条例24・追加、昭56条例11・一部改正)

7 第3項に規定する役員または職員としての在職中に死亡した場合の同項に規定する退職手当は、その者の遺族に支給する。

(昭38条例24・追加)

8 先に職員として在職し、裁判所法(昭和22年法律第59号)に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となった場合の第11条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、あとの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(昭56条例11・追加、平22条例10・一部改正)

9 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第10条まで(付則第24項、第25項及び第27項から第30項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

(昭56条例11・追加、平18条例58・平22条例10・令4条例43・一部改正)

10 第11条第5項の規定による先の職員としての在職期間及び東京都の職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定にかかわらず退職日給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び東京都の職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び東京都の職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。

(1) その者が第5条から第9条まで(付則第24項、第25項及び第27項から第30項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合

(2) その者が先の職員を退職した際及び東京都の職員等を退職した際に支給を受けた退職手当の基本額その他この条例の規定による退職手当に相当する給与の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合

(昭46条例23・追加、昭56条例11・旧第8項繰下・一部改正、平18条例58・平22条例10・令4条例43・一部改正)

11 平成14年度に退職する職員のうち職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年が年齢60年であって、任命権者が別に定める者の退職手当の算定にあつては、第7条の3の規定中「100分の2」とあるのは「100分の3」として、同条の規定を適用する。

(平13条例20・追加、平14条例56・一部改

正、平18条例58・旧第11項繰下、平22条例10・旧第12項繰上)

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年葛飾区条例第19号)付則第9項の規定により読み替えて準用される同条例付則第3項に規定する人事委員会が定めるものに対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料の調整額の額に相当する規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から1万3,000円(職員の給与に関する条例附則第6項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の左欄に掲げる年度において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。)を減じた額)」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

(平18条例23・追加、平18条例58・旧第12項繰下・一部改正、平22条例10・旧第13項繰上・一部改正)

13 退職した者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成25年葛飾区条例第15号)による改正前の第10条第1項及び第2項の規定により付与したポイント(平成25年4月1日以後に東京都の職員等から引き続き新たに職員となった者にあつては、規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。)を有する場合であつて、確定ポイントに第10条第6項に定める退職手当の調整額の単価(以下「単価」という。)を乗じて得た額(以下「旧調整額」という。)が同条第1項の規定により計算した退職手当の調整額(次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額)を超えるときは、第10条第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

(平25条例15・追加)

14 第10条の規定の適用を受ける者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職したもののポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	280
イ	第2号区分	226.7
ウ	第3号区分	173.4
エ	第4号区分	121.7
オ	第5号区分	101.7
カ	第6号区分	90
キ	第7号区分	76.7
ク	第8号区分	零

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	320
イ	第2号区分	263.4

正、平18条例58・旧第11項繰下、平22条例10・旧第12項繰上)

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年葛飾区条例第19号)付則第9項の規定により読み替えて準用される同条例付則第3項に規定する人事委員会が定めるものに対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料の調整額の額に相当する規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から1万3,000円(職員の給与に関する条例附則第6項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の左欄に掲げる年度において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。)を減じた額)」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

(平18条例23・追加、平18条例58・旧第12項繰下・一部改正、平22条例10・旧第13項繰上・一部改正)

13 退職した者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成25年葛飾区条例第15号)による改正前の第10条第1項及び第2項の規定により付与したポイント(平成25年4月1日以後に東京都の職員等から引き続き新たに職員となった者にあつては、規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。)を有する場合であつて、確定ポイントに第10条第6項に定める退職手当の調整額の単価(以下「単価」という。)を乗じて得た額(以下「旧調整額」という。)が同条第1項の規定により計算した退職手当の調整額(次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額)を超えるときは、第10条第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

(平25条例15・追加)

14 第10条の規定の適用を受ける者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職したもののポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	280
イ	第2号区分	226.7
ウ	第3号区分	173.4
エ	第4号区分	121.7
オ	第5号区分	101.7
カ	第6号区分	90
キ	第7号区分	76.7
ク	第8号区分	零

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	320
イ	第2号区分	263.4

ウ 第3号区分 206.7  
エ 第4号区分 153.4  
オ 第5号区分 133.4  
カ 第6号区分 120  
キ 第7号区分 103.4  
ク 第8号区分 零

(平25条例15・追加)

15 前2項の規定は、付則第8項及び第9項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

(平25条例15・追加)

16 平成30年4月1日以後に退職(第5条第1項の規定に該当する場合を除く。)する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第6条第1項第1号に規定する行政職給料表(二)(以下「行政職給料表(二)」という。)の適用を受け、かつ、第10条第1項第7号に掲げる区分に該当する期間(以下「対象期間」という。)を有する場合は、対象期間1年度につき、68の点数(当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)を合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

(平25条例15・追加、平27条例12・平30条例21・一部改正)

17 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級(平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級)以上であった期間(その者が東京都の職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間)を有するときは、対象期間1年度につき、22の点数(当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)を合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(平25条例15・追加、平27条例12・平30条例21・一部改正)

18 **令和7年3月31日**以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 第3号区分 206.7  
エ 第4号区分 153.4  
オ 第5号区分 133.4  
カ 第6号区分 120  
キ 第7号区分 103.4  
ク 第8号区分 零

(平25条例15・追加)

15 前2項の規定は、付則第8項及び第9項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

(平25条例15・追加)

16 平成30年4月1日以後に退職(第5条第1項の規定に該当する場合を除く。)する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第6条第1項第1号に規定する行政職給料表(二)(以下「行政職給料表(二)」という。)の適用を受け、かつ、第10条第1項第7号に掲げる区分に該当する期間(以下「対象期間」という。)を有する場合は、対象期間1年度につき、68の点数(当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)を合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

(平25条例15・追加、平27条例12・平30条例21・一部改正)

17 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級(平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級)以上であった期間(その者が東京都の職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間)を有するときは、対象期間1年度につき、22の点数(当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)を合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(平25条例15・追加、平27条例12・平30条例21・一部改正)

18 **令和9年3月31日**以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

（平29条例20・追加、令元条例52・令4条例43・一部改正）

19 令和2年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）に退職し、第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年葛飾区条例第50号。以下「一部改正給与条例」という。）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年葛飾区条例第51号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。）による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

（令元条例52・追加）

20 特定期間に退職し、第7条の4第1項の規定の適用を受ける者（同項各号の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

（令元条例52・追加）

21 特定期間に退職し、第9条第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

（令元条例52・追加）

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

22 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は付則第22項」とする。

（令4条例43・追加）

23 前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

（令4条例43・追加）

24 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第6条第1

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

（平29条例20・追加、令元条例52・令4条例43・一部改正）

19 令和2年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）に退職し、第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年葛飾区条例第50号。以下「一部改正給与条例」という。）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年葛飾区条例第51号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。）による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

（令元条例52・追加）

20 特定期間に退職し、第7条の4第1項の規定の適用を受ける者（同項各号の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

（令元条例52・追加）

21 特定期間に退職し、第9条第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

（令元条例52・追加）

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

22 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は付則第22項」とする。

（令4条例43・追加）

23 前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

（令4条例43・追加）

24 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第6条第1

項第2号アに規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

（令4条例43・追加）

25 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第6条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

（令4条例43・追加）

26 職員の給与に関する条例附則第10項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の変定に該当しないものとする。

（令4条例43・追加）

27 当分の間、職員の給与に関する条例附則第10項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例附則第10項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。））」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の変定改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定

項第2号アに規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

（令4条例43・追加）

25 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第6条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

（令4条例43・追加）

26 職員の給与に関する条例附則第10項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の変定に該当しないものとする。

（令4条例43・追加）

27 当分の間、職員の給与に関する条例附則第10項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例附則第10項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。））」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の変定改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定

により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。)の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額(その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。))並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となった7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。)の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合(その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。)」とする。

(令4条例43・追加)

28 第25項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第27項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置前給料月額」という。)
	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。)

により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。)の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額(その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。))並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となった7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。)の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合(その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。)」とする。

(令4条例43・追加)

28 第25項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第27項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置前給料月額」という。)
	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。)

		いう。)
の7割措置日 前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日 前の特定減額前給料月額	
及び7割措置日後 の特定減額前給料月額を	並びに7割措置日後 の特定減額前給料月額及び7割措置日後 の特定減額前給料月額に100分の2を 乗じて得た額の合計額(以下「割増後の 7割措置日後の特定減額前給料月額」と いう。)を	
7割措置前給料月 額に	割増後の7割措置前 給料月額に	
付則第27項の規 定により読み替 えて適用する第7 条の4第1項第2号	退職日給料月額に、 退職日給料月額及び 退職日給料月額に1 00分の2を乗じて 得た額の合計額に、	
付則第27項の規 定により読み替 えて適用する第7 条の4第1項第2号 イ	の7割措置日後の 特定減額前給料月 額 7割措置前給料月 額	の割増後の7割措置 日後の特定減額前給 料月額 割増後の7割措置前 給料月額

(令4条例43・追加)

29 当分の間、職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員(付則第12項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「第7条の4まで」とあるのは「第7条の4まで(付則第24項、第25項、第27項及び第28項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額(同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める

		いう。)
の7割措置日 前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日 前の特定減額前給料月額	
及び7割措置日後 の特定減額前給料月額を	並びに7割措置日後 の特定減額前給料月額及び7割措置日後 の特定減額前給料月額に100分の2を 乗じて得た額の合計額(以下「割増後の 7割措置日後の特定減額前給料月額」と いう。)を	
7割措置前給料月 額に	割増後の7割措置前 給料月額に	
付則第27項の規 定により読み替 えて適用する第7 条の4第1項第2号	退職日給料月額に、 退職日給料月額及び 退職日給料月額に1 00分の2を乗じて 得た額の合計額に、	
付則第27項の規 定により読み替 えて適用する第7 条の4第1項第2号 イ	の7割措置日後の 特定減額前給料月 額 7割措置前給料月 額	の割増後の7割措置 日後の特定減額前給 料月額 割増後の7割措置前 給料月額

(令4条例43・追加)

29 当分の間、職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員(付則第12項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「第7条の4まで」とあるのは「第7条の4まで(付則第24項、第25項、第27項及び第28項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額(同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める

額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(令4条例43・追加)

30 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第24項、第25項及び第27項から第29項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。)を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(令4条例43・追加)

付 則 (中間省略)

付 則 (平成元年3月16日条例第10号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び第7条の2の次に1条を加える改正規定並びに付則第3項から第5項までの規定は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第6条又は第7条の規定により計算した場合の退職手当の額が、改正後の条例第6条、第7条若しくは第7条の3又は前項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支

額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(令4条例43・追加)

30 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第24項、第25項及び第27項から第29項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。)を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(令4条例43・追加)

付 則 (中間省略)

付 則 (平成元年3月16日条例第10号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び第7条の2の次に1条を加える改正規定並びに付則第3項から第5項までの規定は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第6条又は第7条の規定により計算した場合の退職手当の額が、改正後の条例第6条、第7条若しくは第7条の3又は前項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支

給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 5 前項の規定は、施行日の前日に職員の退職手当に関する条例第10条第5項に規定する東京都の職員等として在職する者で、東京都の職員等として在職した後引き続き職員となったものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 5 前項の規定は、施行日の前日に職員の退職手当に関する条例第10条第5項に規定する東京都の職員等として在職する者で、東京都の職員等として在職した後引き続き職員となったものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項の改正規定並びに付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の条例第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、葛飾区規則で定める。

議案第29号	関係資料
--------	------

議案第30号	関係資料
--------	------

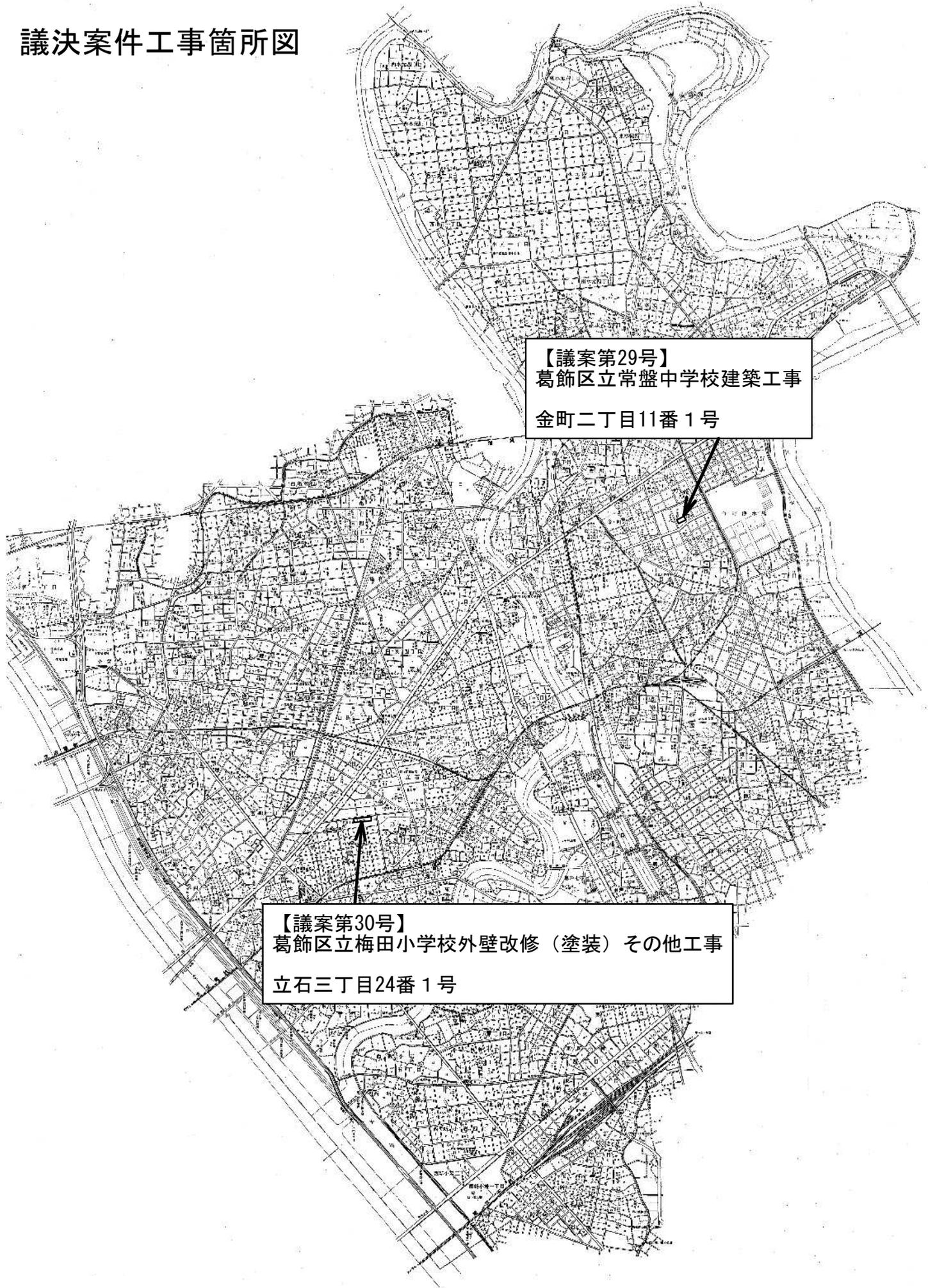
総	務	部
---	---	---

令和7年3月18日
-----------

## 議決案件工事資料

契約管財課

# 議決案件工事箇所図



【議案第29号】  
葛飾区立常盤中学校建築工事  
金町二丁目11番1号

【議案第30号】  
葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事  
立石三丁目24番1号

令和6年度

## 入札経過調書

案件番号	0000005020
件名	葛飾区立常盤中学校建築工事
履行場所	東京都葛飾区金町二丁目11番1号
工期	契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和6年11月22日
開札日時	令和6年12月26日 11時00分 葛飾区役所 7階705会議室
落札者名	トーヨー富士工・小松建設共同企業体 株式会社トーヨー富士工 代表取締役 角田 隆二 東京都葛飾区柴又七丁目1番11号
落札金額	4,279,000,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	大翔・田辺建設共同企業体	4,284,500,000	0.0	20.7	20.7	
2	トーヨー富士工・小松建設共同企業体	4,279,000,000	0.1	22.0	22.1	落札
3	永井・大徳建設共同企業体					辞退
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	4,286,645,000 円
------	-----------------

(参 考)

葛飾区立常盤中学校建築工事

敷地面積 14,621.60平方メートル

校舎棟建築構造 鉄筋コンクリート造地上4階建

建築面積 2,730.21平方メートル

延べ面積 8,365.65平方メートル

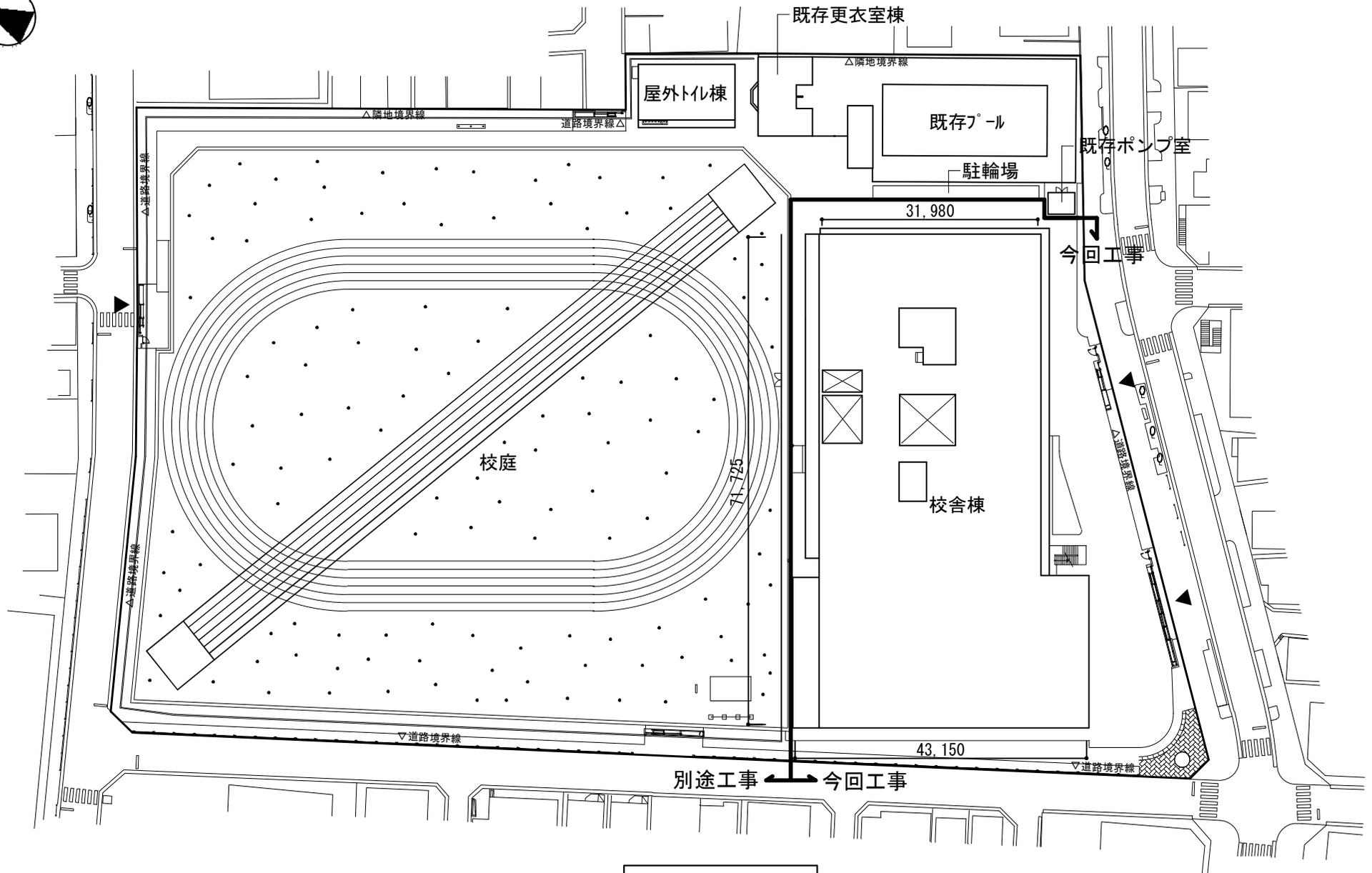
高さ 21.55メートル

主要諸室等

1階	昇降口、主事室、保健室、多目的室、給食室、 金工室兼木工室、特別支援教室、校内サポート ルーム、教育相談室、進路指導室兼進路資料室、 地域連携室
2階	体育館、普通教室、学習センター（学校図書館）、 職員室、備蓄倉庫、校長室、事務室
3階	普通教室、少人数教室、美術室、理科室、会議 室、放送室
4階	普通教室、少人数教室、音楽室、被服室兼調理 室、生徒会室、多目的交流スペース

# 案内図



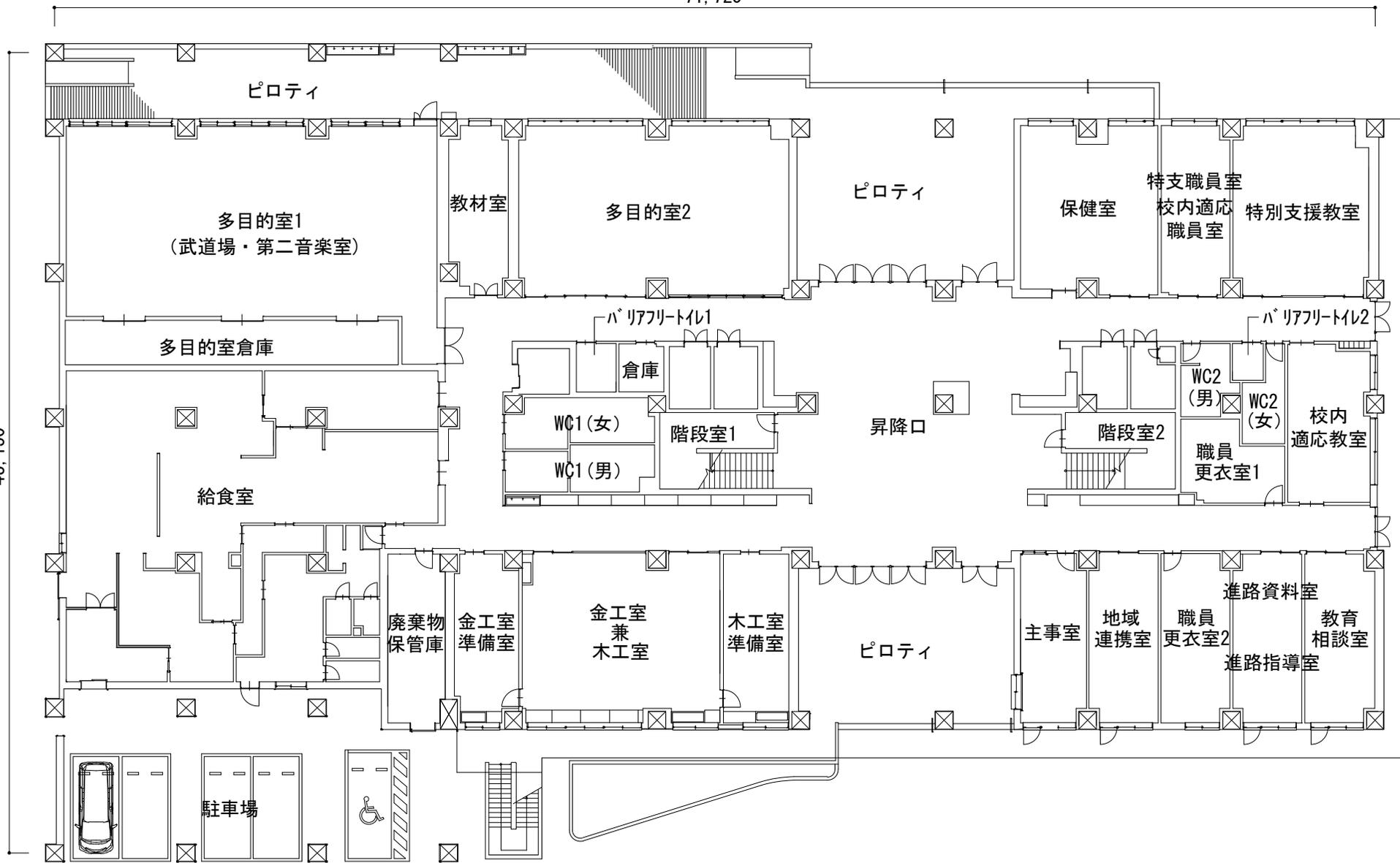


配置図

71,725

43,150

31,980



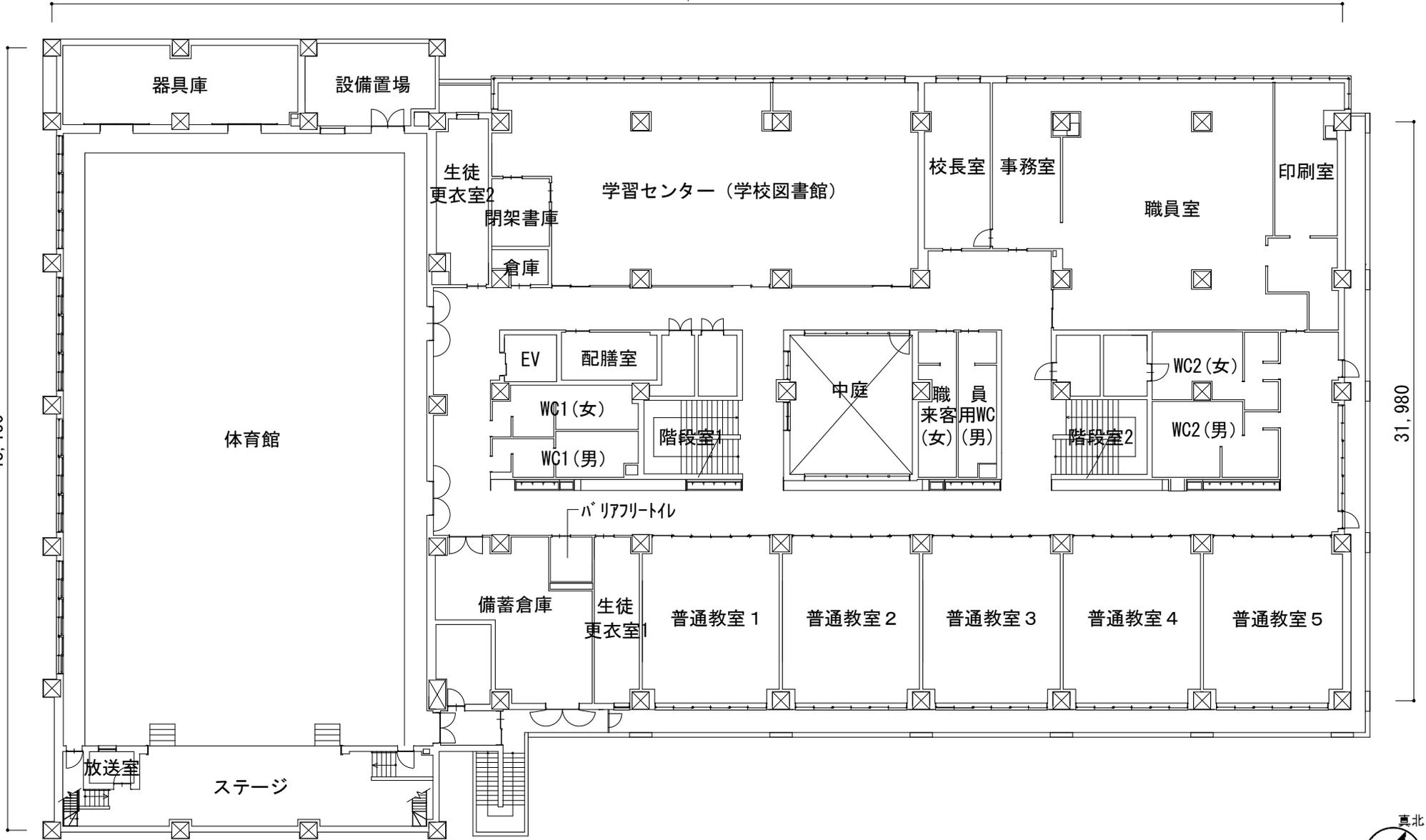
1階平面図



71,725

43,150

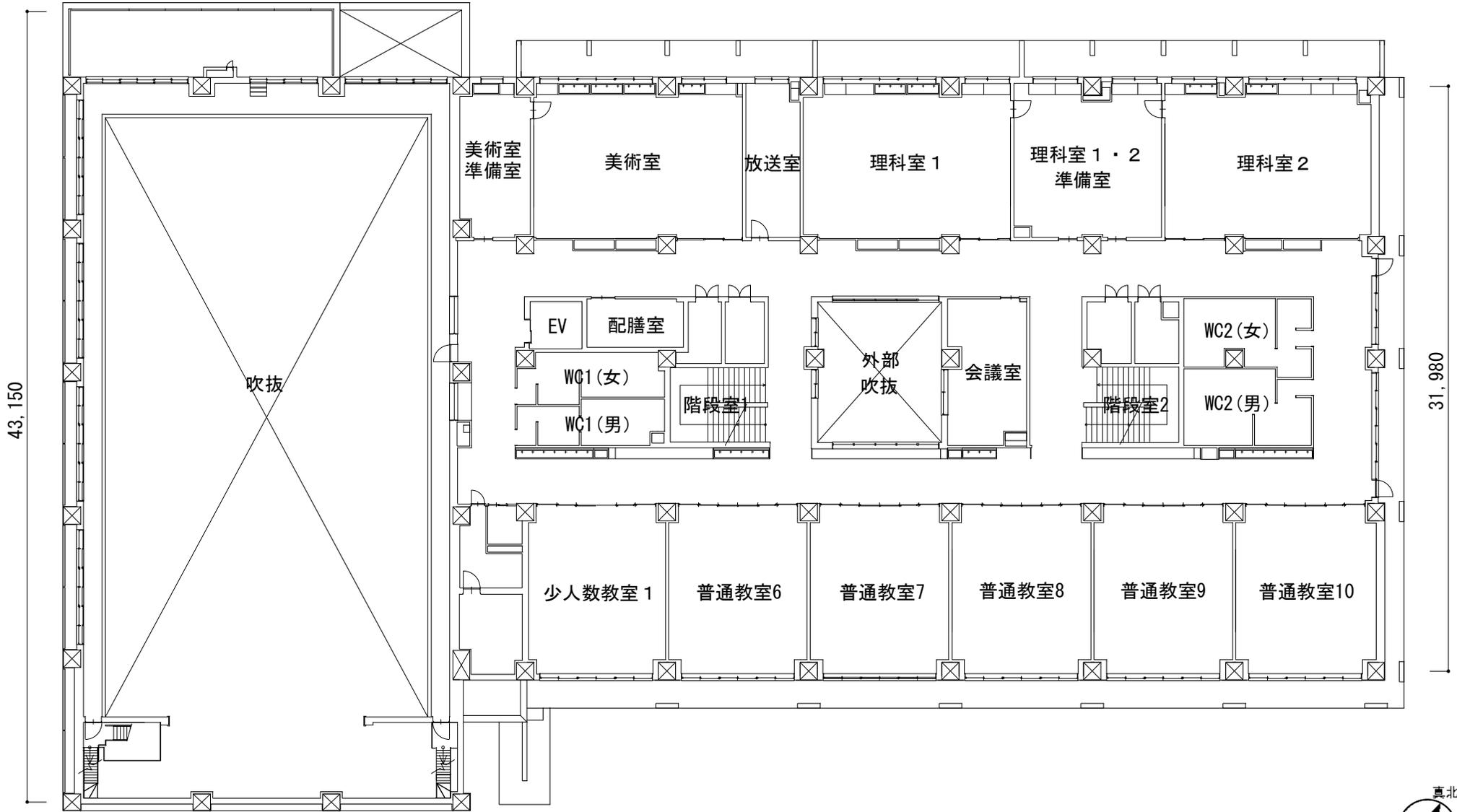
31,980



2階平面図



71,725

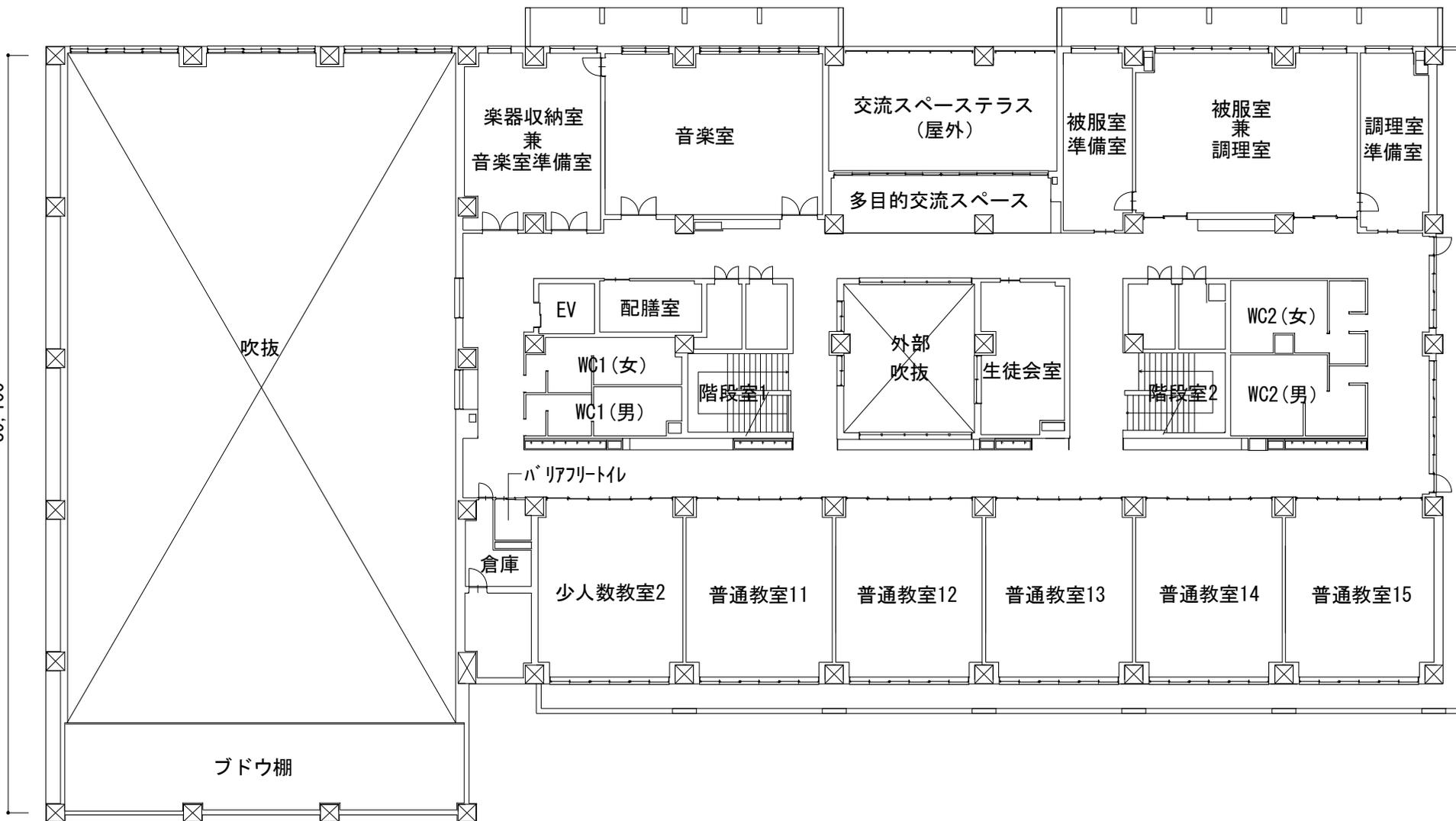


3階平面図

71,725

39,100

31,980



4階平面図



71,725

39,100

31,980

太陽光パネル

設備置場

交流テラス上部  
吹抜

設備置場

中庭上部  
吹抜

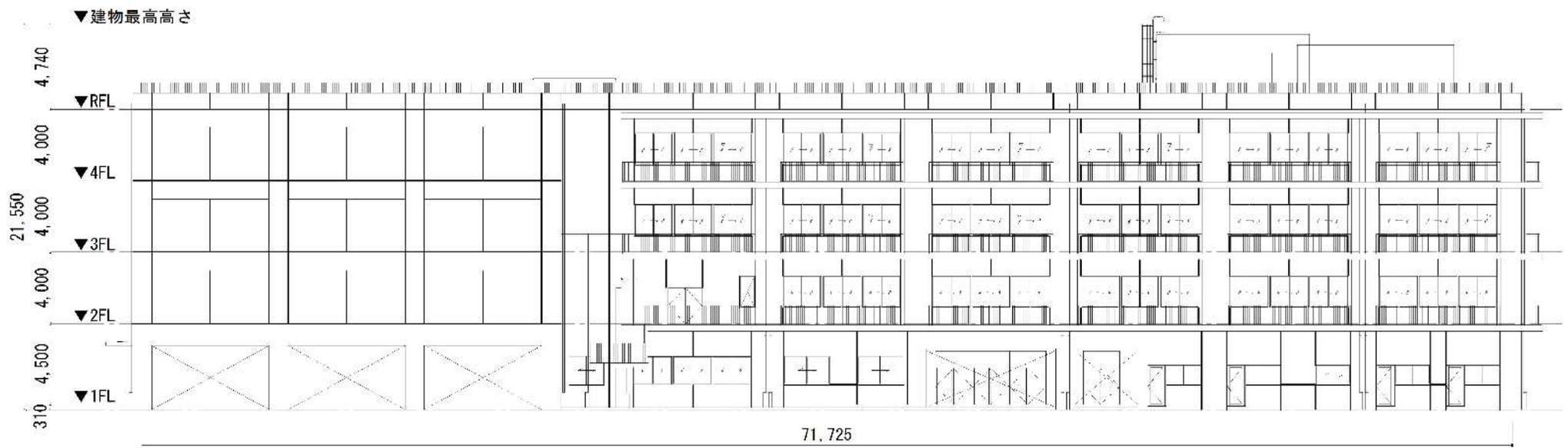
常盤中

設備置場

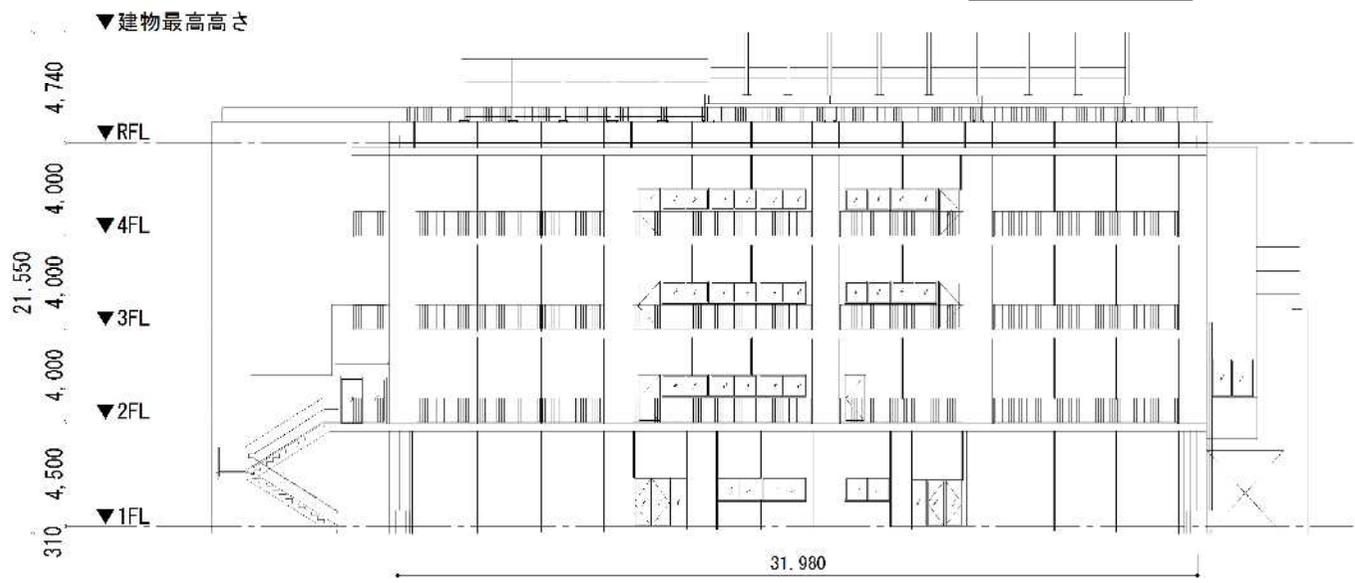
屋上平面図



葛飾区立常盤中学校建築工事



南立面图

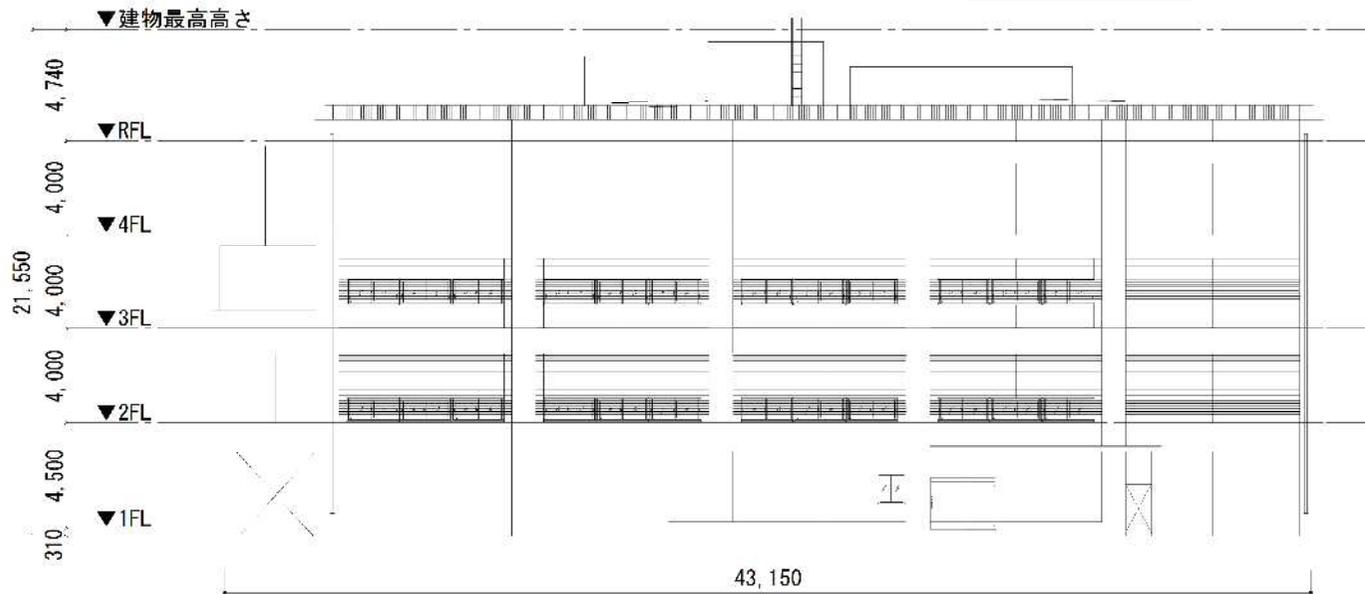


東立面图

葛飾区立常盤中学校建築工事



北立面図



西立面図



外観パース

葛飾区立常盤中学校建築工事

(葛飾区立梅田小学校外壁改修(塗装) 其他工事)  
入札経過調書

令和6年度

案件番号	0000005097
件名	葛飾区立梅田小学校外壁改修(塗装) 其他工事
履行場所	東京都葛飾区立石三丁目24番1号
工期	契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和6年12月6日
開札日時	令和6年12月27日 13時30分 電子入札
落札者名	笹崎塗装株式会社 代表取締役 深野 朋子 東京都葛飾区新小岩三丁目28番20号
落札金額	320,327,700 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	清水ペイント株式会社	323,598,000	0.8	28.5	29.3	
2	笹崎塗装株式会社	320,327,700	1.8	28.5	30.3	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	326,865,000 円
------	---------------

(参 考)

葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事

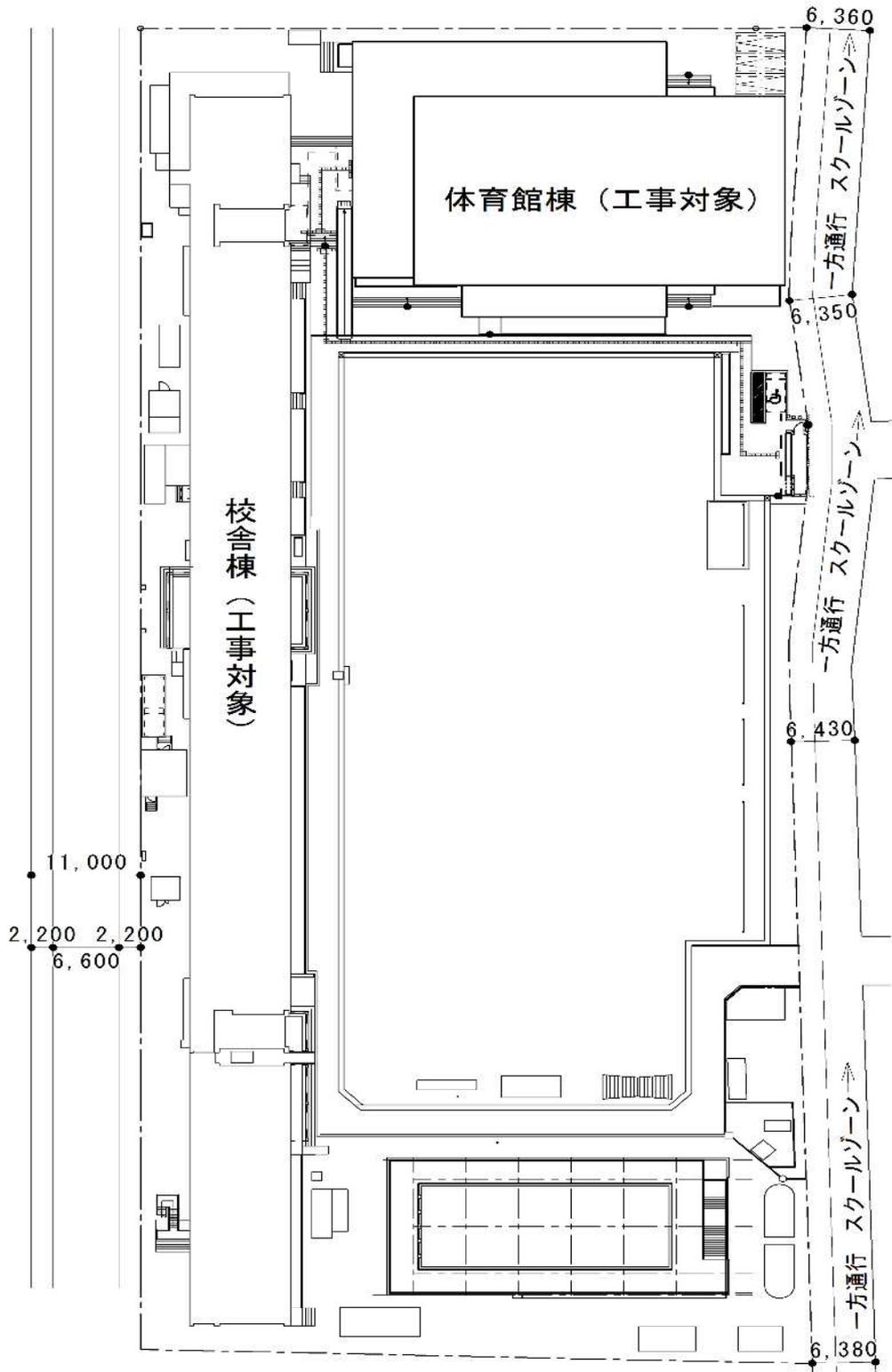
外壁塗装改修工事           面積   4,395.10平方メートル

防水改修工事               面積    377.00平方メートル

# 案内図



# 配置図



議案第42号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、子の看護休暇の名称を子の看護等休暇に改めるほか、所要の改正を行うもの

2 改正概要

- (1) 子の看護休暇の名称を子の看護等休暇に改めること。
- (2) 超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲を拡大すること。
- (3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置について定めること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月27日 条例第3号</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月27日 条例第3号</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族（<u>第16条の5第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相</p>

で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平11条例10・追加、平14条例11・平22条例22・平29条例5・令5条例42・一部改正)

**(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)**

第9条の3 任命権者は、**3歳に満たない**子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「**3歳に満たない**子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、**3歳に満たない**子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平22条例22・追加、平29条例5・平31条例14・一部改正)

**(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)**

第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「**小学校就学の始期に達するまでの子**のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平22条例22・追加)

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する

手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平11条例10・追加、平14条例11・平22条例22・平29条例5・令5条例42・一部改正)

**(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)**

第9条の3 任命権者は、**小学校就学の始期に達するまでの**子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「**小学校就学の始期に達するまでの子**のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、**小学校就学の始期に達するまでの子**の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平22条例22・追加、平29条例5・平31条例14・一部改正)

第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「**小学校就学の始期に達するまでの子**のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平22条例22・追加)

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する

る法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平11条例27・平14条例54・平21条例4・平22条例22・令元条例32・令4条例7・一部改正)

る法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(平11条例27・平14条例54・平21条例4・平22条例22・令元条例32・令4条例7・一部改正)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 改正後の第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

議案第44号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事課

### 1 改正理由

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当について定めるほか、  
所要の改正をするもの

### 2 改正概要

#### (1) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当

国との均衡等を踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び  
暫定再任用職員に対し、住居手当を支給するよう改める。

#### (2) 刑法の改正に伴う規定の整備

刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴  
い、「禁錮」という規定を「拘禁刑」に改める。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行日

上記2 (1) については、令和7年4月1日、上記2 (2) については、令和7  
年6月1日から施行する。

## 職員の給与に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p style="text-align: center;">（平10条例10・追加、令元条例38・令4条例41・一部改正）</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>禁錮</b>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当す</p>	<p>○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p style="text-align: center;">（平10条例10・追加、令元条例38・令4条例41・一部改正）</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>拘禁刑</b>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当す</p>

る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(平10条例10・追加、平28条例14・一部改正)

(特定職員についての適用除外)

第27条の5 第17条から第19条までの規定は、第11条第1項の規定に基づき指定する職員には適用しない。

2 第11条の2から第13条まで**及び第13条の3**の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第7条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

(昭40条例22・追加、昭48条例1・平4条例11・一部改正、平10条例10・旧第27条の3繰下・一部改正、平13条例17・平27条例10・令元条例38・令4条例41・一部改正)

付 則 (令和4年10月13日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第9項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務

る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し**拘禁刑**以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(平10条例10・追加、平28条例14・一部改正)

(特定職員についての適用除外)

第27条の5 第17条から第19条までの規定は、第11条第1項の規定に基づき指定する職員には適用しない。

2 第11条の2から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第7条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

(昭40条例22・追加、昭48条例1・平4条例11・一部改正、平10条例10・旧第27条の3繰下・一部改正、平13条例17・平27条例10・令元条例38・令4条例41・一部改正)

付 則 (令和4年10月13日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第9項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務

職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第4項及び第20条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第27条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 9 職員の給与に関する条例第11条の2から第13条まで**及び第13条の3**の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  
（委任）
- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。  
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第4項及び第20条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第27条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 9 職員の給与に関する条例第11条の2から第13条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。  
（委任）
- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。  
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

- 1 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年葛飾区条例第50号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略
- 1 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

- 1 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年葛飾区条例第50号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略
- 1 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第27条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て葛飾区規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年葛飾区条例第41号）の一部を次のように改正する。  
付則第9項中「及び第13条の3」を削る。

議案第46号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 職員の旅費に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○職員の旅費に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第10号</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、この条例を定める。</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公務のために旅行する職員の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。</p> <p><b>2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて任命権者がその都度特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。</b></p> <p style="text-align: center;">（昭48条例24・昭53条例20・平元条例9・平30条例7・一部改正）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）削除</p> <p>（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び<u>財務省令で定める</u>その附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>（3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>（4）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない<u>職員については、その住所又は居所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>（5）赴任 <u>区</u>の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員又は任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職にあてるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>（6）<u>扶養親族</u> <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p>	<p>○職員の旅費に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第10号</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、この条例を定める。</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公務のために旅行する職員の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（昭48条例24・昭53条例20・平元条例9・平30条例7・一部改正）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）削除</p> <p>（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>（3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>（4）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない<u>場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>（5）赴任 <u>葛飾区（以下「区」という。）</u>の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員又は任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職にあてるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>（6）<u>帰宅</u> 職員が退職し、又は死亡した場合において、<u>その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</u></p> <p>（7）<u>家族</u> 内国旅行にあつては、<u>職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、<u>外国旅行にあつては、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。</u></p>

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）第6条第1項第1号アに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあってはその全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、人事委員会と協議して葛飾区規則で定める地域をいうものとする。

（昭31条例11・昭32条例13・昭48条例24・昭51条例3・昭53条例20・平元条例40・平12条例83・平17条例11・令2条例3・令5条例47・一部改正）

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職した場合の職員の旅費及び職員が死亡した場合の遺族の旅費については、特別区人事委員会規則で定める。

（8）遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（9）旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他任命権者が別に定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、区と旅行役務提供契約（旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（昭31条例11・昭32条例13・昭48条例24・昭51条例3・昭53条例20・平元条例40・平12条例83・平17条例11・令2条例3・令5条例47・一部改正）

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

（1）職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（2）職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（3）職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（4）職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（5）職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（6）外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子に限る。）が、その死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺

3 職員が区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

4 前3項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に、次条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を、旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができる旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給する。

（昭48条例24・昭51条例3・昭53条例2  
0・平17条例11・令2条例3・一部改正）

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関する事項の

族

(7) 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は任命権者が別に定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合には、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他任命権者が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他任命権者が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができる旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給する。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（昭48条例24・昭51条例3・昭53条例2  
0・平17条例11・令2条例3・一部改正）

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に任命権者が定める事項の

記載又は記録をし、これをその旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等にその旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等が発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項の記載又は記録をし、これをその旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等が電磁的記録による場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。）により提示することができる。

**6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他必要な事項は、任命権者が定める。**

（昭51条例3・平17条例11・令2条例3・一部改正）

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（昭51条例3・一部改正）

（旅費の種類）

**第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び渡航手数料とする。**

**2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。**

**3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。**

**4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。**

**5 車賃は、陸路（鉄道を除く、以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。**

**6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。**

**7 旅行雑費は、近接地（葛飾区の地域を除く。）内の旅行に伴い、公務のために特に要した経費で任命権者が別に定めるものについて、実費額により支給する。**

**8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。**

**9 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。**

**10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じた定額の範囲内の実費額により支給する。**

**11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について**

記載又は記録をし当該事項をその旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがないときは、口頭により旅行命令等が発し、又はその変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項の記載又は記録をしなければならない。

5 旅行命令簿等が電磁的記録による場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。）により提示することができる。

（昭51条例3・平17条例11・令2条例3・一部改正）

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（昭51条例3・一部改正）

定額により支給する。

12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

13 支度料は、外国への出張について定額により支給する。

14 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

(昭38条例22・昭48条例24・平11条例12・平15条例9・令2条例3・一部改正)

(旅費の計算)

**第7条** 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の計算)

**第6条** 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

**第7条** 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に必要な資料を添えて、任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 任命権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他必要な事項は任命権者が定める。

**第8条** 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

**第9条** 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区

分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(昭38条例22・昭51条例3・一部改正)

#### 第10条 削除

(平11条例12)

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更があったときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(昭32条例13・平元条例40・一部改正)

第13条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費をさらに近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

(昭48条例24・一部改正)

#### 第2章 内国旅行の旅費

#### 第14条 削除

(昭48条例24)

#### (近接地内旅費)

第15条 近接地内の旅行の旅費は、次のとおりとする。

(1) 鉄道賃及び船賃の実費額並びに車賃。ただし、車賃にあつては、近接地外旅費の例による。

(2) 旅行雑費

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には次に規定する宿泊料

ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額

イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額

(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所又は居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料定額(扶養親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額)の範囲内の実費額

(昭48条例24・全改、昭51条例3・昭53条例20・平11条例12・平15条例9・令2条例3・一部改正)

第16条から第18条まで 削除

(平11条例12)

#### (近接地外旅費)

#### 第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第19条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(昭48条例24・一部改正)

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(3) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び特別車両料金のほか座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のも

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のも

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(昭31条例11・全改、昭32条例13・昭34条例1・昭35条例11・昭38条例22・昭44条例21・昭48条例24・昭51条例3・昭54条例19・平元条例9・一部改正)

(船賃)

第21条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として任命権者が認める場合は、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用した場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(昭31条例11・全改、昭32条例13・昭37条例10・昭38条例22・昭44条例21・昭48条例24・昭54条例19・平元条例9・一部改正)

(航空賃)

第22条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第23条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として任命権者が認める場合は、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が別に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として任命権者が認める場合は、この限りでない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(昭48条例24・全改、昭51条例3・昭54条例19・平2条例27・一部改正)

(日当)

第24条 日当の額は、別表第1の定額による。

(平17条例11・一部改正)

(宿泊料)

第25条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第26条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが食糧を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第27条 移転料の額は、次の各号に規定する額の範囲内の実費額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における別表第1の額が、職員が赴任した際と同表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における同表の額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(昭51条例3・令2条例3・一部改正)

(着後手当)

渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)により定められている宿泊費基準額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費(第18条において「交通費」という。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第28条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第29条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額、並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第27条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を、移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(昭34条例1・昭38条例22・昭48条例24・昭51条例3・令2条例3・一部改正)

(近接地以外の同一地域内旅行の旅費)

第30条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額がその旅行について支給される日当の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、任命権者が別に定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞りに係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイにおいて同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴

(昭48条例24・平2条例27・平17条例11・一部改正)

### 第3章 外国旅行の旅費

#### (本邦通過の場合の旅費)

第31条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料、又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(昭48条例24・一部改正)

#### (鉄道賃)

第32条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃
  - イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の等級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(昭31条例11・昭32条例13・昭48条例24・昭56条例10・平元条例40・平18条例2

任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、国家公務員の例に準じて任命権者がその都度定める額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イに規定する期間を延長することができる。

#### (渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

#### (死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して任命権者が別に定める定額とする。

#### (旅行雑費)

第21条 旅行雑費は、公務上特に必要な雑費とし、その額は、任命権者が別に定める費用の額とする。

2・平30条例7・一部改正

(船賃)

第33条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、4級以下の職務にある者については、5級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については中級の運賃、4級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け、特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(昭31条例11・昭32条例13・昭38条例22・昭48条例24・昭51条例3・昭56条例10・平元条例40・平18条例22・平30条例7・一部改正)

(航空賃及び車賃)

第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には航空機の利用に要する運賃

(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(昭31条例11・昭32条例13・昭48条例24・昭54条例19・一部改正)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第35条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第32条第5号の規定により、寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第25条第2項及び第26条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(平17条例11・一部改正)

第36条から第38条まで 削除

(昭48条例24)

(支度料)

第39条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が、過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して、過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(昭38条例22・昭48条例24・一部改正)

(渡航手数料)

第40条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

(平2条例27・平15条例9・一部改正)

第41条 削除

(平15条例9)

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第42条 第30条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

(昭48条例24・平2条例27・平17条例1

1・一部改正)

第4章 雑則

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目

(旅費の調整)

**第43条** 任命権者は、旅行者が公用の交通機関宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、区長の承認を経てその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(昭31条例11・全改、昭53条例20・一部改正)

(旅費の特例)

**第44条** 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号) **第47条**の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき 又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(昭51条例3・昭61条例9・一部改正)

**第45条** この条例に定めがあるもののほか実施に必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例中規則の定めによる事項又は任命権者が定める事項であって、この条例にてい触しない事項は、規則又は任命権者により別段の定めがなされるまでの間は、なお、従前の例による。
- 3 外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前10日間の準備期間とを通じた期間が、2会計年度にわたる場合の旅費は、当分の間、当該2会計年度のうち前会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

(昭51条例3・全改)

**4 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要**

ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

**第25条** 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、区長の承認を経てその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者が定める旅費を支給することができる。

(昭31条例11・全改、昭53条例20・一部改正)

(旅費の特例)

**第26条** 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号) **第47条第1項若しくは第2項**の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき 又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(昭51条例3・昭61条例9・一部改正)

(旅費の返納)

**第27条** 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が別に定める。

(委任)

**第28条** この条例に定めがあるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施に必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例中任命権者が定める事項であって、この条例に抵触しない事項は、任命権者により別段の定めがなされるまでの間は、なお、従前の例による。
- 3 外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前10日間の準備期間とを通じた期間が、2会計年度にわたる場合の旅費は、当分の間、当該2会計年度のうち前会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

(昭51条例3・全改)

するものとして人事委員会が定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表に定める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の10分の8に相当する額とする。

（昭38条例22・追加、昭47条例25・昭53条例20・一部改正）

5 地方公務員法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。

（昭54条例19・追加）

付 則（中間省略）

付 則（平成11年3月29日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第15条第2号の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月18日条例第83号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成15年3月27日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の旅費に関する条例第6条第14項を削る改正規定及び同条例第41条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月29日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項、第3条第2項及び第4条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の第2条第3項、第3条第2項及び第4条の規定は、付則第1項ただし書に規定する日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月29日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月28日条例第7号）

（施行期日）

（昭38条例22・追加、昭47条例25・昭53条例20・一部改正）

4 地方公務員法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種目及び基準については、この条例中旅費の種目及び基準に関する規定を準用する。

（昭54条例19・追加）

付 則（中間省略）

付 則（平成11年3月29日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第15条第2号の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月18日条例第83号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成15年3月27日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の旅費に関する条例第6条第14項を削る改正規定及び同条例第41条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月29日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項、第3条第2項及び第4条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の第2条第3項、第3条第2項及び第4条の規定は、付則第1項ただし書に規定する日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月29日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月28日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例(昭和41年葛飾区条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(令和2年3月27日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の第6条第10項、第15条第4号、第27条第1項及び第2項並びに別表第1(2)の部の規定は、この条例の施行の日以後の採用又は転任に伴う移転について適用し、同日前の採用又は転任に伴う移転については、なお従前の例による。

付 則(令和5年6月22日条例第47号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例(昭和41年葛飾区条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(令和2年3月27日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の第6条第10項、第15条第4号、第27条第1項及び第2項並びに別表第1(2)の部の規定は、この条例の施行の日以後の採用又は転任に伴う移転について適用し、同日前の採用又は転任に伴う移転については、なお従前の例による。

付 則(令和5年6月22日条例第47号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けられる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

別表第1 内国旅行の旅費(第15条、第24条—第28条関係)

(昭54条例19・全改、昭56条例10・昭61条例35・平元条例40・平2条例27・平17条例11・平18条例22・平30条例7・令2条例3・一部改正)

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
		甲地方	乙地方	
6級の職務にある者	1,500円	14,800円	13,300円	3,000円
5級の職務にある者	1,300円	13,100円	11,800円	2,600円
4級以下の職務にある者	1,100円	10,900円	9,800円	2,200円

備考

- 1 宿泊料の甲地方、乙地方の区別は、人事委員会の定めるところによる。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 移転料

鉄道5 0キロメートル未満	鉄道5 0キロメートル以上	鉄道1 0キロメートル以上	鉄道3 0キロメートル以上	鉄道5 0キロメートル以上	鉄道 0キロメートル以上	鉄道 0キロメートル以上	鉄道 0キロメートル以上
126.00円	144.00円	178.00円	220.00円	292.00円	306.00円	328.00円	381.00円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費(第35条、第39条、付則第4項関係)

(昭48条例24・全改、昭51条例3・昭53条例20・昭56条例10・昭59条例31・昭61条例35・平元条例40・平18条例22・平30条例7・一部改正)

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6級の職務にある者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円
5級の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
4級	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,100円	16,100円	12,100円	11,500円	5,700円

以下の職務にある者	00 円	00 円	00 円	00 円	30 0円	10 0円	90 0円	60 0円	80 0円
-----------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------

備考

- 1 指定都市とは、人事委員会が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

(2) 支度料

区分	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上
6級の職務にある者	86,240円	104,720円	123,200円
5級の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円
4級以下の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円

議案第47号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするほか、所要の改正を行うもの

2 改正概要

- (1) 費用弁償について、職員の旅費に関する条例に準じた旅費の種目に改正する。
- (2) 報酬の額について、勤務1日につき2万9,000円を超えない範囲に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年12月21日 条例第22号</p> <p>（通則）</p> <p>第1条 葛飾区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（平13条例14・令元条例57・令4条例40・一部改正）</p> <p>（報酬の額）</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、勤務1日につき<u>2万8,000円</u>を超えない範囲内において任命権者が葛飾区長（以下「区長」という。）と協議して定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を区長と協議して、時間を単位とする額又は月額で定めることができる。この場合における報酬の額は1時間当たりの額については、3,000円、月額については、31万円を超えてはならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、災害医療コーディネーターの職にある者の報酬の額は、勤務1日につき2万8,000円を超えない範囲内において区長が定める額（1日に3時間を超えて勤務をした場合にあつては、その3時間を超えた時間に対して勤務1時間につき9,300円を超えない範囲内において区長が定める額を加算した額）とする。</p> <p style="text-align: center;">（昭42条例3・昭48条例5・昭50条例13・昭51条例11・昭53条例14・昭56条例9・昭59条例44・平元条例7・平4条例7・平26条例2・令元条例57・一部改正）</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 日額及び月額の報酬の支給方法は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める。</p> <p>2 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">（昭42条例3・平4条例7・一部改正）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>の8種とし、その額及び支給方法は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">（昭50条例13・平4条例7・平15条例9・一部改正）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。</p> <p>付 則（中間省略）</p> <p>付 則（平成4年3月18日条例第7号）</p> <p>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>○葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年12月21日 条例第22号</p> <p>（通則）</p> <p>第1条 葛飾区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（平13条例14・令元条例57・令4条例40・一部改正）</p> <p>（報酬の額）</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、勤務1日につき<u>2万9,000円</u>を超えない範囲内において任命権者が葛飾区長（以下「区長」という。）と協議して定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を区長と協議して、時間を単位とする額又は月額で定めることができる。この場合における報酬の額は1時間当たりの額については、3,000円、月額については、31万円を超えてはならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、災害医療コーディネーターの職にある者の報酬の額は、勤務1日につき2万8,000円を超えない範囲内において区長が定める額（1日に3時間を超えて勤務をした場合にあつては、その3時間を超えた時間に対して勤務1時間につき9,300円を超えない範囲内において区長が定める額を加算した額）とする。</p> <p style="text-align: center;">（昭42条例3・昭48条例5・昭50条例13・昭51条例11・昭53条例14・昭56条例9・昭59条例44・平元条例7・平4条例7・平26条例2・令元条例57・一部改正）</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 日額及び月額の報酬の支給方法は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める。</p> <p>2 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">（昭42条例3・平4条例7・一部改正）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費</u>の8種とし、その額及び支給方法は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">（昭50条例13・平4条例7・平15条例9・一部改正）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。</p> <p>付 則（中間省略）</p> <p>付 則（平成4年3月18日条例第7号）</p> <p>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>

付 則（平成13年3月30日条例第14号）  
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月27日条例第9号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月27日条例第2号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月16日条例第57号）  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月13日条例第40号）  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

付 則（平成13年3月30日条例第14号）  
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月27日条例第9号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月27日条例第2号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月16日条例第57号）  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月13日条例第40号）  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第48号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月6日 条例第18号</p>	<p>○葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月6日 条例第18号</p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 議員（議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。以下本条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため<u>近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）</u>内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料</u>及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</p> <p>4 旅費の支給方法は、区職員に対して支給する旅費の例による。</p> <p style="text-align: right;">(昭32条例16・昭37条例11・昭39条例46・昭40条例49・昭43条例31・昭47条例33・昭52条例25・昭57条例2・昭61条例25・平15条例8・平15条例25・平19条例2・平25条例11・一部改正)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 議員（議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。以下本条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため、<u>東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域内</u>を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当</u>及び旅行雑費とし、その額は、<u>葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）に定める</u>副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、<u>同条例に定める</u>区長相当額とする。</p> <p>4 旅費の支給方法は、区職員に対して支給する旅費の例による。</p> <p style="text-align: right;">(昭32条例16・昭37条例11・昭39条例46・昭40条例49・昭43条例31・昭47条例33・昭52条例25・昭57条例2・昭61条例25・平15条例8・平15条例25・平19条例2・平25条例11・一部改正)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 改正後の第7条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>

議案第49号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月6日 条例第19号</p>	<p>○葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月6日 条例第19号</p>
<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により、委員が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため<u>近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）</u>内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料</u>及び旅行雑費の<u>9種</u>とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>4 旅費の支給方法は、葛飾区職員に対して支給する旅費の例による。</p> <p style="text-align: center;">（昭43条例30・昭47条例33・昭50条例40・昭52条例26・昭57条例3・昭61条例26・平15条例8・一部改正）</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により、委員が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため、<u>東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域内</u>を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当</u>及び旅行雑費の<u>10種</u>とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>4 旅費の支給方法は、葛飾区職員に対して支給する旅費の例による。</p> <p style="text-align: center;">（昭43条例30・昭47条例33・昭50条例40・昭52条例26・昭57条例3・昭61条例26・平15条例8・一部改正）</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>経過措置</u>）</p> <p>2 <u>改正後の第5条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <p>（昭35条例19・全改、昭37条例6・昭37条例26・昭39条例47・昭39条例53・昭40条例50・昭43条例30・昭47条例28・昭48条例39・昭49条例44・昭51条例46・昭52条例41・昭54条例18・昭54条例32・昭56条例3・昭57条例3・昭59条例42・昭60条例17・昭61条例26・昭63条例8・平2条例8・平3条例35・平4条例6・平5条例7・平7条例6・平8条例7・平9条例3・平10条例5・平19条例2・平28条例41・一部改正）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>経過措置</u>）</p> <p>2 <u>改正後の第5条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <p>（昭35条例19・全改、昭37条例6・昭37条例26・昭39条例47・昭39条例53・昭40条例50・昭43条例30・昭47条例28・昭48条例39・昭49条例44・昭51条例46・昭52条例41・昭54条例18・昭54条例32・昭56条例3・昭57条例3・昭59条例42・昭60条例17・昭61条例26・昭63条例8・平2条例8・平3条例35・平4条例6・平5条例7・平7条例6・平8条例7・平9条例3・平10条例5・平19条例2・平28条例41・一部改正）</p>

区分	報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会委員長	月額 279,000円	葛飾区長等の 給与等に関する 条例（昭和31年葛飾区 条例第20号）に 定める副区長 相当額
同 委員	同 223,000円	
同 委員補充員	日額 7,000円	
教育委員会委員	月額 223,000円	
農業委員会会長	月額 54,000円	
同 委員	同 28,000円	

区分	報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会委員長	月額 279,000円	葛飾区長等の 給与等に関する 条例（昭和31年葛飾区 条例第20号）に定める 副区長相当額
同 委員	同 223,000円	
同 委員補充員	日額 7,000円	
教育委員会委員	月額 223,000円	
農業委員会会長	月額 54,000円	
同 委員	同 28,000円	

議案第50号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月26日 条例第12号</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 委員が出張したときは、順路により、その費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（<u>昭和31年10月葛飾区条例第20号</u>）に定める副区長に相当する額とする。</p> <p>3 費用弁償の支給方法は、区の一般職の職員の例による。（昭54条例18・平19条例2・一部改正）</p>	<p>○葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月26日 条例第12号</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 委員が出張したときは、順路により、その費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種</u>とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（<u>昭和31年葛飾区条例第20号</u>）に定める副区長に相当する額とする。</p> <p>3 費用弁償の支給方法は、区の一般職の職員の例による。（昭54条例18・平19条例2・一部改正）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>経過措置</u>）</p> <p>2 <u>改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>

議案第51号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年9月30日 条例第33号</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第3条 参考人等に対しては、その費用を弁償する。ただし、区に勤務する常勤の職員には支給しない。</p> <p><b>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、日当を5,000円、その他については、職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）中5級の職務にある者相当額とする。</b></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別区の存する区域内から出頭し、又は参加した者に対する費用弁償の額は、5,000円とする。</p> <p>4 前2項の規定に基づく費用弁償の支給方法は、区職員の例による。ただし、日当の減額に関する規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: right;">（平元条例40・平5条例10・平18条例16・平30条例7・一部改正）</p>	<p>○葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年9月30日 条例第33号</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第3条 参考人等に対しては、その費用を弁償する。ただし、区に勤務する常勤の職員には支給しない。</p> <p><b>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）の適用を受ける職員の旅費相当額とする。ただし、その額が5,000円に満たないときは、5,000円とする。</b></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別区の存する区域内から出頭し、又は参加した者に対する費用弁償の額は、5,000円とする。</p> <p>4 前2項の規定に基づく費用弁償の支給方法は、区職員の例による。</p> <p style="text-align: right;">（平元条例40・平5条例10・平18条例16・平30条例7・一部改正）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><b>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</b></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><b>2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</b></p>

議案第52号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区長等の給与等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案												
○葛飾区長等の給与等に関する条例 昭和31年10月6日 条例第20号	○葛飾区長等の給与等に関する条例 昭和31年10月6日 条例第20号												
(旅費) 第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料</u> 及び旅行雑費とし、その額は、別表第2のとおりとする。	(旅費) 第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。 2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当</u> 及び旅行雑費とし、その額は、 <u>旅行雑費を職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）に定める額</u> とし、その他については、別表第2のとおりとする。												
(昭54条例18・昭57条例4・一部改正) (支給方法) 第5条 給料及び前条第1項に規定する手当の支給方法その他支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。 2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（ <u>昭和30年葛飾区条例第10号</u> ）の適用を受ける職員の例による。 (昭57条例4・全改、平3条例9・平10条例7・平11条例37・平13条例17・平18条例2・一部改正)	(昭54条例18・昭57条例4・一部改正) (支給方法) 第5条 給料及び前条第1項に規定する手当の支給方法その他支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。 2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。 (昭57条例4・全改、平3条例9・平10条例7・平11条例37・平13条例17・平18条例2・一部改正)												
別表第2（第3条関係） (昭54条例18・全改、平19条例2・平21条例30・一部改正)	別表第2（第3条関係） (昭54条例18・全改、平19条例2・平21条例30・一部改正)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める内閣総理大臣等<u>その他</u>の者相当額</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>国家公務員等の旅費に関する法律に定める<u>指定職</u>の職務にある者相当額</td> </tr> </tbody> </table>	職名	旅費の額	区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める内閣総理大臣等 <u>その他</u> の者相当額	副区長	国家公務員等の旅費に関する法律に定める <u>指定職</u> の職務にある者相当額	<p>付 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める内閣総理大臣等相当額</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程に定める指定職職員等相当額</td> </tr> </tbody> </table>	職名	旅費の額	区長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める内閣総理大臣等相当額	副区長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程に定める指定職職員等相当額
職名	旅費の額												
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める内閣総理大臣等 <u>その他</u> の者相当額												
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律に定める <u>指定職</u> の職務にある者相当額												
職名	旅費の額												
区長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める内閣総理大臣等相当額												
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程に定める指定職職員等相当額												

議案第53号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月6日 条例第21号</p> <p>第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料</u>及び旅行雑費とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（<u>昭和31年10月葛飾区条例第20号</u>。以下「区長等の給与等に関する条例」という。）に定める副区長に相当する額とする。</p> <p>（昭32条例15・昭50条例43・昭54条例18・平19条例2・一部改正）</p>	<p>○葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月6日 条例第21号</p> <p>第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当</u>及び旅行雑費とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（<u>昭和31年葛飾区条例第20号</u>。以下「区長等の給与等に関する条例」という。）に定める副区長に相当する額とする。</p> <p>（昭32条例15・昭50条例43・昭54条例18・平19条例2・一部改正）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>

議案第54号 関係資料
総務部
令和7年3月18日

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区監査委員の給与等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区監査委員の給与等に関する条例 平成3年12月6日 条例第35号</p> <p>（旅費及び費用弁償）</p> <p>第3条 監査委員が公務のため旅行するときは、順路により旅費を支給し、又は費用を弁償する。</p> <p>2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料</u>及び旅行雑費の<u>9種</u>とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号。以下「区長等の給与等条例」という。）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、監査委員（常勤の監査委員を除く。）が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき又は公務のため<u>近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）</u>内を旅行したときは、費用弁償として日額旅費3,000円を支給する。 （平15条例8・平19条例2・一部改正）</p>	<p>○葛飾区監査委員の給与等に関する条例 平成3年12月6日 条例第35号</p> <p>（旅費及び費用弁償）</p> <p>第3条 監査委員が公務のため旅行するときは、順路により旅費を支給し、又は費用を弁償する。</p> <p>2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当</u>及び旅行雑費の<u>10種</u>とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号。以下「区長等の給与等条例」という。）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、監査委員（常勤の監査委員を除く。）が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき又は公務のため、<u>東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域内</u>を旅行したときは、費用弁償として日額旅費3,000円を支給する。 （平15条例8・平19条例2・一部改正）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>

議案第55号 関係資料
-------------

選挙管理委員会事務局
------------

令和7年3月18日
-----------

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会事務局

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

## 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和34年4月1日 条例第4号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 選挙長等が職務のために出張するときは、その順路により費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年10月葛飾区条例第20号）に定める副区長に相当する額とする。</p> <p>(昭52条例6・昭54条例18・平19条例2・一部改正)</p>	<p>○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和34年4月1日 条例第4号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 選挙長等が職務のために出張したときは、その順路により費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種</u>とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）に定める副区長に相当する額とする。</p> <p>(昭52条例6・昭54条例18・平19条例2・一部改正)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>

令和7年度組織改正について

経営改革担当課

凡例

- は、新設又は再編後の組織を示す。  
 は、廃止又は変更がある組織を示す。

現 行	改正後
政策経営部 — 政策企画課 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">DX推進担当部長◆</span> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">SDGs推進担当部長◇</span> 経営改革担当課長 ◇協働推進担当課長 ◇SDGs推進担当課長 スタジアム構想担当課長 健康推進都市担当課長 財政課 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">◆DX推進課</span> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">◆情報システム課</span>	政策経営部 — 政策企画課 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業推進担当部長◆</span> 経営改革担当課長 ◆協働推進担当課長 SDGs推進担当課長 スタジアム構想担当課長 ◆健康推進都市担当課長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◆文化的景観調整担当課長</span> 財政課 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◆DX戦略課</span>

(改正理由)

- ・ 区民サービスの向上を目指して、関係部署との調整・連携を強化し、一層事業を推進していくために、DX推進担当部長を事業推進担当部長に改める。
- ・ 今後、更に本区の政策と一体的にSDGsの実現に向けた取組を推進していくため、SDGs推進に係る所掌事務を政策経営部長に移管し、SDGs推進担

当部長を廃止する。

- ・ 葛飾柴又の文化的景観を生かしたまちづくりをより一層推進していくために、関係部署間のマネジメントを行う文化的景観調整担当課長を新設する。
- ・ 「かつしかDX」の戦略的取組を強く推進していくためにDX推進課と情報システム課をDX戦略課に統合する。

現 行	改正後
<p>総 務 部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 総合庁舎整備担当部長◆ <ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合庁舎推進担当課長</li> <li>◆総合庁舎技術担当課長</li> </ul> </li> <li>— 秘書課</li> <li>— 広報課</li> <li>— すぐやる課</li> <li>— 人権推進課</li> <li>— 人事課</li> <li>— 人材育成課</li> <li>— 契約管財課</li> <li>— 収納対策課</li> <li>— 税務課</li> </ul>	<p>総 務 部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 総合庁舎整備担当部長◆ <ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合庁舎推進担当課長</li> <li>◆総合庁舎技術担当課長</li> </ul> </li> <li>— 秘書課</li> <li>— 広報課</li> <li>— すぐやる課</li> <li>— 人権推進課</li> <li>— 人事課</li> <li>— 契約管財課</li> <li>— 収納対策課</li> <li>— 税務課</li> </ul>

(改正理由)

- ・ 職員の採用から研修、異動、昇任、評価までの一貫性を高めることで育成を強化し、職員の生産性の一層の向上を図るため、人事課と人材育成課を統合する。

現 行	改正後
施 設 部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 施設管理課</li> <li>— <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">学校施設計画担当課長</span></li> <li>— 営繕課</li> <li>— 施設整備担当課長</li> <li>— 施設維持課</li> </ul>	施 設 部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 施設管理課</li> <li>— 営繕課</li> <li>— 施設整備担当課長</li> <li>— 施設維持課</li> </ul>

(改正理由)

- ・ 次期改築校の選定と学校施設の改修・改築をより一体的に進めるために、学校施設計画担当課長を教育委員会事務局に移管する。

現 行	改正後
環 境 部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境課</li> <li>— <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">緑と花のまち推進担当課長</span></li> <li>— リサイクル清掃課</li> <li>— 清掃事務所</li> </ul>	環 境 部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境課</li> <li>— <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">みどりと花のフェア担当課長</span></li> <li>— リサイクル清掃課</li> <li>— 清掃事務所</li> </ul>

(改正理由)

- ・ 令和8年度の「全国みどりと花のフェアかつしか」の開催に向けて、イベントの準備を更に強化していくために、みどりと花のフェア担当課長に名称を変更する。

現 行	改正後
<p>福 祉 部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉管理課</li> <li>— 災害要配慮者支援担当課長</li> <li>— 暮らしのまるごと相談課</li> <li>— 高齢者支援課</li> <li>— 地域包括ケア担当課長</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— 障害援護担当課長</li> <li>— 障害者施設課</li> <li>— 国保年金課</li> <li>— 長寿医療・年金担当課長</li> <li>— 介護保険課</li> <li>— 西生活課</li> <li>— 東生活課</li> </ul>	<p>福 祉 部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉管理課</li> <li>— 災害要配慮者支援担当課長</li> <li>— 暮らしのまるごと相談課</li> <li>— 高齢者支援課</li> <li>— 地域包括ケア担当課長</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— 障害者施設課</li> <li>— 国保年金課</li> <li>— 介護保険課</li> <li>— 西生活課</li> <li>— 東生活課</li> </ul>

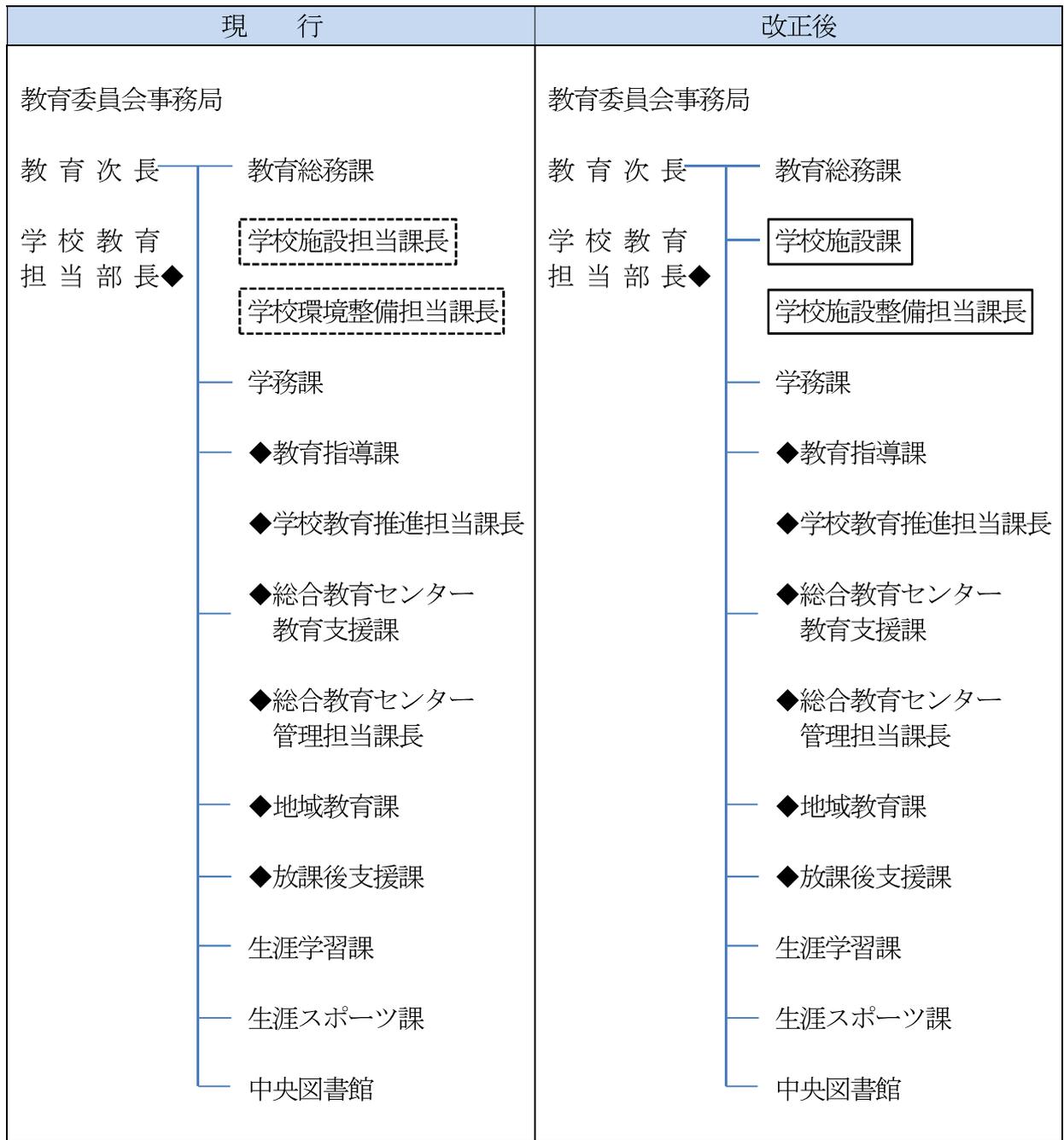
(改正理由)

- ・ 令和5年4月1日に葛飾区障害者基幹相談支援センターを開設し、障害福祉課と一体的なサービス提供をしていることから、障害援護担当課長を廃止する。
- ・ 令和6年度の収納業務の一元化により、一部業務を収納対策課に移管したことで、業務のスリム化や効率化を一定程度図れたことから、長寿医療・年金担当課長を廃止し、令和7年度以降は国保年金課にて一体的に取り組む。

現 行	改正後
<p>子育て支援部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子育て政策課</li> <li>— <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">子ども・子育て計画 担当課長</span></li> <li>— 子育て応援課</li> <li>— 子育て施設支援課</li> <li>— 保育課</li> </ul>	<p>子育て支援部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子育て政策課</li> <li>— <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">子ども・若者担当課長</span></li> <li>— 子育て応援課</li> <li>— 子育て施設支援課</li> <li>— 保育課</li> </ul>

(改正理由)

- ・ 今年度中に子ども・若者総合計画の策定を予定しており、令和7年度以降は、当該計画に基づく事業を推進していくために、子ども・若者担当課長に名称を変更する。



(改正理由)

- 次期改築校の選定と学校施設の改修・改築をより一体的に進めるために、施設部から移管する学校施設計画担当課長と学校環境整備担当課長を学校施設整備担当課長に統合し、学校施設担当課長を学校施設課として組織化し、執行体制の強化を図る。

(参考) 令和7年度組織改正によるポスト数の増減 (令和6年4月1日との比較)

	増	減	差引合計
部長	1	2	△1
課長	9	13	△4

※組織名称の変更等の数も増減数に含みます。

庶務報告 No. 1
総務部
令和7年3月18日

## 組合保留床の譲渡に関する協定等について

総合庁舎推進担当課

総合庁舎技術担当課

### 1 趣旨

立石駅北口地区に建設される東棟・西棟の建築工事請負契約について、立石駅北口地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）と特定業務代行者の協議の状況を以下のとおり報告する。

これにあわせて、令和5年2月に再開発組合と区で締結した「組合保留床の譲渡に関する協定書」の変更案についても協議を行うとともに、変更案の譲渡予定価額について葛飾区財産価格審議会に諮問し、答申を得たので以下のとおり報告する。

また、再開発組合から、国土交通省との協議を踏まえ、補助金の額等を修正した資金計画案が示されたため、以下のとおり報告する。

### 2 建築工事請負契約について

#### (1) 建築工事請負契約書（案）及び約款（案）

別添資料1のとおり

### 3 組合保留床の譲渡に関する協定

#### (1) 協定書変更案

別添資料2のとおり

#### (2) 財産価格審議会答申

協定書変更案に記載の譲渡予定価額について、再開発組合が提示した額が適正であるか評価するため、第三者の鑑定機関による検証を行い、財産価格審議会に諮問した。その結果、以下の答申があった。

譲渡予定価額	鑑定機関による評定結果	財産価格審議会の答申
35,275,591,000円	39,950,000,000円以下	承認

4 資金計画案について

別添資料3のとおり

5 今後のスケジュール

令和7年6月 組合保留床の譲渡に関する変更協定の締結

令和7年6月末 再開発組合と特定業務代行者の間で建築工事請負契約締結

# 工事請負契約書(案)

発注者 立石駅北口地区市街地再開発組合 と  
 請負者 鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体 とは  
 工事名 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業  
 施設建築物等新築工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、実施設計図書等、内訳書にもとづいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事場所 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施行区域内  
 東京都葛飾区立石四丁目、七丁目内

2. 工期 ●●

3. 請負代金額 金 ●円也

(内訳)

東街区 金 ●円也  
 うち 工事価格 金 ●円也  
 取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ●円也

西街区 金 ●円也  
 うち 工事価格 金 ●円也  
 取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ●円也

(注) 請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額。

4. 請負代金の支払  
 (1) 施設建築物等新築工事  
 ●●

5. その他  
 (1) 部分使用の有無(有)・無)  
 (2) 部分引渡の有無(有)・無)  
 (3) 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め  
 の有無(有)・無)  
 (4) この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)  
 第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める  
 事項については、添付別紙のとおりとする。  
 (5) 工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無(有)・無) (建設業法第19条第1項第4号)  
 (6) 本契約の履行において疑義が生じた場合は、下記文書の順位に則り、発注者と請負者は  
 互いに誠意をもって協議する。

- 1) 契約書
- 2) 工事請負契約約款
- 3) 2021年3月5日付特定業務代行者募集時に付した見積条件書
- 4) 実施設計図書
- 5) 工種別内訳書
- (7) 特定業務代行者選定時の請負者の提案書に基づき、工事完了前においても、店舗、その他のC工  
 事に関して、他の工事業者が当該区画を利用する事を認めるものとする。
- (8) 請負者は国土交通省が定めた特定建設工事共同企業体協定書(乙型)を締結し分担施工方式にて  
 工事を施工する。  
 東街区工事は鹿島建設株式会社、西街区工事は三井住友建設株式会社が担当する。

この契約の証として本書2通を作り、当事者が記名押印をして、それぞれ1通を保有する。

2025年●月●日

発注者 東京都葛飾区立石七丁目3番18号  
 立石駅北口地区市街地再開発組合  
 理事長 徳田 昌久

請負者 鹿島・三井住友建設立石駅北口地区特定業務代行共同企業体 内  
 鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体

代表者

●●  
 ●●  
 ●●

構成員

●●  
 ●●  
 ●●

※ 特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

(施設建築物等新築工事)

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等新築工事

## 工事請負契約約款

### 第1条 目的

- (1) 発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、おのこの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、本契約ならびに添付の設計図および仕様書（以下これらを「設計図書」といい、現場説明書およびその質問回答書を含む。）にもとづいて、誠実に本契約（その内容を変更した場合を含む。以下同じ）を履行する。
- (2) 本契約に基づいて、乙は、工事を完成して本契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、その請負代金の支払を完了する。
- (3) 監理者（以下「丙」という。）は、本契約が円滑に遂行されるように協力する。

### 第2条 注意義務等

(協議中)

### 第3条 工事用地など

甲は、敷地および設計図書において甲が提供するものと定められた施工上必要な土地（以下両者をあわせて「工事用地」という。）などを、施工上必要と認められる日（設計図書に別段の定めがあるときはその定められた日）までに確保し、乙の使用に供する。

### 第4条 関連工事の調整

甲または甲の委任をうけた丙は、甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事が乙の施工する工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲または丙の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

### 第5条 請負代金内訳書・工程表

- (1) 乙は、本契約を結んだのちすみやかに請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）および工程表を、丙に提出してその承認をうける。
- (2) 乙は、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

### 第6条 一括下請負・一括委任の禁止

乙は、工事の全部、その主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることまたは委任することはできない。

### 第7条 権利・義務の譲渡などの禁止

- (1) 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは承継させることはできない。
- (2) 乙は、本契約から生じる請負代金債権に質権を設定してはならない。
- (3) 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物、検査済の工事

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

材料、建築設備の機器（製造工場などにある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡することもしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

## 第8条 特許権などの使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となっている工事材料、建築設備の機器または施工方法などを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその工事材料、建築設備の機器または施工方法などを指定した場合において、設計図書に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## 第9条 監理者

(1) 丙は、甲の委任を受けて、本契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。ただし、重要な事項については事前に甲の確認を得るものとする。

- a 設計意図を正確に伝えるため、乙と打ち合せ、必要に応じ説明図などを作成し、乙に交付すること。
- b 設計図書に基づいて作成した詳細図などを、工程表に基づき乙が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、乙に交付すること。
- c 乙の提出する施工計画を検討し、助言すること。
- d 乙の作成する施工図（現寸図、工作図などをいう。以下同じ。）、模型などを検討し、承認すること。
- e 設計図書の定めるところにより、施工について指示し、施工に立ち会い、工事材料、建築設備の機器および仕上見本などを検査または検討し、承認すること。
- f 工事の内容が、設計図、説明図、詳細図、施工図（以下これらを「図面」という。）、仕様書などを包括する本契約に合致していることを確認すること。
- g 乙の提出する出来高払または完成払の請求書を技術的に審査し、甲に提出すること。
- h 工事の内容・工期または請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査し、甲に提出すること。
- i 工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡に立ち会うこと。
- j 第4条に定める関連工事の調整を行うこと。

(2) 甲は、本条（1）と異なることを丙に委任したときは、書面をもって乙に通知する。

(3) 乙が本契約に基づく指示、検査、試験、立会、確認、審査、承認、意見、協議などを求めたときは、丙は、すみやかにこれに応ずる。

(4) 甲および乙は、本契約に定める事項を除き、工事について甲および乙間で通知または協議を行う場合は、原則として、通知は丙を通じて、協議は丙を参加させて行う。

(5) 丙は、甲の承諾を得て全部または一部の監理業務を代理して行う監理者または現場常駐監理者をおくときは、書面をもってその氏名と担当業務を乙に通知する。

(6) 丙の乙に対する指示、確認、承認などは原則として書面による。

## 第10条 現場代理人・監理技術者など

(1) 乙は、現場代理人および工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者または主任技術者ならびに専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面をもってその氏名を甲に通知する。なお、建設業法第26条3項ただし書きに規定する、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置く場合も同様とする。

(2) 現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

の取締、安全衛生、災害防止または就業時間など工事現場の運営に関する重要な事項については、丙に通知する。

- (3) 現場代理人は、次に定める権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- a 請負代金額の変更
  - b 工期の変更
  - c 請負代金の請求および受領
  - d 第12条(1)の請求の受理
  - e 工事の中止、本契約の解除および損害賠償請求
- (4) 乙は、本条(3)の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- (5) 主任技術者(または監理技術者もしくは監理技術者補佐)、専門技術者および現場代理人は、これを兼ねることができる。

#### 第11条 工事関係書類等の提出

- (1) 乙は、甲が別に定める様式の工事関係書類を毎月一回甲に提出する。
- (2) 乙は、本条(1)とは別に、甲が本契約の目的物につき所有者として表示登記を申請するのに必要な書類および乙から甲への契約の目的物の引渡に関して甲が指示する書類・図書等を、甲の指定する期日までに、甲に提出する。

#### 第12条 工事関係者についての異議

- (1) 甲は、乙の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者および従業員ならびに下請負者およびその作業員のうちに、工事の施工または管理について著しく適当でないと認められたときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- (2) 乙は、丙の業務を代理して行う監理者または現場常駐監理者の処置が著しく適当でないと認められたときは、丙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- (3) 乙は、丙の処置が著しく適当でないと認められるときは、甲に対して異議を申し立てることができる。

#### 第13条 工事材料・工사용機器など

(協議中)

#### 第14条 指定材料・支給材料等

- (1) 甲が指定もしくは支給する工事材料、建築設備の機器(以下「支給材料」という。)または貸与品は、あらかじめ丙の検査または試験に合格したものとする。
- (2) 乙は、本条(1)の検査または試験の結果について疑議のあるときは、甲に対して、理由を付して、その再検査、再試験または支給材料の使用見直しを求めることができる。
- (3) 乙は、支給材料または貸与品の引渡をうけたのち、これを使用することが適当でないと認められる理由(本条(1)または(2)の検査または試験により発見することができないものおよびその発見が著しく困難であったものに限る。)のあるときは、ただちにその旨を丙に通知し、その指示を求める。
- (4) 支給材料または貸与品の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

- (5) 乙は、支給材料または貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。
- (6) 支給材料の使用法または残材（有償支給材料の残材を除く。）の処置の方法は、設計図書に別段の定めのないときは、丙の指示による。
- (7) 不用となった支給材料（残材を含む。いずれも有償支給材料を除く。）または使用済の貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

#### 第15条 丙の立会、工事記録の整備

- (1) 乙は、設計図書に丙の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、丙に通知する。
- (2) 本条（1）のほか、乙が工事材料の調合および水中・地中の工事等完成後外から見ることでできない工事を施工するときは、甲は丙に立会いを指示することができる。
- (3) 乙は、甲の指示があったときは、工事写真などの記録を整備して甲に対して提出することを条件に丙の立会いなく施工することができる。

#### 第16条 設計の疑義・条件の変更

（協議中）

#### 第17条 図面・仕様書に適合しない施工

（協議中）

#### 第18条 損害の防止

（協議中）

#### 第19条 第三者損害

（協議中）

#### 第20条 施工一般の損害

- (1) 工事の完成引渡までに、本契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、工期は延長しない。
- (2) 本条（1）の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。
  - a 甲の都合によって、着手期日までに工事に着手できなかったとき、または甲が工事を繰延べもしくは中止したとき。
  - b 支給材料または貸与品の受渡が遅れたため、乙が工事の手待または中止をしたとき。
  - c 前払または部分払が遅れたため、乙が工事に着手せずまたは工事を中止したとき。
  - d その他甲または丙の責に帰すべき事由によるとき。

#### 第21条 不可抗力による損害

（協議中）

#### 第22条 損害保険

- (1) 乙は、工事の施工中、工事の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料または建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを甲に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。
- (2) 乙は、本契約の目的物、工事材料または建築設備の機器などに本条（1）の規定による保

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

険以外の保険を付したときは、すみやかにその旨を甲に通知する。

### 第23条 完成・検査

- (1) 乙は、工事を完了したときは、設計図書に適合していることを確認して、丙に検査を求め、丙は、すみやかにこれに応じて乙の立会のもとに検査を行う。
- (2) 乙は、本条(1)の検査に合格したときは、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙および丙の立会のもとに検査を行う。
- (3) 乙は、本条(1)または(2)の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内に、修補または改造して甲および丙の検査を受ける。
- (4) 乙は、甲の指定する期間内に、甲または丙の指示に従って仮設物の取払、あと片付などの処置を行う。
- (5) 本条(4)の処置が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなくお行われな  
いときは、甲(甲が本項の業務を丙に委託した場合は丙)は、乙に代ってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

### 第23条の2 法定検査

- (1) 第23条の規定にかかわらず、乙は、法定検査(建築基準法第7条から同法第7条の4までに定められる検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、甲が申請者となっているものをいう。以下同じ。)に先立つ適切な時期に、この工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、甲に対し、検査の実施を申し入れることができ、甲がこれを承諾した場合は、丙による検査を実施する。
- (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内に修補または改造して、甲および丙に対し、検査の実施を申し入れることができ、甲がこれを承諾した場合は、丙による検査を実施する。
- (3) 甲は、乙および丙の立会のもと、法定検査を受ける。この場合において、乙は、必要な協力をする。
- (4) 法定検査に合格しないときは、乙は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、本条(1)、(2)および(3)の規定を準用する。
- (5) 本条(2)および(4)の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が乙の責めに帰すことのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。
- (6) 乙は、甲に対し、本条(5)の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長または請負代金額の変更を申し入れることができ、甲がこれを承諾した場合は、工期の延長または請負代金額を変更する。

### 第23条の3 その他の検査

- (1) 乙は、第23条、第23条の2および第25条に定めるほか、設計図書に甲または丙の検査を受けることが定められているときは、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、甲または丙に通知し、甲または丙は、すみやかに乙の立会のもとに検査を行う。
- (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、乙は、すみやかに修補または改造して、甲および丙に対し、検査の実施を申し入れることができ、甲および丙がこれを承諾した場合は、丙による検査を実施する。

### 第24条 部分使用

- (1) 工事中に本契約の目的物の一部を甲が使用する場合(以下「部分使用」という。)、契約

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、乙および丙の書面による同意を得たうえで、使用することができる。

- (2) 甲は、部分使用する場合、乙の指示に従って使用しなければならない。
- (3) 甲は、本条(2)の指示に違反し、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 部分使用につき、法令に基づいて必要となる手続は、乙が行う。また、手続に要する費用は、乙の負担とする。

## 第25条 部分引渡

- (1) 工事の完成に先立って甲が本契約の目的物の一部引渡をうける場合(以下、この場合の引渡を「部分引渡」といい、引渡をうける部分を「引渡部分」という。)については、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、乙および丙の書面による同意を得たうえで、部分引渡をうけることができる。
- (2) 乙は、引渡部分の工事が完了したとき、設計図書に適合していることを確認し、丙に検査を求め、丙は、すみやかにこれに応じ、乙の立会いのもとに検査を行う。
- (3) 乙は、本条(2)の検査に合格したときは、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙および丙の立会いのもとに検査を行う。
- (4) 乙は、本条(2)または(3)の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内に、修補・改造して甲および丙の検査を受ける。
- (5) 引渡部分の工事が本条(3)または(4)の検査に合格したとき、乙は、甲の指示に従い甲に引渡部分を引き渡し、甲は、本契約の定めに基づき、乙に引渡部分に相当する請負代金額を支払う。
- (6) 部分引渡につき、法令に基づいて必要となる手続は、乙が行う。また、手続に要する費用は、乙の負担とする。

## 第26条 出来形部分の所有権の帰属

- (1) 工事の出来形部分(以下「出来形部分」という。)の所有権は、出来形部分の状態、工事の進捗、請負代金の支払いの有無にかかわらず、原始的に甲に帰属する。ただし、乙は、工事が完成し、本契約の目的物全体の引渡し完了するまでの間、本契約の規定に則り当然に出来形部分を善良なる管理者の注意をもって管理する責任を負う。
- (2) 本条(1)の出来形部分には、乙が工事現場に搬入した工事材料および建築設備の機器を含める。

## 第27条 請求・支払・引渡

(協議中)

## 第28条 契約不適合責任

(協議中)

## 第29条 工事の変更、工期の変更

- (1) 甲は、必要によって、工事を追加または変更することができる。
- (2) 甲は、必要によって、乙に工期の変更を求めることができる。
- (3) 甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。
- (4) 乙は、本契約に別段の定めのあるほか、工事の追加・変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

延長を申し入れることができる。なお、工期の延長日数は、甲および乙が協議のうえ決定する。

### 第30条 請負代金額の変更

- (1) 次の各号の一にあたる時は、甲および乙は、各相手方に対して、その理由を明示して、必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- a 工事の追加または変更があったとき。
  - b 工期の変更があったとき。
  - c 第4条の関連工事の調整に従ったために、請負代金額に増減が生じたとき。
  - d 支給材料または貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または返還場所の変更があったとき。
  - e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
  - f 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、甲が乙より本請書を受領した時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。
  - g 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合であって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- (2) 請負代金額を変更するときは、原則として、丙の承認を受けた内訳書の単価によるものとし、甲および乙が協議のうえ決定する。

### 第30条の2 物価・賃金の変動等による東街区に係る請負代金額の変更

- (1) 前条(2)の規定に関わらず、同条(1)e又はfに掲げる場合における東街区に係る請負代金額の変更の算定は、国土交通省スライド条項マニュアル(国土交通省大臣官房技術調査課「工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成25年9月)」、「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月)」及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成26年1月)」をいう。以下同じ。)に準拠して行う。
- (2) 本条(1)の場合において、国土交通省スライド条項マニュアル中「官積算額」とあるのは、「甲が公共建築工事積算基準に準拠して作成し、国庫補助申請に関し国土交通省に提出した工種別内訳書の額」と読み替えるものとする。

### 第30条の3 物価・賃金などの変動による西街区に係る請負代金額の変更

西街区が第30条(1)fに該当する場合、甲および乙は、相手方に対して、その理由を明示するとともに、建設物価調査会の公表する指標等に基づき客観性、透明性をもって変動金額を算出し、必要と認められる請負代金の変更を求めることができる。

### 第31条 履行遅滞・違約金

(協議中)

### 第32条 甲の中止権・解除権

- (1) 甲は、必要によって、書面により乙に対して通知して工事を中止しまたは本契約を解除することができる。甲は、これによって生じる乙の損害を賠償する。
- (2) 次の各号の一にあたる時は、甲は、書面により乙に対して通知して工事を中止しまたは本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に損害の賠償を求めることができる。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

- a 乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - b 工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。
  - c 乙が第6条または第17条(1)の規定に違反したとき。
  - d 乙が正当な理由なく、第30条(2)に定める協議に応ぜず、甲が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないとき。
  - e 乙が建設業の許可を取り消されたときまたはその許可が効力を失ったとき。
  - f 乙が仮差押・仮処分・強制執行等の申立てを受けたこと、資金不足による手形・小切手の不渡りを出すこと、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあったことなどにより工事が遅延するおそれがあると認められるとき。
  - g 乙が第34条(1)または(4)の各号の一に規定する理由がないのに本契約の解除を申し出たとき。
  - h 乙が第7条(1)の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したときおよび同条(2)の規定に違反して、請負代金債権に質権を設定したとき。
  - i 乙が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - j 乙の債務の一部の履行が不能である場合または乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
  - k 本契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - l 本項aないしkのほか、乙が本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 甲は、書面をもって乙に通知して、本条(1)または(2)で中止された工事を再開させることができる。
- (4) 本条(1)により中止された工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を申し入れることができる。なお、工期の延長日数は、甲および乙が協議のうえ決定する。

### 第33条 反社会的勢力の排除

- (1) 甲および乙は、各相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- a 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - b 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
  - c 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 各相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
    - イ 偽計または威力を用いて各相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
- (2) 乙は、本条(1)に加え、甲に対し、次の事項を確約する。
- a 本契約に基づく業務に係る乙の下請負人または再委託先が、反社会的勢力ではないこと(下請負人または再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。また、本契約に基づく業務に関連する乙と下請負人または再委託先との契約を以下「関連契約」という。)
- (3) 乙は、本契約に基づく業務の実施に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- a 本契約に基づく業務の実施場所および左記に付帯する現場事務所(以下「実施場所等」という。)を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

- b 実施場所等の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
  - c 実施場所等を反社会的勢力に占有させ、または敷地および工事用地に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (4) 乙が本条(3)に違反した場合、甲または乙が次のいずれかに該当した場合、各相手方は、何らの通知・催告等を行うことなく、本契約を解除することができる。
- a 本条(1)に反する事実が判明したとき。
  - b 本契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (5) 本条(2)に反する事実が判明した場合、甲は乙に対し関連契約の解除その他の必要な措置を要求することができる。当該要求にもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合には、甲はただちに本契約を解除することができる。
- (6) 本条(4)または(5)により本契約が解除された場合、本契約を解除した者は、解除により生じる損害についてその相手方に対し損害賠償責任を一切負わないこと、およびその相手方に対し損害の賠償を求めることができることを、甲および乙は予め異議なく承諾する。

### 第34条 乙の中止権・解除権

(協議中)

### 第35条 解除に伴う措置

- (1) 甲または乙が工事の完成前に本契約を解除したときは、乙は工事の出来形部分と検査済の工事材料および建築設備の機器(有償支給材料を含む。)ならびに施工図等の図面を、すみやかに甲に引き渡し、甲、乙および丙が協議して請負代金その他の費用を清算する。なお、乙は、工事の出来形部分に関して、契約不適合に関する責任を負い、工事の出来形部分と検査済の工事材料および建築設備の機器(有償支給材料を含む。)について、第三者から債権債務上の異議申立てがなされた場合は、乙の責任と負担において解決するものとし、甲に対し一切迷惑をかけないものとする。
- (2) 甲が第32条(2)、第33条(4)もしくは(5)によって本契約を解除し、または、乙が破産法第53条、民事再生法第49条、会社更生法第61条もしくはこれらに準ずる法令によって本契約を解除し、清算の結果過払があるときは、乙は、過払額について、その支払を受けた日から法定利率による利息をつけて甲に返還する。
- (3) 甲または乙が本契約を解除したときは、甲、乙および丙が協議して甲または乙に属する物件について、期間を定めてその引取、あと片付などの処置を行う。
- (4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくお行われなときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。
- (5) 乙は、本契約の解除後、甲と第三者間における新たな工事請負契約等の締結に関し、甲に全面的に協力する。

### 第36条 紛争の解決

本契約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第37条 製造物責任

本契約の目的物に関して、製造物責任に関する紛争が生じた場合、乙の責任と負担において解決するものとする。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

### 第38条 解体工事に要する費用等

工事が『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）』第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、添付の別紙のとおりとし、当該別紙に記載の解体工事に要する費用および再資源化等に要する費用は、本契約に定める請負代金に含まれる。

### 第39条 発注者の検査

- (1) 乙は、甲の組合員および参加組合員が取得する住戸の購入者の検査により指摘された修補等の要求については、甲の指定する期間内に修補・改造して甲の検査を受ける。
- (2) 本条(1)の処置が遅れているとき、または勧告しても正当な理由なくお行われなるときは、甲は、乙に代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

### 第40条 アフターサービス

(協議中)

### 第41条 契約不適合責任に関する請求権及びアフターサービスに基づく修補請求権の承継

- (1) 乙は、甲が都市再開発法第45条第1項三号により解散したときは、甲が同法第72条により定める権利変換計画又は甲が有する本契約の目的物の一部の所有権(以下「区分所有権」という。)に関する譲渡契約等に基づいて、本契約の目的物の区分所有権(共有であるときはその共有持分)を取得した者(以下「原始取得者等」という。)に対して、第28条第1項の本件契約不適合請求権および第40条第1項の本件アフターサービス規準に基づく修補請求権(以下あわせて「本件 修補請求権等」という。)を甲から原始取得者等に承継することを予め承諾する。ただし、乙が甲 に対して抗弁可能な事項については、原始取得者等に対しても抗弁できるものとする。
- (2) 乙は、建物の区分所有等に関する法律第3条の規定により原始取得者等が構成する区分所有者の団体(以下「管理組合」という。)が、原始取得者等に代わり、本契約の目的物の共用部に関して本件修補請求権等を行使できることを予め承諾する。

### 第42条 連帯責任

- (1) 請負者は、本契約の履行に関し、連帯して責任を負う。
- (2) 請負者のうちいずれかが、工事途中において、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てをし、または申立てを受けた場合は、他の請負者が共同して工事を予定期日までに完成する責任を負う。
- (3) 甲による請負者のいずれかに対する履行の請求は、その他の請負者に対してもその効力を生ずるものとする。

### 第43条 守秘義務および個人情報保護

- (1) 乙および丙は、本契約の内容および本契約に関連して得られた情報(甲の顧客および近隣住民等に関するものを含むがこれに限られない。以下同じ。)を厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に漏洩し、または本契約に基づく業務の遂行以外の目的で使用してはならない。
- (2) 乙および丙は、本契約の内容および本契約に関連して得られた情報のうち個人情報に該当するものについて、別紙「個人情報の取り扱いに関する条項」記載の各条項を遵守するものとする。なお、同条項における委託者を甲、受託者を乙および丙とそれぞれ読み替えるものとする。
- (3) 乙および丙は、各々の従業員等および本契約に基づく業務を第三者に請負わせまたは委任

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

する場合は当該第三者に対して、本条（１）および（２）と同様の義務を負わせるものとする。

（４）乙または丙が本条（１）ないし（３）に違反し、よって甲または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（５）本条の義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### 第４４条 住宅に関する事項

（１）住宅に関する工事監理、施工内容等については下記の通りとすることを乙は承諾するものとする。

a 甲が有する区分所有権について甲と譲渡契約を締結し、住宅を取得する東京建物株式会社、旭化成不動産レジデンス株式会社および一般財団法人首都圏不燃建築公社（以下総称して「住宅保留床取得者」という。）は乙に対して、住宅に係る工事の指導、確認及び住宅保留床取得者の指定する設計・施工基準等による品質の管理を行うものとする。

b 乙は引渡し日までに、住宅保留床取得者による検査・内覧会の指摘事項等の是正工事を完了させるものとする。

c 乙は前項の是正工事を住宅保留床取得者が確認したときは、住宅保留床取得者の必要とする引渡し書類を提出するものとする。

d 乙は住宅保留床取得者が行う販売活動に協力するものとする。

（２）前項の規定と設計図書に齟齬がある場合は、前項の規定を優先する。

#### 第４５条 規定外事項

本契約に定めのない事項または本契約について疑義が生じたときは、甲・乙・丙は、信義誠実の原則に従って協議し決定する。

#### 第４６条 サステナブル調達基準の遵守

乙は、甲が定める別紙「サステナブル調達基準」に則り、本契約を履行するとともに、その事業活動において同調達基準を遵守するよう努める。

以 上

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

※第38条関係別紙

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および省令第7条に基づく書面

(建築工事に係わる解体工事または新築工事の場合)

1. 分別解体等の方法

解体工事

工程ごとの作業内容および解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

工程ごとの作業内容および解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (見積合計金額) 円 (消費税および地方消費税込)

(解体工事を含まない工事については「なし」または「0円」と記入する)

3. 再資源化等をするための施設の名称および所在地 (書ききれない場合は別紙に記載する)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称 (該当なしの場合は「なし」と記入)	所在地
コンクリート		
コンクリートおよび鉄から成る建設資材		
木材		
アスファルト・コンクリート		

4. 再資源化等に要する費用 (見積合計金額) 円 (消費税および地方消費税込)

(再資源化等を含まない工事については「なし」または「0円」と記入する)

(注) 上記3および4は「特定建設資材廃棄物」のみとする。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

## ※第43条関係別紙

### 個人情報の取扱いに関する条項

#### (定義)

第1条 各用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 個人識別符号(旅券番号、運転免許証番号等であり個人情報保護法およびその他関連法令等(施行令・施行規則・個人情報保護委員会ガイドラインその他委託者および受託者の監督官庁が定めるガイドライン等、以下総称して「個人情報保護法等」という。)にて定められる。)を含むもの。
  - 二 個人識別符号が含まれないものであつても、当該情報に含まれる氏名、生年月日、連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)、顔や全身の映像その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(会員番号、社員番号、不動産情報など、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、コンピュータにより容易に検索できるよう体系的に構成したもの、または、紙面等情報であつて個人情報を五十音順、年月日順、勤務部署順などの一定の方式によって整理し容易に検索可能なものをいう。
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

#### (個人情報の取扱い)

第2条 受託者は、本契約の履行に伴い個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法等の内容を遵守しなければならない。

2. 受託者は、本契約の履行に伴い個人情報を取り扱う従業者を必要最小限に明確に特定しなければならない。委託者の事前の書面による承諾がない限り、受託業務にかかる個人データを受託者の事務所内の管理区域または取扱区域の外へ持ち出してはならない。管理区域とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバー等の重要な情報システムを管理する区域をいい、取扱区域とは、その他の個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。
3. 受託者は、本契約の履行に伴い取得した個人情報を本契約の履行の範囲を超えて加工・利用、複写・複製してはならない。
4. 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得たうえで個人情報保護法等上の要件を満たした場合を除き、本契約の履行に伴い取得した個人情報を第三者に開示・提供してはならない。

#### (個人情報の返還・廃棄)

第3条 受託者は、委託者から要求があったとき、または本契約が終了したときは、本契約の履行に伴い取得した個人情報(複製物等を含む。)を委託者に対し直ちに返却しなければならない。

2. 受託者は、委託者から指示がある場合、自己の責任と負担において、本契約の履行に伴い取得した個人情報(複製物等を含む。)をその内容が漏洩することがない状態にして廃棄するものとする。受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、当該廃棄を第三者に委託することができるものとするが、この場合、当該第三者が行なう廃棄の内容および手順等を委託者に対して書面により明示するとともに、その実施状況を定期的に確認し、必要に応じて委託者に書面により報告するものとする。

#### (個人情報の取扱いの再委託)

第4条 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合を除き、本契約の履行に伴う個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に再委託してはならない。

#### (個人データの安全管理措置)

第5条 受託者は、本契約の履行に伴い個人データを取り扱う場合、委託者が講ずる安全管理措置と同等水準の安全管理を行うものとし、漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人データの安

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

全管理として、次の各号に定める措置を個人情報保護法等に従い講じなければならない。その際、個人データの漏洩、滅失または毀損等が発生した場合に当該データに含まれる情報により特定される個人が被る権利・利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質および個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(1) 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程や手順書等を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。

(2) 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者に対する、個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行なうことをいう。

(3) 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、個人データを取り扱う場所の入退館（室）管理、個人データおよびそれを取り扱う機器・装置等の盗難・破壊・破損等の防止等を行なうことをいう。

(4) 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等を行なうことをいう。

2. 受託者は、自らが講ずる安全管理措置が、委託者が講ずべき安全管理措置と同等であることを表明するため、本契約締結と同時に、別紙「回答書（個人情報の取扱いに関する安全管理措置チェックリスト）」（以下「回答書」という。）その他委託者が指定する書式（以下「回答書等」という。）により安全管理措置の状況について委託者へ報告する。

3. 受託者は、本契約締結後も、次の各号に従い、または委託者から要請があったときは、速やかに、第1項の定めを遵守していることを自ら確認し、その状況を、回答書等により委託者に報告しなければならない。

＜工事発注時（住宅の場合）＞

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 工事着工から購入者の検査前 | 最低6ヶ月に1回 |
| (2) 購入者の検査から引渡    | 最低2ヶ月に1回 |
| (3) 定期補修実施時       | 最低各1回    |

＜工事発注時（住宅以外の場合）、工事発注時（補修）＞

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 工期が6ヶ月以上の場合 |          |
| 工事着工から引渡        | 最低6ヶ月に1回 |
| (2) (1) 以外の場合   |          |
| 工事着工から引渡        | 引渡時に1回   |

4. 委託者の要請がある場合、受託者は、自らの費用負担で委託者が指定し、または認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、委託者の要求する基準を満たさなければならない。

5. 委託者は、受託者において第1項の定めが遵守されていることを確認するために、受託者の事務室等に立ち入り、必要な書類の閲覧・複写、受託者の役員・従業員への事情聴取その他必要な調査を行うことができ、受託者の個人情報の安全管理体制の改善が必要であると判断した場合、受託者に対し、その改善を要請することができる。

（漏洩時等の対応）

第6条 受託者は、受託者において本契約の履行に伴い取得した個人情報の漏洩、滅失または毀損等が発生した場合（以下「個人情報の漏洩等」という。）、そのおそれが生じた場合、または、第三者（委託者の役職員を含む。以下同様とする。）から損害賠償等の請求や苦情を受けた場合は、速やかに事実関係を調査のうえ委託者に報告し、委託者の指示に従って、自己の責任と負担において、対応策を実施しなければならない。

2. 受託者は、次の各号のいずれかに該当した場合、委託者の要請に従い、情報提供、資料提出その他の調査・解決等に必要な協力をし、委託者と共に行政機関に必要な報告を行わなければならない。

①委託者が個人情報の漏えい等に関し第三者から損害賠償等の請求を受けた場合

②委託者が個人情報保護委員会もしくは監督当局に対し個人情報の漏えい等またはそのおそれがある旨を報告しなければならない場合

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

③委託者が監督当局に対し義務の履行等（監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他監督当局に対する義務の履行等）を報告しなければならない場合

3. 本条の対応が受託者の責めに帰すべき事由に基づくものである場合は、受託者はその調査、報告および解決に要した委託者の費用の一切を負担する。

（損害賠償）

第7条 受託者は、本個人情報の取り扱いに関する条項に定める義務に違反した場合（第5条第2項または第3項の報告、前条第1項または第2項の報告もしくは調査結果が事実と反した場合を含む）、または、受託者において本契約の履行に伴い取得した個人情報の漏洩、滅失または毀損等が発生し、委託者に損害（第三者による請求、訴訟の結果によるものならびに漏洩等の有無および損害の範囲の確定にかかる調査費用、風評被害により被った損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、委託者の損害が受託者の責に帰するものでないことを受託者が立証した場合は、この限りではない。

2. 前条および本条の定めは本契約終了後も有効とする。

以下余白

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

◆ 別紙

## 回答書

### [個人情報の取扱いに関する安全管理措置チェックリスト]

弊社は、貴社より平成●年●月●日付工事発注書（および平成●年●月●日付同請書）に基づき受託している貴社保有の個人情報取扱いを含む購入者に係る検査およびアフターサービス業務につき、個人データの安全管理のため弊社において講じている「個人情報取扱いに関する安全管理措置」は、個人情報保護法およびその他関連法令等に基づき必要かつ適切なものであることを確認し、以下の通り回答いたします。

年 月 日

(回答者)

印

#### 1. 基本方針の策定

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
① 個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を定めているか		
② 基本方針を公表しているか		

#### 2. 個人データの取扱いにかかる規律に従った運用

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
① 個人情報の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しているか		
② 取扱規程等には、下記項番 3～6 の安全管理措置が織り込まれているか		

#### 3. 組織的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(1)安全管理措置を講ずるための組織体制として次の内容が整備されているか</b>		
① 個人データの取扱いに関する責任者の設置および責任の明確化		
② 個人データを取り扱う従業者およびその役割の明確化		
③ ②の従業者が取り扱う個人データの範囲の明確化		
④ 個人データの取扱いにかかる規律（法・社内規程等）への違反ならびに漏洩等事案が発生している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制		
⑤ 個人データを複数部署で取り扱う場合の各部署の役割分担および責任の明確化		
確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(2)個人データの取扱いにかかる規律に従った運用確認のため、次の事項が記録されているか</b>		
① 個人情報データベース等の利用・出力状況		
② 個人データが記録等された書類・媒体等の持ち運びの状況		

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

③ 個人情報データベース等の廃棄の状況（委託した場合の廃棄証明記録を含む）		
④ 個人情報データベース等を情報システムにて取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績等）		
<b>(3)個人データの取扱状況確認手段として、次の事項が明確化されているか</b>		
① 「個人情報データベース等の種類、名称」、「個人データの項目」、「責任者・取扱部署」、「利用目的」、「アクセス権者」		
<b>(4)情報漏洩等の事案発生時に次の事項を実施する体制が整備されているか</b>		
① 事実関係の調査および原因の究明		
② 影響を受ける可能性のある本人への連絡		
③ 個人情報保護委員会への報告		
④ 再発防止策の検討および決定		
⑤ 事実関係および再発防止策の公表		
<b>(5)取扱状況の把握および安全管理措置の評価、見直しおよび改善が行われているか</b>		
① 個人データの取扱状況について、定期的に自ら点検を行うほか、監査部門等あるいは外部主体による監査の実施		

#### 4. 人的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
① 個人データの取扱いに関する留意事項についての従業者への定期的な研修等の実施		
② 個人データについての秘密保持に関する事項の就業規則等への記載		

#### 5. 物理的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(1)個人データを取り扱う区域の管理がなされているか</b>		
① 管理区域（個人情報データベース等を取り扱うサーバー等の重要な情報システムを管理する区域）における入退室管理および持ち込む機器等の制限		
② 取扱区域（その他の個人データを取り扱う事務を実施する区域）における壁または間仕切り等の設置、座席配置の工夫、覗き込みを防止する措置の実施等による非権限者の閲覧等防止		
<b>(2)機器、電子媒体および書類等の盗難等防止が図られているか</b>		
① 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体・書類等の施錠可能キャビネット等への保管		
② 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定		
確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(3)機器、電子媒体および書類等を持ち出す場合の漏洩等の防止</b>		
① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行ったうえでの電子媒体への保存		
② 封緘、目隠シールの貼付、施錠可能な搬送容器の利用		
<b>(4)機器、電子媒体および書類等の廃棄</b>		
① 個人データが記載された書類等を廃棄する際の、焼却・溶解・シュレッダー処理等の復元不可能な手段の採用		

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

② 個人データの削除による廃棄、または個人データが記録された機器・電子媒体等を廃棄する際の、専用のデータ削除ソフトウェア等の利用または物理的破壊等の手段の採用		
③ 個人データを削除により廃棄した場合、または個人データが記録された機器・電子媒体等を廃棄した場合は、当該廃棄記録を保存する体制の整備		
④ 廃棄作業を委託する場合に、委託先が確実に廃棄したことについて証明書等により確認する体制の整備		

## 6. 技術的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(1)アクセス制御が行われているか</b>		
① 個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムの限定		
② 情報システムによってアクセスできる個人情報データベース等の限定		
③ ユーザーIDに付与するアクセス権による、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業員の限定		
<b>(2)情報システムを使用する者が正当なアクセス権者であることを識別した結果に基づき認証しているか</b>		
① ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等により、担当者を識別して認証しているか		
<b>(3)情報システムを外部からの不正なアクセスおよびソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しているか</b>		
① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断しているか		
② 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入しているか		
③ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を常に最新状態としているか		
④ ログ等の定期的な分析により不正アクセス等を検知しているか		
<b>(4)標的型メール攻撃等による情報漏洩等の被害防止措置を講じているか</b>		
① 不正アクセス等の被害に遭った場合の、被害を最小化する仕組み(ネットワークの遮断等)を導入・運用しているか		
② 個人情報データベース等を端末に保存する必要がある場合に、パスワードの設定または暗号化による秘匿措置を講じているか		
③ 情報漏洩等の事案の発生または兆候を把握した場合の迅速な情報連絡体制について確認・訓練を実施しているか		

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(5)情報システムの使用に伴う漏洩等の防止措置を講じているか</b>		
① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直しているか(情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を含む)		
② 個人データを含む通信の経路または内容を暗号化しているか		
③ 移送する個人データについての、パスワード等による保護		

## 7. その他

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
<b>(1)外部委託先の管理を適切に実施しているか</b>		
① 外部委託先の適切な選定手続の実施		

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

② 外部委託先の適正管理のための安全管理措置に関する委託契約等の締結		
③ 外部委託先における個人情報の取扱状況の把握		
④ 外部委託先の選定・管理の記録		

以 上

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

※第46条関係別紙

## 「サステナブル調達基準」

### 1. 法令等の遵守

- ・事業活動を行う国や地域における関係法令等（各国現地法及び国際法を含む。）を遵守する。

### 2. 人権の尊重

- ・人権に係る国際的な基準を遵守・尊重し、基本的人権を尊重した事業活動を行う。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等によるいかなる差別やハラスメントも行わない。

### 3. 健全な労働慣行・労働環境の確保

- ・組合結成の自由及び団体交渉の権利を確保する。
- ・強制労働及び児童労働を排除し、防止する。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等による労働条件の差別を行わない。
- ・最低賃金・残業代・福利厚生などに適用される法規制を遵守する。
- ・違法な長時間労働および過重労働をさせない。
- ・従業員にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境の整備に努める。

### 4. 公正な事業活動

- ・贈収賄等の腐敗行為を行わない。
- ・独占禁止法や下請法を遵守し、不公正・反競争的な取引を行わない。
- ・反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、不当な要求等には決して応じない。
- ・第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害しない。
- ・個人情報に係る法律を遵守し、適切に取り扱い、業務上知り得た機密事項が外部に漏洩しないよう適切に管理する。
- ・通報に係る情報の機密性、通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

### 5. 安全性及び品質の確保・向上

- ・お客様へ提供する商品・サービスについて、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、品質の確保と向上に努め、虚偽のない正しい情報を公開する。
- ・お客様の立場を第一に考え、提供する商品・サービスに対する要望や苦情に対して、誠実に対応する。

### 6. 環境への配慮

- ・省エネルギーを推進するとともに、温室効果ガスの排出削減に努める。
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、水、原材料等の天然資源の有効活用を図り、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に努める。
- ・大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、処理する。
- ・生物多様性の保全や生態系への負荷の低減に取り組む。
- ・原材料調達において、違法な手段を通じて採取・生産されたものの排除に努める。

### 7. 地域社会との共存

- ・地域社会との良好な関係の構築と維持・向上に努める。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

- ・ 地域社会の文化や慣習を十分に理解・尊重し地域社会との共存共栄をはかる。

#### **8. BCPの策定・構築**

- ・ 災害や不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、その実行体制の構築に努める。

#### **9. サプライチェーンにおける協働**

- ・ 本調達基準を遵守した事業活動が推進されるよう、自らのサプライヤーに対しても、本調達基準の趣旨の理解や遵守、必要に応じた改善について働きかけを行う。

以上

## 協定書変更案

(再開発組合と葛飾区で締結している庁舎床の譲渡に関する協定の変更案)

## 組合保留床の譲渡に関する協定書 (案)

- 1 立石駅北口地区市街地再開発組合(以下「甲」という。)と葛飾区(以下「乙」という。)とは、甲が都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号以下「法」という。)に基づき施行する立石駅北口地区第一種市街地再開発事業(以下「本事業」という。)に係る権利変換計画(法第 72 条の規定により甲が作成する権利変換計画をいう。)において、法第 108 条第 1 項第 1 号により甲が乙に譲渡する予定の施設建築物の部分(以下「組合保留床」という。)に関して、次のとおり協定書を締結する。
- 2 令和 5 年 2 月 6 日付けで甲と乙が締結した「組合保留床の譲渡に関する協定書」は、廃止する。

## (目的)

第 1 条 甲及び乙は、本事業により整備される組合保留床の概要及び甲から乙へ譲渡する予定の組合保留床に関する事項を確認するため本協定書を締結する。

## (組合保留床の概要)

第 2 条 甲が乙に譲渡する予定の組合保留床の概要は、次の表のとおりとする。

組合保留床の概要					
	用途	構造	位置	専有部分面積	
施設建築物 (東棟)の専有部分	庁舎、駐車場、 アンテナ機械室	鉄筋コンクリ ート造	地下 3 階から 地上 13 階までの 一部、 塔屋の一部	22,371.20 m <sup>2</sup> 及び 2 階、 3 階 2,131.90 m <sup>2</sup> のうち 213190 分の 79584	
施設建築物 (東棟)の共用 部分の共有持 分	庁舎共用部分(予定 面積 5,399.06 m <sup>2</sup> ) の共有持分	2 階及び 3 階	: 1000000 分の 99799 のうち持分 213190 分の 79584		
		4 階	: 1000000 分の 100951		
		5 階	: 1000000 分の 100694		
		6 階	: 1000000 分の 99432		
		8 階	: 1000000 分の 99432		
		9 階	: 1000000 分の 99432		
		10 階	: 1000000 分の 99432		
		11 階	: 1000000 分の 99432		
		12 階	: 1000000 分の 53312		
		13 階	: 1000000 分の 40096		
		アンテナ機械室			: 1000000 分の 1415
	庁舎・施設共用部分 (予定面積 1,035.15 m <sup>2</sup> ) の共有持分	2 階及び 3 階	: 1000000 分の 94798 のうち持分 213190 分の 79584		
		4 階	: 1000000 分の 95892		
		5 階	: 1000000 分の 95648		
		6 階	: 1000000 分の 94450		
		8 階	: 1000000 分の 94450		

	9階 : 1000000 分の 94450 10階 : 1000000 分の 94450 11階 : 1000000 分の 94450 12階 : 1000000 分の 50640 13階 : 1000000 分の 38087 アンテナ機械室 : 1000000 分の 1343
全体共用部分 (予定面積 6,592.81 m <sup>2</sup> ) の共有持分	2階及び3階 : 1000000 分の 79965 のうち持分 213190 分の 79584 4階 : 1000000 分の 80888 5階 : 1000000 分の 80683 6階 : 1000000 分の 79672 8階 : 1000000 分の 79672 9階 : 1000000 分の 79672 10階 : 1000000 分の 79672 11階 : 1000000 分の 79672 12階 : 1000000 分の 42717 13階 : 1000000 分の 32128 アンテナ機械室 : 1000000 分の 1133 駐車場 : 1000000 分の 156463
施設建築物(東棟)の敷地 (4,660.17 m <sup>2</sup> ) の共有持分	2階及び3階 : 1000000 分の 84973 のうち持分 213190 分の 79584 4階 : 1000000 分の 85953 5階 : 1000000 分の 85735 6階 : 1000000 分の 84661 8階 : 1000000 分の 84661 9階 : 1000000 分の 84661 10階 : 1000000 分の 84661 11階 : 1000000 分の 84661 12階 : 1000000 分の 45392 13階 : 1000000 分の 34139 アンテナ機械室 : 1000000 分の 362 駐車場 : 1000000 分の 80098

(組合保留床の用途、位置、専有面積及び譲渡予定価額)

第3条 組合保留床の用途、位置、専有面積及び譲渡予定価額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

2 甲及び乙は、立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負契約に次の規定が定められ、当該規定に基づき請負契約の金額が変更される場合にあっては、変更後の金額を限度として、組合保留床の譲渡予定価額について協議し、協議が整ったときは、譲渡予定価額を変更する。

## 第●条 請負代金額の変更

- (1) 次の各号の一にあたるときは、甲および乙は、各相手方に対して、その理由を明示して、必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- a 工事の追加または変更があったとき。
  - b 工期の変更があったとき。
  - c 第4条の関連工事の調整に従ったために、請負代金額に増減が生じたとき。
  - d 支給材料または貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または返還場所の変更があったとき。
  - e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないとき。
  - f 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、甲が乙より本請書を受領した時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないとき。
  - g 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合であって、請負代金額が明らかに適当でないとき。
- (2) 請負代金額を変更するときは、原則として、丙の承認を受けた内訳書の単価によるものとし、甲および乙が協議のうえ決定する。

## 第●条の2 物価・賃金の変動等による東街区に係る請負代金額の変更

- (1) 前条(2)の規定に関わらず、同条(1)e又はfに掲げる場合における東街区に係る請負代金額の変更の算定は、国土交通省スライド条項マニュアル(国土交通省大臣官房技術調査課「工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成25年9月)」、「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月)」及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成26年1月)」をいう。以下同じ。)に準拠して行う。
- (2) 本条(1)の場合において、国土交通省スライド条項マニュアル中「官積算額」とあるのは、「甲が公共建築工事積算基準に準拠して作成し、国庫補助申請に関し国土交通省に提出した工種別内訳書の額」と読み替えるものとする。

- 3 乙は、必要があると認めるときは、甲に対して、立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負契約に基づくスライド条項の適用を求めることができる。
- 4 甲は、VECDにより請負契約の金額が減額される場合にあつては、減額される額を組合保留床の譲渡予定価額から減額する。ただし、VECDにより請負契約の金額が減額されることに伴い、甲が受給する補助金等が減額される場合にあつては、当該補助金等が減額される額については、組合保留床の譲渡予定価額から減額しないものとする。
- 5 甲は、乙が必要と認めるときは、建設関連資材又は工事費の変動等について、乙が必要と認める資料を乙に提供するものとする。
- 6 別表の組合保留床の譲渡予定価額に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、税率を10%として算定したものとし、本事業の施行期間中に消費税及び地方消費税率が変更となった場合には、当該税率を適用する場合の組合保留床の建物部分に関わる消費税及び地方消費税額の増減額を算定し、増減額分

につき譲渡予定価額を増額又は減額調整するものとする。

(組合保留床譲渡契約)

第4条 甲及び乙は、本協定書に基づく組合保留床譲渡契約（以下「譲渡契約」という。）を法第100条に規定する工事完了公告の日までに締結するものとする。

2 本協定書において確認された事項の他、組合保留床の譲渡代金の支払条件、契約の目的物の引渡条件などの詳細は、甲乙間で別途協議の上、譲渡契約において定める。

3 譲渡契約の締結に当たっては、葛飾区議会の議決を得た上で手続きを進めるものとする。

(協議事項)

第5条 本協定書に定めのない事項が生じたとき、又は本協定書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は相互に誠意をもって協議し解決するものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲:東京都葛飾区立石七丁目3番18号  
立石駅北口地区市街地再開発組合  
理事長 徳田 昌久

乙:東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区  
葛飾区長 青木 克徳

別表（第3条関係）

用途	位置	専有面積（㎡）	譲渡予定価額	
			床予定価額 （千円）	追加仕様費 等予定価額 （千円）
庁舎	3階、エスカレーター、 2階エスカレーター乗り場 含む	2,131.90のうち 持分 213190分の 79584	1,338,926	2,352,724
庁舎	4階	2,156.51	3,628,124	
庁舎	5階	2,151.03	3,618,904	
庁舎	6階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	8階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	9階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	10階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	11階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	12階	1,138.85	1,916,007	
庁舎	13階	856.53	1,441,031	
アンテナ 機械室	塔屋1階	30.22	15,346	
駐車場	1階・地下2階 ・地下3階	5,417.66	3,096,714	
合計		22,371.20及び 2,131.90のうち 持分 213190分の 79584	32,922,867	

再開発組合の資金計画案の内訳

支出金

項目	項目内訳	金額	金額	金額	金額	増減	
		(令和4年12月)	(令和6年4月)	(令和6年11月)	(令和7年2月)	(令和6年11月 と令和7年2月の 差)	
調査設計計画費	事業計画作成費	6.21 億円	6.45 億円	6.45 億円	6.45 億円	0 億円	
	地盤調査費	0.23 億円	0.29 億円	0.29 億円	0.29 億円	0 億円	
	建築設計費	34.49 億円	29.10 億円	29.10 億円	29.10 億円	0 億円	
	権利変換計画作成費	5.79 億円	6.64 億円	6.64 億円	6.64 億円	0 億円	
土地整備費	除却費	19.40 億円	48.80 億円	54.22 億円	54.22 億円	0 億円	
	整地費	0.63 億円	0.63 億円	0.63 億円	0.63 億円	0 億円	
補償費	用地補償費	12.70 億円	13.99 億円	13.99 億円	13.99 億円	0 億円	
	建物補償費	4.13 億円	4.56 億円	4.56 億円	4.56 億円	0 億円	
	その他補償費	99.93 億円	94.79 億円	94.79 億円	94.79 億円	0 億円	
工事費  (工事費計)	建築工事費	西棟	325.89 億円	437.80 億円	447.15 億円	447.15 億円	0 億円
		東棟	246.19 億円	376.24 億円	452.87 億円	452.87 億円	0 億円
	公共施設工事費	63.54 億円	81.29 億円	89.43 億円	89.43 億円	0 億円	
	その他工事費	60.43 億円	29.31 億円	15.16 億円	21.86 億円	6.70 億円	
		(696.05 億円)	(924.64 億円)	(1,004.61 億円)	(1,011.31 億円)	(6.70 億円)	
借入金利子		13.62 億円	13.62 億円	13.62 億円	13.62 億円	0 億円	
事務費		21.62 億円	24.53 億円	24.55 億円	24.55 億円	0 億円	
その他		17.90 億円	17.90 億円	19.90 億円	19.90 億円	0 億円	
合計		932.70 億円	1,185.94 億円	1,273.35 億円	1,280.05 億円	6.70 億円	

収入金

項目	項目内訳	金額 (令和4年12月)	金額 (令和6年4月)	金額 (令和6年11月)	金額 (令和7年2月)	増減 (令和6年11月 と令和7年2月の 差)
補助金	補助金（交付金）	245.38億円	303.23億円	328.79億円	330.50億円	1.71億円
	その他補助金（区補助金）	0.10億円	0.10億円	0.10億円	0.10億円	0億円
緊急促進補助金  (補助金合計)	政策課題対応タイプ (当初補助対象分)	10.45億円	27.89億円	36.62億円	36.49億円	▲0.13億円
	地域活性化タイプ (物価上昇対応分)	0億円	45.42億円	39.84億円	51.76億円	11.92億円
		(255.93億円)	(376.64億円)	(405.35億円)	(418.85億円)	(13.50億円)
公共施設管理者負担金		113.83億円	152.39億円	158.01億円	158.01億円	0億円
保留床処分金等  (保留床処分金等合計)	参加組合員負担金	244.11億円	262.31億円	269.11億円	262.31億円	▲6.80億円
	区 床取得	267.13億円	294.29億円	329.23億円	329.23億円	0億円
	区 床取得（仕様追加）	0億円	17.87億円	23.20億円	23.20億円	0億円
	都 床取得	28.99億円	31.94億円	35.76億円	35.76億円	0億円
	都 床取得（仕様追加）	0億円	0.56億円	0.75億円	0.75億円	0億円
	(区・都合計)	(296.12億円)	(344.66億円)	(388.94億円)	(388.94億円)	(0億円)
	その他増床・特定分譲	22.71億円	20.43億円	20.43億円	20.43億円	0億円
	(562.94億円)	(627.40億円)	(678.48億円)	(671.68億円)	(▲6.80億円)	
その他収入		0億円	29.51億円	31.51億円	31.51億円	0億円
合計		932.70億円	1,185.94億円	1,273.35億円	1,280.05億円	6.70億円

庶務報告 No. 2
総務部
令和7年3月18日

## ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度について

人権推進課

### 1 趣旨

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（以下「WLB」という。）に取り組む区内企業をWLB推進企業として認定し、その取組内容を広く紹介、公表することにより区内企業のWLBに対する機運を高め、持続的な取組を推進するもの

### 2 実施概要

#### (1) 対象者

以下を満たす企業を対象とする。

- ア 区内の事業所において常時雇用する従業員等を1名以上有すること
- イ 就業規則を整備していること

#### (2) 主な内容

以下の3つの部門における具体的な取組内容について、書類審査や現地調査のうえ、認定する。

##### ア 子育て部門

育児休業の周知・勧奨を行い取得促進している、出産祝い金の支給があるなど

##### イ 介護部門

フレックスタイム制度や時差出勤制度があるなど

##### ウ 女性活躍部門

男女平等賃金を実施するための方策があるまたは賃金格差がない、社内におけるハラスメント相談体制を提供しているなど

#### (3) 特典

- ア ワーク・ライフ・バランス情報誌や区公式ホームページで企業情報や取組内容を公表し、企業のPRができる。

イ 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成において、300万円を上限に受けることができる。

ウ 葛飾区中小企業融資あっせん制度が低金利で受けることができる。

### 3 スケジュール

令和7年6月より実施（予定）

### 4 周知方法

区公式ホームページ、区公式SNS、葛飾法人会や東京商工会議所葛飾支部などの関係団体を通じて周知をする。

庶務報告 No. 3
総務部
令和7年3月18日

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正について

人事課

## 1 概要

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うもの

## 2 改正内容

### (1) 子の看護休暇の取得事由拡大に伴う名称変更について

子の看護休暇のこれまでの取得要件は、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要な子の世話を行うこと）のために取得できるものであった。今後は、学級閉鎖、出席停止等がなされたことに伴う世話を行うため及び入園、卒園、入学、卒業の式典その他これに準ずる式典に参加するためにも取得することができるよう取得要件を拡大し、名称を子の看護等休暇に改める。

### (2) 超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲の拡大について

超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲は「3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員」と定められているが、「小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員」にその範囲を拡大する。

(3) 介護離職防止のための措置について

配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等の周知や取得意向の確認とともに、当該制度に関する研修の実施や相談体制を整備する。

3 改正条例

改正する条例	施行予定日
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	令和7年4月1日

庶務報告 N o . 4
総 務 部
令和 7 年 3 月 1 8 日

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正による  
職員の旅費に関する条例の改正概要について

人事課

1 趣旨等

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図るため、令和6年5月15日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が公布され、令和7年4月1日から施行される。

地方公務員法第24条第4項において、職員の勤務条件を定めるにあたり、国家公務員との間に権衡を失しないよう適当な考慮をすることとされているため、今般、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、改正予定の職員の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という。）について、主な改正内容と、影響が及ぶ関連条例について報告するもの

2 主な改正概要

別紙1及び2のとおり

3 職員の旅費に関する条例改正により影響が及ぶ関連条例

- (1) 葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (9) 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 4 特別職等に係る主な影響について

##### (1) 特別職の宿泊費について

区長については、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」（以下、「財務省令」という。）の宿泊費基準額に定める内閣総理大臣等相当額とし、副区長については、指定職職員等相当額となる。

なお、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、区長相当額の旅費を支給することとされているため、財務省令の宿泊費基準額に定める内閣総理大臣等相当額となる。

また、区議会議員、教育長、監査委員、選挙長等、行政委員会の委員及び附属機関の構成員については、副区長相当額の旅費を支給することとされているため、財務省令の宿泊費基準額に定める指定職職員等相当額となる。

##### (2) 特別職の宿泊手当について

財務省令に定められている宿泊手当の額とし、一般職員と同様の額となる。

##### (3) 3（8）及び（9）の旅費については、一般職員相当額となる。

#### 5 その他

本改正に関連する規程等についても、必要な対応を図る。

## 職員の旅費に関する条例の主な改正内容

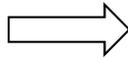
番号	旅費の内容	現行		改正後		主な改正内容
		名称	支出内容	名称	支出内容	
1	交通費(鉄道)	鉄道賃	実費	鉄道賃	実費	・内国旅行の急行料金等の支給要件である距離規定を廃止し、公務上必要な場合は、実態に応じて支給する。 (現行では、特別急行列車は100km以上、普通急行列車は50km以上の規定あり。)
2	交通費(鉄道、船舶及び航空機以外)	車賃	実費 (一部定額)	その他の 交通費	実費	・鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動について支給する。 ・内国旅行の定額(1kmあたり37円)を廃止し、実費支給方式に変更する。 ・レンタカーの賃料等も支給対象とする。
3	旅行中の宿泊に 要する費用	宿泊料	定額	宿泊費	実費	・改正後は、定額方式から実費支給方式(上限付き実費支給)に変更する。 ・「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)」(以下、「財務省令」という。)の宿泊費基準額に規定する「職務の級が10級以下の者」の額を上限とする実費支給とする。 ・財務省令の宿泊費基準額は、内国旅行の場合は、都道府県ごとに規定されており、外国旅行の場合は、在外公館所在都市を基本として都市ごとに規定されている。 ・地域ごとに職務の級の3区分による定額支給としていたが、改正後は1区分となる。  例1:内国旅行 広島県広島市に宿泊の場合(1泊につき) 現行 部長級職員は定額で14,800円 係長級以下の職員は定額で10,900円 改正後 13,000円を上限とする実費支給(部長以下全ての一般職員は同じ額)  例2:外国旅行 オーストリアウィーンに宿泊の場合(1泊につき) 現行 部長級職員は定額で21,500円 係長級以下の職員は定額で16,100円 改正後 24,000円を上限とする実費支給(部長以下全ての一般職員は同じ額)
4	宿泊を伴う旅行に 必要な諸雑費	日当 食卓料	定額	宿泊手当	定額	・宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費(夕朝食代の掛かり増しを含む)に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行にのみ支給する。 ・宿泊手当は、財務省令に規定されている宿泊手当の額とする。(定額支給) ・財務省令の宿泊手当は、内国旅行の場合は、2,400円(1夜につき)、外国旅行の場合は、国ごとに規定されている。 ・宿泊費等の中に朝食代や夕食代が含まれる場合は、宿泊手当の調整を行う。 ・現行の日当は、職務の級の3区分による定額支給としていたが、宿泊手当は1区分による定額支給。 ・現行の日当は、目的地内の移動に要する交通費等に充てる目的で定額を支給していたが、交通費等を実費支給とするため廃止。 ・現行の食卓料は、水路旅行及び航空旅行中に別途必要となる食費を定額で支給していたが、廃止。  例1:内国旅行 広島県広島市に旅行の場合 現行(日当) 1日につき、課長級は1,300円 係長級以下1,100円 改正後(宿泊手当) 1夜につき、2,400円  例2:外国旅行 オーストリアウィーンに旅行の場合 現行(日当) 1日につき、課長級は6,200円 係長級以下5,200円 改正後(宿泊手当) 1夜につき、5,400円

番号	旅費の内容	現行		改正後		主な改正内容
		名称	支出内容	名称	支出内容	
5	バック旅行に要する費用			包括宿泊費	実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設。</li> <li>・交通費と宿泊費が一体となったもの(バック旅行)について支給対象とする。</li> <li>・包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限とする。</li> </ul>
6	外国旅行に要する雑費	渡航手数料 支度料	実費 (一部定額)	渡航雑費	実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国旅行に伴う雑費について、実費支給していた渡航手数料に加え、その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額を支給する。</li> <li>・その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額は、財務省令と同様に別途規定する予定。</li> <li>・実費支給されていた渡航手数料(予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに出入国税)は、渡航雑費に統合されたため廃止。</li> <li>・定額支給されていた支度料(保険料、日本と異なる衛生、気候状況に対応するための携行品等)は、渡航雑費に統合されたため廃止。</li> </ul>
7	赴任に伴う転居に要する費用	移転料	定額 (一部実費)	転居費	実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後は、任命権者が別に定める方法により算定される額とする。(財務省令に定める方法により算定される額とする予定。)</li> <li>・現行は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額の範囲内の実費額により支給。</li> </ul>
8	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用	着後手当	定額	着後滞在費	実費+定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赴任先の住居の確保に時間を要する場合等に支給する。</li> <li>・改正後は、内国旅行は5夜分を、外国旅行は10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額とする。</li> <li>・現行は、日当及び宿泊料の5日分を上限に支給。</li> </ul>
9	赴任に伴う家族の移転に要する費用	扶養親族 移転料	定額	家族移転費	実費+定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員相当額を上限に支払った交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額を支給する。</li> <li>・現行は、年齢要件により職員相当額を減額して支給。</li> </ul>
10	職員、その配偶者等又は子の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための経費	死亡手当	定額	死亡手当	定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後は、職員の配偶者等及び子が、外国で死亡した場合についても支給対象とする。 (現行は職員が死亡した場合のみ)</li> <li>・死亡手当の額は、任命権者が別に定める額とし、財務省令と同様に規定する予定。</li> </ul>
11	旅行雑費	旅行雑費	実費	旅行雑費	実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の規定から「近接地(葛飾区の地域を除く。)内の旅行」を削除し、区内の出張についても公務上特に要した雑費(緊急連絡用の電話料金や駐車料金等)を支給できるよう改正する。</li> </ul>

宿泊費(現行の宿泊料)の参考資料

1 内国宿泊費(現行の宿泊料)の基準額  
改正前

区分	宿泊料(1夜につき)	
	甲地方	乙地方
区長	16,500円	14,900円
副区長	14,800円	13,300円
6級の職務にある者	14,800円	13,300円
5級の職務にある者	13,100円	11,800円
4級以下の職務にある者	10,900円	9,800円



甲地方…東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市  
乙地方…甲地方以外の地域

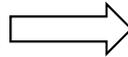
改正後

区分	宿泊費(1夜につき)				
	北海道	東京都	京都府	広島県	長崎県
内閣総理大臣等	27,000円	40,000円	40,000円	27,000円	23,000円
指定職職員等	18,000円	27,000円	27,000円	18,000円	15,000円
職務の級が10級以下の者	13,000円	19,000円	19,000円	13,000円	11,000円

財務省令の宿泊費基準額より抜粋

2 外国宿泊費(現行の宿泊料)の基準額  
改正前

区分	宿泊料(1夜につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
区長	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円
副区長	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
6級の職務にある者	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
5級の職務にある者	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
4級以下の職務にある者	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円



指定地方…シンガポール、ニューヨーク、ワシントン、ロンドン、パリ等

甲地方…北米、欧州、中近東等(オーストリア等)  
乙地方…指定都市、甲・丙地域以外(大韓民国、マレーシア等)  
丙地方…アジア、中南米、アフリカ等(中華人民共和国等)

改正後

区分	宿泊費(1夜につき)				
	オーストリア	中華人民共和国	大韓民国	マレーシア	アメリカ合衆国
	ウィーン	北京	ソウル	ペナン	ワシントン
内閣総理大臣等	38,000円	27,000円	42,000円	22,000円	86,000円
指定職職員等	26,000円	19,000円	29,000円	15,000円	59,000円
職務の級が10級以下の者	24,000円	17,000円	26,000円	14,000円	54,000円

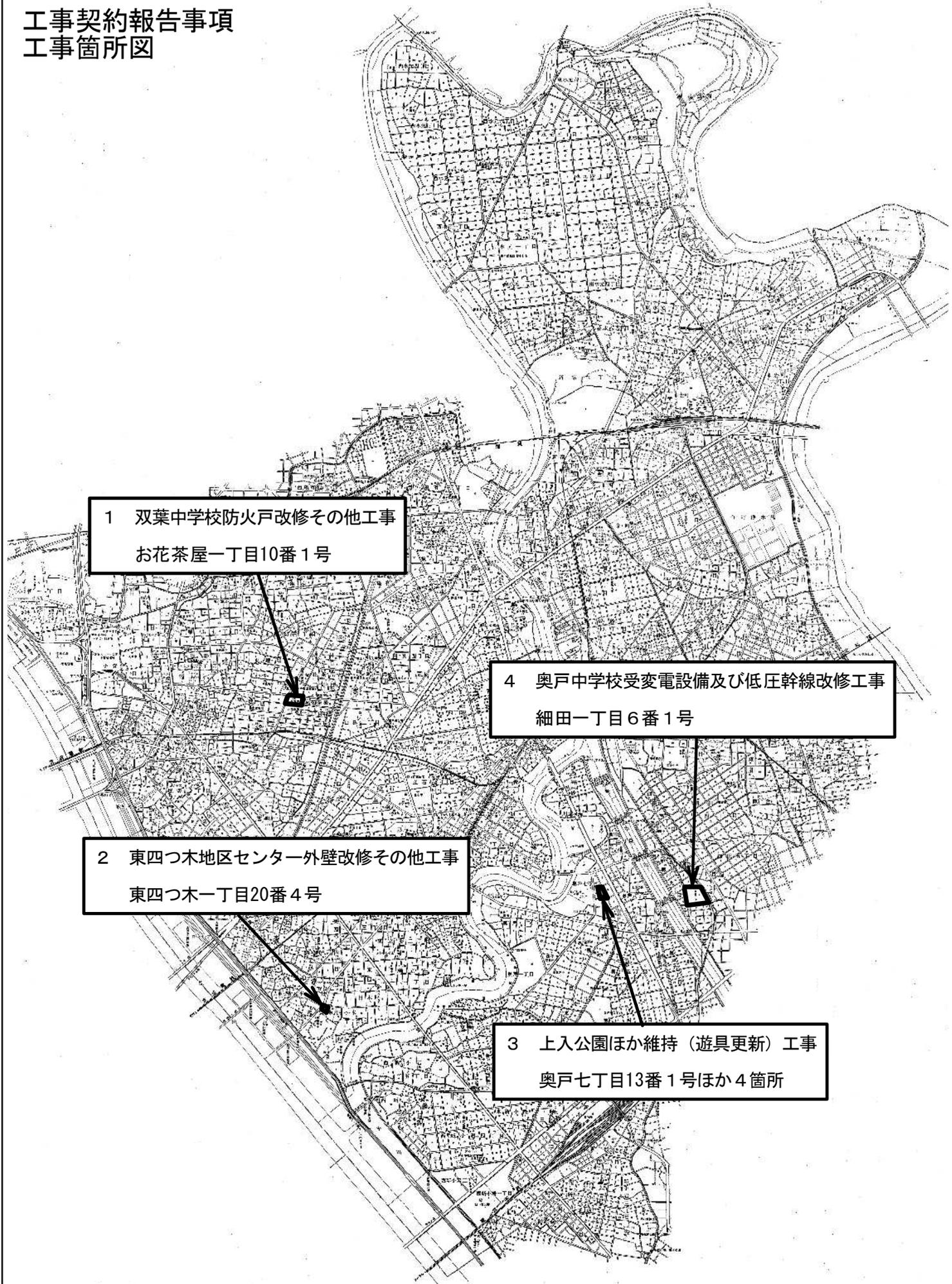
財務省令の宿泊費基準額より抜粋

## 工事契約について

## 契約管財課

報告 番号	工 事 件 名 (工 事 箇 所)	工 事 概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 期 工 期
1	双葉中学校防火戸改修その他工事  (お花茶屋一丁目10番1号)	防火戸改修工事  床、壁及び天井改修工事  機械設備改修工事	施工能力審査型総合評価一般競争入札  92,400,000	葛飾区お花茶屋一丁目3番5号  永井建設株式会社  代表取締役  永井 孝志	令和7年2月14日  令和7年10月31日
2	東四つ木地区センター外壁改修その他工事  (東四つ木一丁目20番4号)	外壁塗装工事 面積：959.80㎡  防水工事	制限付一般競争入札  74,699,095	葛飾区東四つ木二丁目10番15号  近藤建装工業株式会社  代表取締役  近藤 勝之	令和7年2月19日  令和7年10月31日
3	上入公園ほか維持(遊具更新)工事  (奥戸七丁目13番1号ほか4箇所)	工事面積：509.40㎡  複合遊具 1基  ゴムチップ舗装：65.00㎡	制限付一般競争入札  50,244,150	葛飾区水元三丁目17番13号  株式会社優造園  代表取締役  吉岡 壽人	令和7年2月27日  令和7年7月24日
4	奥戸中学校受変電設備及び低圧幹線改修工事  (細田一丁目6番1号)	高圧引込設備工事  受変電設備工事  幹線設備工事  電灯設備工事	施工能力審査型総合評価一般競争入札  82,621,000	葛飾区奥戸六丁目11番2号  高野電気工業株式会社  代表取締役  高野 大吾	令和7年2月28日  令和7年9月30日

工事契約報告事項  
工事箇所図



令和 6 年度

入札経過調書

案件番号	0000005234
件名	双葉中学校防火戸改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区お花茶屋一丁目10番1号
工期	令和7年2月17日から令和7年10月31日まで 175日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年1月24日
開札日時	令和7年2月13日 13時30分 電子入札
落札者名	永井建設株式会社 代表取締役 永井 孝志 東京都葛飾区お花茶屋一丁目3番5号
落札金額	92,400,000 円

項番	企業名	入札価格 (円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	大翔建設株式会社	98,890,000	0.1	24.0	24.1	
2	株式会社大徳工務店	98,971,400	0.0	26.5	26.5	
3	永井建設株式会社	92,400,000	6.0	28.5	34.5	落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	98,971,400 円
------	--------------

令和 6 年度

## 入札経過調書

案件番号	0000005284
件名	東四つ木地区センター外壁改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区東四つ木一丁目20番4号
工期	令和7年2月20日から令和7年10月31日まで 172日間
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和7年1月31日
開札日時	令和7年2月18日 13時30分 電子入札
落札者名	近藤建装工業株式会社 代表取締役 近藤 勝之 東京都葛飾区東四つ木二丁目10番15号
落札金額	74,699,095 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	加藤塗装株式会社	75,020,000				
2	グローリー防水工業株式会社 葛飾営業所	75,118,890				
3	株式会社光和					最低制限価格割れ
4	近藤建装工業株式会社	74,699,095				落札
5	清水ペイント株式会社					最低制限価格割れ
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	80,773,000 円
------	--------------

令和 6 年度

入札経過調書

案件番号	0000005296
件名	上入公園ほか維持（遊具更新）工事
履行場所	東京都葛飾区奥戸七丁目13番1号ほか4箇所
工期	令和7年2月28日から令和7年7月24日まで 100日間
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和7年2月7日
開札日時	令和7年2月26日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社優造園 代表取締役 吉岡 壽人 東京都葛飾区水元三丁目17番13号
落札金額	50,244,150 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社相川造園					辞退
2	株式会社山溪緑地					辞退
3	東香園株式会社					辞退
4	株式会社優造園	50,244,150				落札
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	50,294,200 円
------	--------------

令和 6 年度

## 入札経過調書

案件番号	0000005297
件名	奥戸中学校受変電設備及び低圧幹線改修工事
履行場所	東京都葛飾区細田一丁目 6 番 1 号
工期	令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 9 月 30 日まで 144 日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 2 月 6 日
開札日時	令和 7 年 2 月 27 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	高野電気工業株式会社 代表取締役 高野 大吾 東京都葛飾区奥戸六丁目 11 番 2 号
落札金額	82,621,000 円

項番	企業名	入札価格 (円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	共栄電設工業株式会社					辞退
2	工藤電業株式会社					辞退
3	有限会社KHYテクノ					辞退
4	大豊電設株式会社					辞退
5	株式会社大洋電設					辞退
6	高野電気工業株式会社	82,621,000	0.9	24.0	24.9	落札
7	株式会社テクノサイジング					辞退
8	有限会社中村電気					辞退
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	83,463,600 円
------	--------------

地方税法改正案の概要について

税務課

1 個人住民税

(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対応【令和8年度課税から適用】

ア 給与所得控除の見直し

現在55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

非課税ライン（単身者給与収入のみの場合）

	現行		見直し後
基本額等	45万円	(変更なし)	45万円
給与所得控除	55万円	+10万円	65万円
計	100万円		110万円

イ 特定親族特別控除（仮称）

納税義務者に年齢19歳以上23歳未満の親族等がいる場合には、その親族等の合計所得金額が58万円（例 給与収入123万円－給与所得控除65万円）から95万円（例 給与収入160万円－給与所得控除65万円）に達するまでは、納税義務者は45万円の控除を受けられる。また、合計所得金額が95万円を超えても、親族等の合計所得金額に応じて、次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別税額控除の拡充延長

令和6年限りの措置とされていた借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置について、令和7年においても一年間延長して実施する。なお、住宅借入金等特別税額控除については、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものであり、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。

ア 子育て世帯等を対象とした支援措置の延長

年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者に対し、借入限度額を認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ	
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

イ 床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長

新築住宅の床面積要件について、従来50㎡のところを合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

2 軽自動車税種別割

(1) 二輪車の車両区分の見直し

現行の総排気量50cc以下の原動機付自転車については、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等によって今後の生産、販売の継続が困難となる。そのため、原動機付自転車のうち二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を、現在の総排気量50cc以下と同額の2,000円とする。

※ 道路交通法上の取扱いについて、現行の総排気量50cc以下の原動機付自転車と変更はない。

### 3 地方のたばこ税

#### (1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式を見直す。現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする。

改正は、令和8年4月1日から実施する。激変緩和措置として、2段階で令和8年4月及び同年10月に課税方式の見直しを実施する。

(課税方式見直しのスケジュール) ※税額は国税、都税分含む

	令和8年4月	令和8年10月
紙巻たばこ (約15円/本)	見直しなし	見直しなし
加熱式たばこ (約10円~/本)	1~2.5円/本引上げ	1~2.5円/本引上げ 紙巻たばこことの税差解消

庶務報告 No. 1
施設部
令和7年3月18日

第3期葛飾区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）（案）について

施設管理課

1 趣旨

区有建築物の長寿命化を図るとともに区民が利用しやすく安全で快適な施設とするため、令和8年度から5年間の「第3期葛飾区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）」（案）（以下、「保全工事計画（案）」という。）を策定するもの

2 保全工事計画（案）の概要

別紙1のとおり

3 保全工事計画（案）

別紙2のとおり

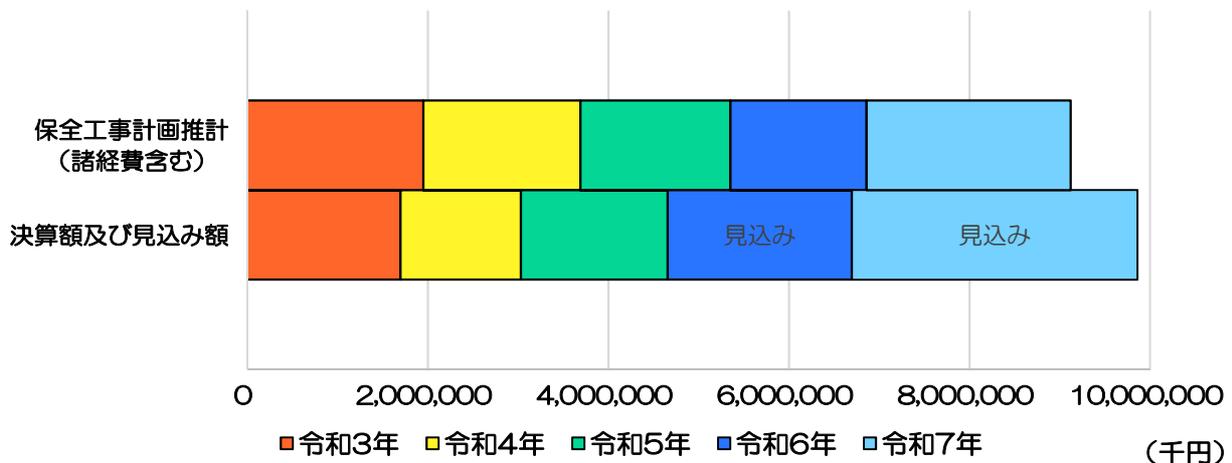
## 第3期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）概要

## 1 計画策定の趣旨 ……本編1ページ

- 本区は、区有建築物の計画的・予防的な修繕等の長寿命化に向けた取り組みとして、「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」（以下、「保全工事計画策定方針」という。）に基づき「葛飾区区有建築物保全工事計画（平成28年度～平成32年度）」（以下、「第1期保全工事計画」という。）及び「第2期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「第2期保全工事計画」という。）を策定し、適正な保全を推進している。
- 今後も、区有建築物の計画的・予防的な修繕を継続するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第3期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）」（以下、「第3期保全工事計画」という。）を策定する。

## 2 第2期保全工事計画の実施状況 ……本編2ページ

- 第2期保全工事計画では、未改修部位の解消とともに本来あるべき計画的・予防的修繕を進めるため、約66億円（直接工事費）の計画を策定した。
- 第2期保全工事計画の5年間の決算見込み額は約99億円で、便宜的に諸経費や税額等を引くと約72億円（直接工事費）の保全工事を実施する見込みである。
- 年度によって実施状況に差はあるものの、5年間を通じておおむね計画どおりである。



注1) このグラフは、重点的に取り組む施設の主要部位に係る改修費用を表したもの  
 注2) 建替えや内装改修などの保全対象部位以外の工事、小規模修繕などの経費は含まない  
 注3) この推計には、諸経費や税額を含む

## 3 第3期保全工事計画の策定の視点 ……本編4ページ

## 3-1 計画期間

令和8年度から令和12年度を計画期間とする。

## 3-2 その他計画との整合

学校などの各施設の改築計画や長寿命化計画との整合を図る。

3 第3期保全工事計画の策定の視点・・・本編4ページ

3-3 更なる公共施設の質の確保

- ・持続可能なまちづくりを目指すSDGsの推進をはじめとする新たな社会課題への対応が求められている。
- ・良質な行政サービスを提供する拠点である公共施設の本来の目的に沿った機能を確保していくため、保全工事のタイミングにあわせて次の視点で公共施設の質の確保に取り組む。

① 安全性の確保

区民が安全・安心して利用できるよう、防犯機能や防災機能の確保に努める。

② 快適性・使いやすさの向上（おもてなし）

施設の利用状況や利用者のニーズを踏まえ、バリアフリー化など機能改良を実現し、快適性や機能性の向上を図っていく。また、保全工事にあわせてトイレの洋式化、照明のLED化、劣化した内装の改修なども進める。

③ 環境性能の向上

環境負荷を削減するため、ZEB化などにより、施設の省エネ性能の向上を図っていく。

3-4 建物の供用期間と空調設備等の改修周期の見直し

- ・保全工事計画策定方針では、建物の供用期間は60年以上の活用を目安として考えていくものとしていた。
- ・今後は施設管理者による日常的な点検や計画的・予防的な修繕などによる施設保全の適正管理を前提に、建物の供用期間は他計画と同様に、80年の活用を目安に考えていく。
- ・令和5年10月に改訂された「建築物のライフサイクルコスト」を参考に、今まで行ってきた保全工事の実績も踏まえ、ガスヒートポンプによる冷暖房（GHP）の改修周期の見直しを行う。

予 防 保 全															
大区分	建築			電気						機械					
小区分もしくは細目	屋根仕上げ	屋上防水等	外壁	高圧引込設備	受変電設備	非常用発電設備	直流電源装置	自動火災報知設備等	誘導灯・非常照明	給排水衛生設備等	消火設備等	空調設備等	排煙設備	ガス設備	昇降機設備
現在改修周期	コロニアル 40	フレタン塗膜 20 露出アスファルト 40	塗装 15	PAS 20	30	30	20	25	20	SGP-VA等 網管 30	30	25	25	60	30
	鋼板 40	保護アスファルト 65以上 シート防水 25	タイル 20	UGS 23						SUS管 80					
改修周期の改訂	コロニアル 40	フレタン塗膜 20 露出アスファルト 40	塗装 15	PAS 20	30	30	20	25	20	SGP-VA等 網管 30	30	中央方式 25	25	60	30
	鋼板 40	保護アスファルト 65以上 シート防水 25	タイル 20	UGS 23						SUS管 80		EHP 25 GHP 20			

# 第3期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）概要

## 3 第3期保全工事計画の策定の視点・・・本編7ページ

### 3-5 第3期保全工事計画のスケジュール

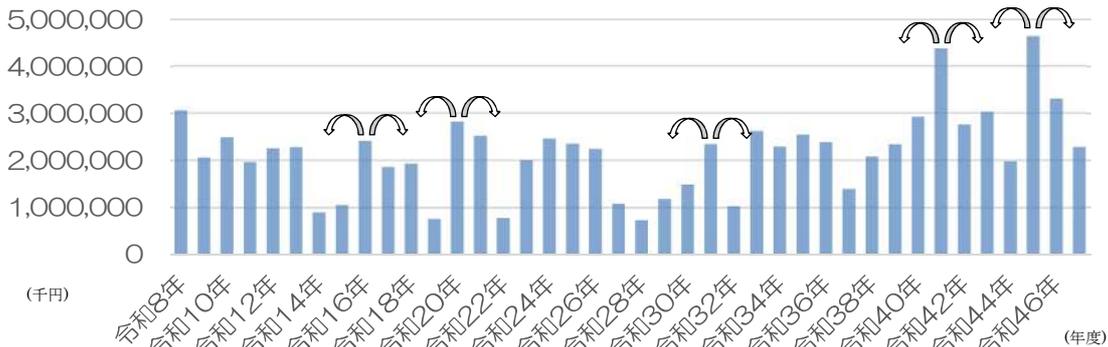
第2期保全工事計画		第3期保全工事計画				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第3期 保全工事 計画策定	調査・設計	工事				
	調査・設計	工事				
		調査・設計	工事			
			調査・設計	工事		
				調査・設計	工事	

## 4 第3期保全工事計画対象施設・部位一覧・・・本編8ページ

- 一連の検討をふまえ、総合的な判断を行った結果、令和8年度から令和12年度の5年間に第3期保全工事計画の対象とする施設・部位は、65施設180部位になり、改修費用は、物価高騰を考慮すると約86億円（直接工事費）であり、諸経費や税額を含めると約118億円を見込んでいる。

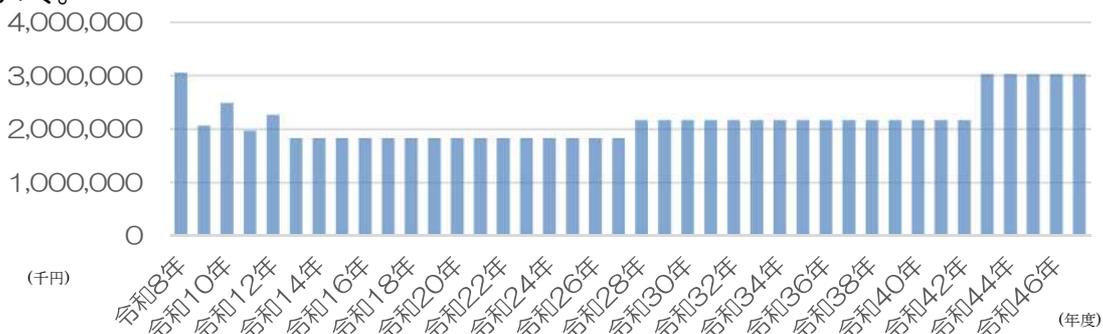
## 5 将来経費の長期的な推計・・・本編14ページ

- 「3-4 建物の供用期間と空調設備等の改修周期の見直し」で定めた改修周期で保全工事を進めた場合の将来経費の長期的な推計を行った。



- 注1) このグラフは、重点的に取り組む施設の主要部位を改修した際に係る改修費用を試算したもの  
 注2) 建替えや内装改修などの保全対象部位以外の工事、小規模修繕などの経費は含まない  
 注3) この推計では、諸経費や税額を含む  
 注4) この推計では、物価高騰に伴う工事費増を考慮した

- 改修周期で保全工事を進めただけでは工事時期が重なるため、経費に山ができてしまう。引き続き日常点検や法定点検、技術職員による現地調査、所管課へのヒアリングなど施設の状況をよく精査し、計画のローリングを図りながら必要な工事を適正な時期に実施していく。



- 注1) このグラフは、重点的に取り組む施設の主要部位を改修した際に係る改修費用を試算したもの  
 注2) 建替えや内装改修などの保全対象部位以外の工事、小規模修繕などの経費は含まない  
 注3) この推計では、諸経費や税額を含む  
 注4) この推計では、物価高騰に伴う工事費増を考慮した

計画のローリングを図った改修費用のイメージ

【案】

第3期葛飾区有建築物保全工事計画  
令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

令和7年3月

—目次—

1	計画策定の趣旨 .....	1
2	第2期保全工事計画の実施状況.....	2
3	第3期保全工事計画の策定の視点.....	4
3-1	計画期間 .....	4
3-2	その他の計画との整合.....	4
3-3	更なる公共施設の質の確保.....	4
3-4	建物の供用期間と空調設備等の改修周期の見直し.....	6
3-5	第3期保全工事計画のスケジュール.....	7
4	第3期保全工事計画対象施設・部位一覧.....	8
5	将来経費の長期的な推計 .....	14

# 1 計画策定の趣旨

葛飾区では、これまで時代や社会の要請、区民のニーズに応じて、多岐の分野にわたって公共施設を設置し、住民福祉の増進に寄与してきました。

また、社会の変化に応じ、公共施設の集約・再編や保育園の民営化など、区民サービスの向上と行政の効率化に努めてきました。

このような中、建設後40年以上を経過した施設の割合が増加し、施設の老朽化による不具合等がみられるようになりました。このまま放置すると、区民サービスに支障を来すだけでなく、安全性の視点からも施設の継続利用が懸念される事態となります。一方で、全ての公共施設を更新するためには、多額の費用が必要となります。

こうした公共施設の課題に対応していくため、平成27年度に策定した「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」（以下、「保全工事計画策定方針」という。）に基づき「葛飾区区有建築物保全工事計画（平成28年度～平成32年度）」（以下、「第1期保全工事計画」という。）及び「第2期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「第2期保全工事計画」という。）を策定し、公共施設の適正な保全を推進しているところです。

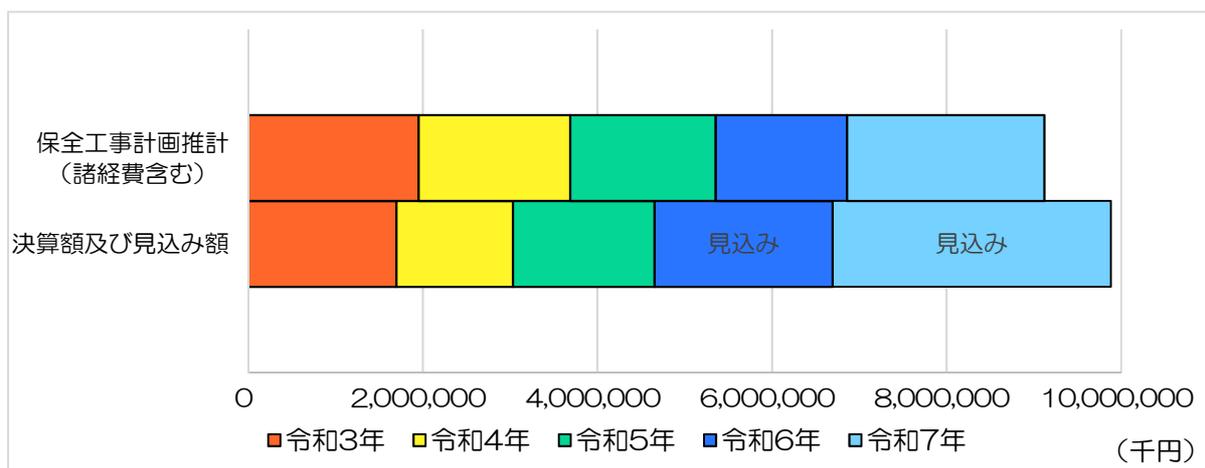
今後も、区有建築物の計画的・予防的な修繕を継続して公共施設の長寿命化を図るとともに、更新費用の財政負担の平準化を実現するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第3期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和8年度～令和12年度）」（以下、「第3期保全工事計画」という。）を策定します。

## 2 第2期保全工事計画の実施状況

公共施設の計画的・予防的な修繕を推進し、施設の長寿命化を図るとともに、公共施設を適正に保全していくため、保全工事計画策定方針及び第2期保全工事計画に基づき着実に施設の改修を進めてきました。

第2期保全工事計画では、未改修部位の解消とともに本来あるべき計画的・予防的な修繕を進めるため、約66億円（直接工事費）の計画を策定しました。第2期保全工事計画の5年間の決算見込み額は約99億円で、便宜的に諸経費や税額等を引くと約72億円（直接工事費）の保全工事を実施する見込みになります。

令和3年度から令和7年度までの実施状況をグラフにまとめると次のとおりとなります。年度によって実施状況に差があるものの、5年間を通じておおむね計画どおりに推進してきました。



- 注1) このグラフは、重点的に取り組む施設の主要部位に係る改修費用を表したもの  
 注2) 建替えや内装改修などの保全対象部位以外の工事、小規模修繕などは含まない  
 注3) この推計には、諸経費や税額を含む

図 1 令和3年度から令和7年度までの実施状況

5年間の実施の概要は次のとおりとなります。

令和3年度	<p>決算額：1,699百万円</p> <p>施設数：学校10校、学校以外の8施設</p> <p>工事例：原田小学校外壁改修、双葉中学校外壁改修、高砂地区センター屋上防水・外壁改修など</p>
令和4年度	<p>決算額：1,332百万円</p> <p>施設数：学校14校、学校以外の14施設</p> <p>工事例：新宿小学校給排水衛生設備改修、青戸中学校高圧引込設備改修、四つ木地区センター外壁・昇降機設備改修、地域福祉・障害者センター外壁改修など</p>
令和5年度	<p>決算額：1,625百万円</p> <p>施設数：学校14校、学校以外の14施設</p> <p>工事例：亀青小学校外壁改修、水元中学校外壁改修、南綾瀬地区センター屋上防水・外壁・空調設備・高圧引込設備改修、水元小合溜水質浄化センター外壁改修など</p>
令和6年度	<p>予算額：2,040百万円</p> <p>施設数：学校14校、学校以外の13施設</p> <p>工事例：梅田小学校外壁改修、葛美中学校屋上防水改修、観光文化センター外壁改修、亀有駅南口公園下自転車駐車場高圧引込設備改修など</p>
令和7年度	<p>予定額：3,186百万円</p> <p>施設数：学校18校、学校以外の15施設</p> <p>工事例：堀切中学校外壁改修、白鳥小学校給排水衛生設備改修、柴又学び交流館給排水衛生設備改修、亀有文化ホール大規模改修など</p>

## 3 第3期保全工事計画の策定の視点

### 3-1 計画期間

第3期保全工事計画では、令和8年度から令和12年度までを計画期間とします。

### 3-2 その他の計画との整合

第3期保全工事計画では、保全工事計画策定方針に基づき、学校など各施設の改築計画や長寿命化計画との整合を図ってまいります。

### 3-3 更なる公共施設の質の確保

保全工事計画策定方針では、区有建築物の保全にあたる基本方針の1つとして、公共施設の質の確保を挙げています。さらに、令和3年度には葛飾区基本構想及び葛飾区基本計画が新たに策定され、持続可能なまちづくりを目指すSDGsの推進をはじめとする新たな社会課題への対応が求められています。今後の区有建築物において、良質な行政サービスを提供する拠点である公共施設の本来の目的に沿った機能を確保していくため、保全工事のタイミングにあわせて次の視点で公共施設の質の確保に取り組んでいきます。

#### ① 安全性の確保

区民が安全・安心して利用できるよう、防犯機能や防災機能の確保に努めます。

#### ② 快適性・使いやすさの向上（おもてなし）

施設の利用状況や利用者のニーズを踏まえ、バリアフリー化など機能改良を実施し、快適性や機能性の向上を図ります。また、保全工事にあわせてトイレの洋式化、照明のLED化、劣化した内装の改修なども進めてまいります。

#### ③ 環境性能の向上

環境負荷を削減するため、ZEB化などにより、施設の省エネ性能の向上を図ります。

参考：公共施設とSDGsの推進

公共施設等の効果的・効率的な活用を図りながら、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、公共施設等の経営に関する基本的な方針を定めた葛飾区公共施設等経営基本方針では、特に以下の目標達成に向けて取組を推進するとしています。

SDGsの目標	公共施設等の経営における推進方針
 <p><b>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b></p>	<p>「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和4年3月）に基づき、太陽光などの再生可能エネルギーを公共施設に導入するとともに、自立・分散型エネルギーとして活用します。</p>
 <p><b>11 住み続けられる まちづくりを</b></p>	<p>「葛飾区国土強靱化地域計画」（令和4年3月）に基づき、公共施設や都市基盤施設の耐震性能の維持に努めるとともに、帰宅困難者一時滞在施設や洪水緊急避難建物の指定等の防災・減災対策を進めます。</p>
 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p>「葛飾区環境配慮指針」（平成22年3月）に基づき、道路・公園を含む全ての公共施設の整備等において、「計画・設計」「施工」「管理・運用」の各段階でエネルギー使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、生活環境の保全を図るとともに、緑化や有害物質対策などにより環境負荷をできるだけ低減し、景観、周辺環境や生態系への配慮などに取り組みます。</p>
 <p><b>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</b></p>	<p>「葛飾区基本計画」（令和3年8月）における公共施設の魅力向上プロジェクトに基づき、社会や地域の実情に合う施設のあり方について、地域と協働しながら進めます。</p>

（出典）葛飾区公共施設等経営基本方針（令和5年3月改定）

### 3-4 建物の供用期間と空調設備等の改修周期の見直し

保全工事計画策定方針では、建物の供用期間は60年以上の活用を目安として考えていくものとしていました。今後は施設管理者による日常的な点検や計画的・予防的な修繕などによる施設保全の適正管理を前提に、建物の供用期間は他計画と同様に、80年の活用を目安に考えていきます。

また、改修周期につきましては、令和5年10月に改訂された国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物のライフサイクルコスト」を参考に、今まで行ってきた保全工事の実績も踏まえ、一部の空調設備等の改修周期の見直しを行います。

見直しを行った項目は、次のとおりです。

予 防 保 全															
大区分	建築			電気						機械					
小区分もしくは細目	屋根仕上げ	屋上防水等	外壁	高圧引込設備	受変電設備	非常用発電設備	直流電源装置	自動火災報知設備等	誘導灯・非常照明	給排水衛生設備等	消火設備等	空調設備等	排煙設備	ガス設備	昇降機設備
現在改修周期	コロニアル 40	ウレタン塗膜 20 露出アスファルト	塗装 15	PAS 20 UGS 23	30	30	20	25	20	SGP-VA等 銅管 30	30	25	25	60	30
	鋼板 40	保護アスファルト 65以上 シート防水 25	タイル 20							SUS管 80					
改修周期の改訂	コロニアル 40	ウレタン塗膜 20 露出アスファルト	塗装 15	PAS 20 UGS 23	30	30	20	25	20	SGP-VA等 銅管 30	30	中央方式 25	25	60	30
	鋼板 40	保護アスファルト 65以上 シート防水 25	タイル 20							SUS管 80		EHP 25 GHP 20			

※ 各部位・設備の改修周期は、本計画における工事の順位を決定する基準の一つであり、改修周期の到来により直ちに改修が必要となるものではありません。

### 3-5 第3期保全工事計画のスケジュール

第3期保全工事計画を進めていくスケジュールのイメージは以下のとおりです。

第2期保全工事計画		第3期保全工事計画				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第3期 保全工事 計画策定	調査・設計	工事				
	調査・設計		工事			
		調査・設計		工事		
			調査・設計		工事	
				調査・設計		工事

図 2 第3期保全工事計画のスケジュールイメージ

## 4 第3期保全工事計画対象施設・部位一覧

一連の検討をふまえ、総合的な判断を行った結果、令和8年度から令和12年度の5年間に第3期保全工事計画の対象とする施設・部位は次のとおりです。

この保全工事計画に見込む改修費用は、物価高騰を考慮すると約86億円（直接工事費）であり、諸経費や税額を含めると約118億円を見込んでいます。保全工事の実施にあたっては、今後策定される各施設の個別計画など、公共施設の効果的・効率的な活用へ向けた取組みと連携を図ります。

また、第1期及び第2期同様に、施設点検や各種調査を実施し、その結果の分析を行い保全工事計画を更新していきます。そのため、本表の保全工事計画対象施設・部位及び改修年度に変更が生じることがあります。

第3期保全工事計画対象施設・部位一覧

	名称(代表施設の名称)	部位名称	改修年度(想定)	備考
1	高砂地区センター	給排水衛生設備等	令和9年度	
		自動火災報知設備等	令和9年度	
2	四つ木地区センター	自動火災報知設備等	令和11年度	
		誘導灯・非常照明	令和11年度	
		給排水衛生設備等	令和11年度	
3	青戸地区センター	高圧引込設備	令和8年度	
		自動火災報知設備等	令和12年度	
		誘導灯・非常照明	令和12年度	
		給排水衛生設備等	令和12年度	
4	東立石地区センター	受変電設備	令和10年度	
5	新小岩地区センター	受変電設備	令和11年度	
		昇降機設備	令和11～12年度	
6	奥戸地区センター	空調設備等	令和11年度	
7	新小岩北地区センター	受変電設備	令和11年度	
8	東金町地区センター	外壁	令和12年度	
9	水元学び交流館	給排水衛生設備等	令和10年度	
		消火設備等	令和10年度	
10	柴又学び交流館	給排水衛生設備等	令和7～8年度	
		消火設備等	令和7～8年度	
11	東四つ木工場ビル	受変電設備	令和11年度	
		自動火災報知設備等	令和11年度	
		誘導灯・非常照明	令和11年度	
		消火設備等	令和11年度	
		空調設備等	令和11年度	
12	地域産業振興会館	屋上防水等	令和12年度	
		外壁	令和12年度	
		高圧引込設備	令和7～8年度	
		受変電設備	令和7～8年度	
		非常用発電設備	令和7～8年度	
13	亀有文化ホール	受変電設備	令和7～8年度	
		自動火災報知設備等	令和7～8年度	
		給排水衛生設備等	令和7～8年度	
		空調設備等	令和7～8年度	
14	観光文化センター	受変電設備	令和9年度	
		自動火災報知設備等	令和9年度	
		誘導灯・非常照明	令和9年度	
		昇降機設備	令和8～9年度	

	名称(代表施設の名称)	部位名称	改修年度(想定)	備考
15	シニア活動支援センター	受変電設備	令和12~13年度	
		非常用発電設備	令和12~13年度	
		給排水衛生設備等	令和12年度	
		消火設備等	令和12年度	
		昇降機設備	令和8~9年度	
16	地域福祉・障害者センター	自動火災報知設備等	令和8~9年度	
		誘導灯・非常照明	令和8~9年度	
		空調設備等	令和8~9年度	
17	葛飾区保健所及び子ども総合センター	外壁	令和10年度	
		高圧引込設備	令和12年度	
18	亀有南駐車場	外壁	令和10年度	
		非常用発電設備	令和10年度	
		自動火災報知設備等	令和10年度	
		誘導灯・非常照明	令和10年度	
		給排水衛生設備等	令和10年度	
		消火設備等	令和10年度	
		昇降機設備	令和9~10年度	
19	亀有駅南口公園下自転車駐車場	受変電設備	令和12年度	
20	葛飾小学校	屋根仕上げ	令和11年度	
		屋上防水等	令和11年度	
		外壁	令和11~12年度	
21	南綾瀬小学校	外壁	令和12~13年度	
		高圧引込設備	令和8年度	
		受変電設備	令和9~10年度	
22	上千葉小学校	外壁	令和11~12年度	
23	堀切小学校	外壁	令和11~12年度	
		高圧引込設備	令和10年度	
		自動火災報知設備等	令和12年度	
		誘導灯・非常照明	令和12年度	
		給排水衛生設備等	令和11年度	
		消火設備等	令和11年度	
24	奥戸小学校	自動火災報知設備等	令和10年度	
		誘導灯・非常照明	令和10年度	
		給排水衛生設備等	令和9年度	
		消火設備等	令和9年度	
25	上平井小学校	昇降機設備	令和8~9年度	
		自動火災報知設備等	令和12年度	
		誘導灯・非常照明	令和12年度	
		給排水衛生設備等	令和11年度	
		消火設備等	令和11年度	

	名称(代表施設の名称)	部位名称	改修年度(想定)	備考
26	住吉小学校	屋上防水等	令和9年度	
		外壁	令和9～10年度	
27	末広小学校	高圧引込設備	令和10年度	
28	鎌倉小学校	屋根仕上げ	令和9年度	
		外壁	令和9～10年度	
		受変電設備	令和10～11年度	
29	こすげ小学校	受変電設備	令和10～11年度	
		自動火災報知設備等	令和11年度	
		誘導灯・非常照明	令和11年度	
		給排水衛生設備等	令和10年度	
		消火設備等	令和10年度	
30	半田小学校	屋上防水等	令和8年度	
		受変電設備	令和12～13年度	
		自動火災報知設備等	令和9年度	
		誘導灯・非常照明	令和9年度	
		給排水衛生設備等	令和8年度	
		消火設備等	令和8年度	
31	青戸小学校	受変電設備	令和7～8年度	
32	清和小学校	屋上防水等	令和11年度	
		外壁	令和11～12年度	
		高圧引込設備	令和8年度	
		自動火災報知設備等	令和11年度	
		誘導灯・非常照明	令和11年度	
		給排水衛生設備等	令和10年度	
		消火設備等	令和10年度	
33	中之台小学校	屋上防水等	令和8年度	
		外壁	令和8～9年度	
		昇降機設備	令和10～11年度	
34	川端小学校	受変電設備	令和11～12年度	
35	北野小学校	屋根仕上げ	令和10年度	
36	白鳥小学校	屋根仕上げ	令和9年度	
		自動火災報知設備等	令和8年度	
		誘導灯・非常照明	令和8年度	
37	中青戸小学校	高圧引込設備	令和9年度	
38	南奥戸小学校	高圧引込設備	令和11年度	
		受変電設備	令和11～12年度	
39	原田小学校	給排水衛生設備等	令和12年度	
		消火設備等	令和12年度	

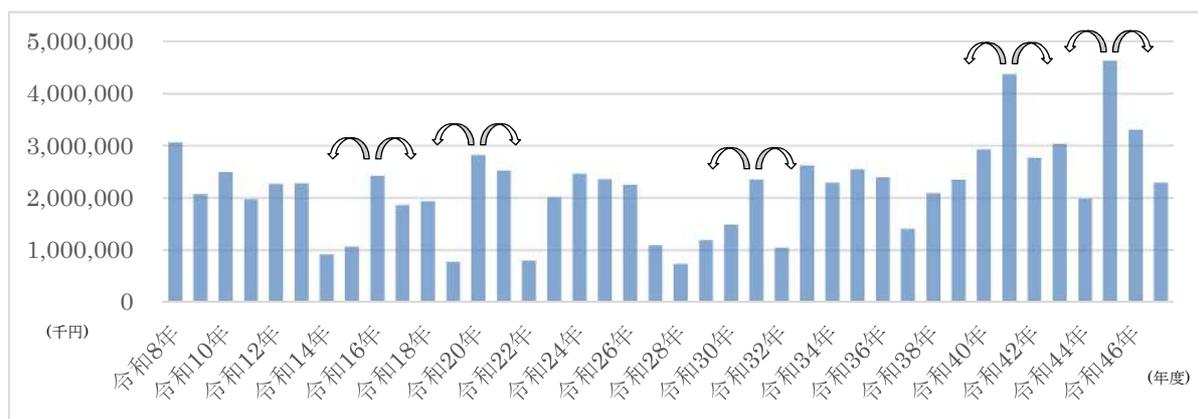
	名称(代表施設の名称)	部位名称	改修年度(想定)	備考
40	飯塚小学校	屋根仕上げ	令和10年度	
		外壁	令和10～11年度	
41	西亀有小学校	受変電設備	令和12～13年度	
42	上小松小学校	受変電設備	令和8～9年度	
43	幸田小学校	屋上防水等	令和11年度	
44	細田小学校	外壁	令和9～10年度	
45	東水元小学校	外壁	令和8～9年度	
		受変電設備	令和7～8年度	
46	水元中学校	屋上防水等	令和12年度	
		自動火災報知設備等	令和8年度	
		誘導灯・非常照明	令和8年度	
47	新宿中学校	屋根仕上げ	令和12年度	
		外壁	令和12～13年度	
48	奥戸中学校	外壁	令和12～13年度	
		高圧引込設備	令和8年度	
49	双葉中学校	受変電設備	令和10～11年度	
50	亀有中学校	屋根仕上げ	令和8年度	
		屋上防水等	令和8年度	
		外壁	令和8～9年度	
51	立石中学校	外壁	令和10～11年度	
		受変電設備	令和9～10年度	
52	一之台中学校	屋上防水等	令和9年度	
		自動火災報知設備等	令和10年度	
		誘導灯・非常照明	令和10年度	
		高圧引込設備	令和8年度	
		給排水衛生設備等	令和9年度	
		消火設備等	令和9年度	
53	青戸中学校	自動火災報知設備等	令和9年度	
		誘導灯・非常照明	令和9年度	
		給排水衛生設備等	令和8年度	
		消火設備等	令和8年度	
54	青葉中学校	屋上防水等	令和8年度	
		外壁	令和8～9年度	
		高圧引込設備	令和9年度	
55	葛美中学校	外壁	令和12～13年度	
56	保田しおさい学校	自動火災報知設備等	令和12年度	
		誘導灯・非常照明	令和12年度	
		給排水衛生設備等	令和12年度	
57	旧東堀切小学校体育館	外壁	令和9年度	

	名称(代表施設の名称)	部位名称	改修年度(想定)	備考
58	総合教育センター	屋根仕上げ	令和12年度	
		外壁	令和12～13年度	
59	日光林間学園	外壁	令和12年度	
		受変電設備	令和12年度	
		直流電源装置	令和12年度	
		自動火災報知設備等	令和12年度	
		誘導灯・非常照明	令和12年度	
		給排水衛生設備等	令和12年度	
		消火設備等	令和12年度	
		昇降機設備	令和8～9年度	
60	奥戸総合スポーツセンター	外壁	令和9年度	
		高圧引込設備	令和11年度	
		受変電設備	令和7～8年度	
61	水元総合スポーツセンター	外壁	令和11年度	
62	中央図書館	直流電源装置	令和11年度	
		自動火災報知設備等	令和11年度	
		誘導灯・非常照明	令和11年度	
63	立石図書館	外壁	令和10年度	
		直流電源装置	令和12年度	
		自動火災報知設備等	令和12年度	
		誘導灯・非常照明	令和12年度	
64	お花茶屋図書館	受変電設備	令和7～8年度	
		給排水衛生設備等	令和7～8年度	
65	水元図書館	受変電設備	令和8年度	
		給排水衛生設備等	令和8年度	
		消火設備等	令和8年度	

## 5 将来経費の長期的な推計

今後も、施設を適切に維持管理していくためには、施設の状況に応じて計画的に適切な内容の改修を行うことが重要です。

図3では、「3-4 建物の供用期間と空調設備等の改修周期の見直し」で定めた改修周期で保全工事を進めた場合の将来経費の長期的な推計を行いました。



注1) このグラフは、重点的に取り組む施設の主要部位を改修した際に係る改修費用を試算したもの

注2) 建替えや内装改修などの保全対象部位以外の工事、小規模修繕などの経費は含まない

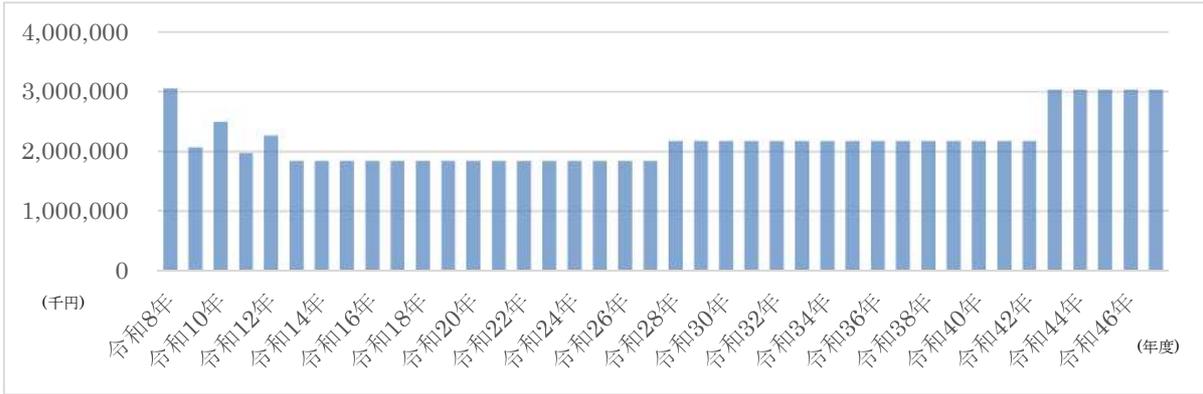
注3) この推計では、諸経費や税額を含む

注4) この推計では、物価高騰に伴う工事費増を考慮した

図3 将来経費の推計

単純に改修周期のみで保全工事計画を進めただけでは工事時期が重なるため、経費に山ができてしまいます。今後は、これらの山が新たな積み残しにならないよう、引き続き日常点検や法定点検、技術職員による現地調査、所管課へのヒアリングなど施設の状況を精査し、図4のように計画のローリングを図りながら必要な工事を適正な時期に実施していきます。

直近では保全工事にかかる経費に大きな変化はありませんが、今後は築15年を経過した学校などから保全工事が始まり、徐々に増えていきます。



注1) このグラフは、重点的に取り組む施設の主要部位を改修した際に係る改修費用を試算したもの  
 注2) 建替えや内装改修などの保全対象部位以外の工事、小規模修繕などの経費は含まない  
 注3) この推計では、諸経費や税額を含む  
 注4) この推計では、物価高騰に伴う工事費増を考慮した

図 4 計画のローリングを図った改修費用のイメージ

庶務報告 No. 1
地域振興部
令和7年3月18日

## トレーラーハウス型喫煙所の整備について

地域振興課

### 1 経緯

令和6年9月総務委員会において報告した、立石1-22先へのトレーラーハウス型喫煙所整備については、近隣住民との合意がとれなかったため、整備を見送ることとした。その後、事業用代替地（立石7-3先）に整備すべく近隣住民に説明してきたが、理解を得ることができなかった。そのため、他に適地がないことから、京成立石駅周辺へのトレーラーハウス型喫煙所整備は断念する。

こうした事情により、現在、トレーラーハウス型喫煙所は、旧同和対策仮奥戸集会所跡地（奥戸7-19-3）に一時保管している。今後は、煙や臭いの苦情や意見が多い東北広場を含む新小岩駅北口周辺の状況の改善を図るため、新小岩公園への整備について検討していく。

### 2 京成立石駅周辺に整備予定だったトレーラーハウス型喫煙所の今後の対応について

#### (1) トレーラーハウス型喫煙所の活用

新小岩公園内東南入口付近への整備に向けて、地元調整を進める。

なお、今後もJR新小岩駅北口周辺での密閉型喫煙所の整備に向けて検討を進めていく。

#### (2) 借用地の活用（立石1-22先 旧コインパーキング）

区営の自転車駐車場として活用できるよう土地所有者及び近隣住民との調整を進める。

#### (3) 京成立石駅指定喫煙所

現喫煙所の使用期限が今月末であることから、次回、駅通り移設（令和7年夏頃）までの期限延長の協議をしながら、他の適地についても引き続き検討していく。

3 青砥駅周辺へのトレーラーハウス型喫煙所の整備等について

- (1) 整備場所 青戸3-38先 旧コインパーキング
  - (2) 内覧会 令和7年3月23日(日) 午前9時から正午
  - (3) 運用開始 令和7年3月24日(月) 午前6時から
- ※利用時間は、午前6時から午後10時

(1) 京成立石駅周辺



(2) トレーラーハウス型喫煙所の一時保管場所 (旧同和対策仮奥戸集会所跡地)



(3) トレーラーハウス型喫煙所の整備予定場所 (新小岩公園内東南入口付近)



(4) 青砥駅周辺



庶務報告 No. 2
地域振興部
令和7年3月18日

## 戸籍の氏名振り仮名の記載について

戸籍住民課

### 1 概要

戸籍法の改正に伴い、これまで氏名の振り仮名が記載されていなかった戸籍の記載事項に氏名振り仮名を追加するため、その手続及び方法について報告するもの

### 2 内容

#### (1) 氏名振り仮名の通知

戸籍に記載される予定の氏名振り仮名は、住民基本台帳事務の処理の便宜のために使用されている「よみかた」を記載して通知する。

- ・通知対象 本籍地が葛飾区の方（約40万人）
- ・通知形式 圧着はがき
- ・通知発送数 約22万通（同一戸籍・同一住所4名まで一通で発送）
- ・発送予定 令和7年7月下旬

(参考) 令和7年1月31日現在 葛飾区本籍人口 397,582人

#### (2) 氏名振り仮名の届出

氏名振り仮名に誤りがあった場合は、令和7年5月26日から令和8年5月25日までの間に届出を行う必要がある。オンライン（マイナポータル）による届出のほか、郵送や戸籍住民課窓口で行うことができる。届出がなかった場合は、令和8年5月26日以降に通知に記載された氏名振り仮名が戸籍に記載される。

なお、戸籍に氏名振り仮名が記載されることにより、順次、住民票にも氏名振り仮名が記載されるようになる。

(3) 戸籍届出係分室の設置

令和6年度末に廃止される新小岩北集い交流館（葛飾区東新小岩五丁目16番2号）を活用し、窓口対応は行わないが氏名振り仮名の届出に関する業務を行う。入力業務やコールセンター、振り仮名通知の印刷及び発送は委託で行う。

(4) リーフレット

別紙のとおり

国から送付され次第、戸籍住民課に設置予定

3 改正戸籍法の施行

令和7年5月26日

4 周知方法

広報かつしか及び区ホームページで周知する。

5 予算措置

225,528千円

令和7年度当初予算案に計上

（入力業務及びコールセンター等委託料、振り仮名通知の印刷及び発送委託料、通知郵送料他）

# なぜ、氏名のフリガナが記載されるの？



今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、以下のような効果が期待されます。

行政サービスのデジタル化の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止



戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

令和7年5月26日から  
戸籍にフリガナが  
記載されます

## フリガナの通知を 必ず確認しよう！

①改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）

②記載する予定のフリガナの通知  
（①の日以降）

本籍地の市区町村長から、③で記載する予定のフリガナを通知します。誤りがないか必ずご確認ください。

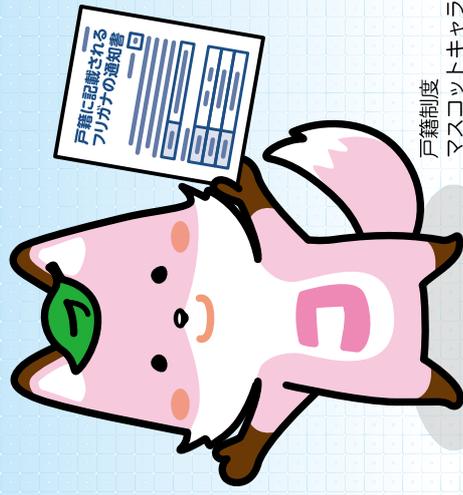
誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。

誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますので、ご安心ください。

③市区町村長によるフリガナの記載  
（令和8年5月26日以降）

令和8年5月25日までに届出がなかった場合、②で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができません（市区町村に届出をした後にフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります）。



戸籍制度  
マスコミキャラクター  
「コセキツネ」

法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（代表）

制度の詳細はこちら

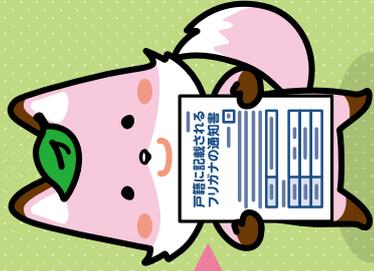
戸籍 フリガナ



法務省民事局

別紙

本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されるから必ず確認してね！



通知のフリガナが誤っていたら届出をしてね！  
オンラインでの届出が便利だよ



通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知とおり戸籍に記載されるから大丈夫！

### ① 本籍地の市区町村長による通知

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。

通知は、令和7年5月26日以降送付されますので、**通知が届いたら必ず内容を確認してください。**

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

### ② 氏名のフリガナの届出

令和7年5月26日から令和8年5月25日までの間、氏名のフリガナの届出をすることができます。

オンライン（マイナンバー）での届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

### ③ 市区町村長による氏名のフリガナの記載

②の届出がなかった場合、令和8年5月26日以降に、①の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。



届出に手数料はかからないよ！  
また、届出をしなくても罰則はないから安心してね！



## もう少し詳しく！

### 届出することができるのは…

氏名のうち、名のフリガナは各人が届け出ることができません。氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出することができますが、配偶者などと相談するのが望ましいです。

### 届出する場合には…

他の行政手続（例：パスポート、年金）等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

### 出生等で新たに戸籍に記載される方のフリガナは…

令和7年5月26日から、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」でなければなりません。

例えば、(1) 漢字の意味や読み方との関連性をよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）、(2) 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）などは認められません。

庶務報告 No. 1
産業観光部
令和7年3月18日

## 中小企業の人材確保・定着等の支援について

産業経済課

商工振興課

### 1 趣旨

今後も深刻化が予想される人手不足対策として、区内中小企業の人材確保や人材定着、生産性向上に向けた支援を拡充し展開していく。

### 2 実施概要

#### (1) 人材確保・人材定着支援事業費助成 【拡充】

##### ア 事業内容

中小企業等の区内事業所を対象に、就業規則の具備を要件として、人材確保や人材定着の実現に要する施設や設備の新設・改修等に係る経費の一部を助成するもの

##### イ 拡充内容

別紙1のとおり

##### ウ 予算措置

13,500千円

令和7年度当初予算案に計上

#### (2) ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 【業務移管】

##### ア 内容

区内中小企業等を対象に、社会保険労務士を無料派遣し、育児・介護休業法に基づく就業規則の作成・改正や、職場環境整備に向けた提案などを行う。令和7年度より、人権推進課から産業経済課に業務移管し、中小企業向けの支援窓口として一本化するとともに、就業規則具備を要件とする人材確

保・人材定着支援事業費助成と合わせてPR展開し取組を促すことにより、働きやすい職場づくりを推進する。

イ 予算措置

1,000千円

令和7年度当初予算案に計上

(3) 区内産業人材育成事業 【拡充】

ア 事業内容

区内の中小企業が、人材育成のため、業務の遂行に必要な技能・技術・知識等の習得を目的として負担した経費の一部を助成するもの

イ 拡充内容

別紙2のとおり

ウ 予算措置

6,200千円

令和7年度当初予算案に計上

3 スケジュール

令和7年4月より実施（予定）

4 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区公式SNS等のほか、金融機関や東京商工会議所葛飾支部など関係団体を通じて周知する。

## 人材確保・人材定着支援事業費助成 拡充内容

	助成対象経費	上限額	補助率
現行	従業員用のトイレ・ロッカー室・休憩スペース、女性（男性）専用施設、手すり、段差改善等の新設・改修に係る工事・設計費	250万円	1 / 2
拡充	<p>【令和7年度から】</p> 暑熱・寒冷対策としてのファン付き作業服・ヒーター付き作業服、スポットクーラー、ストーブ等の備品・消耗品購入費		
	※設置工事を要する固定式の設備を除く		

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けた事業所の場合は、300万円を上限とする。

また、本助成金の申請回数は以下のとおりとする。

工事・設計費：1事業者につき1年に1回

備品購入費：1事業者につき6年に1回

消耗品購入費：1事業者につき3年に1回

## 区内産業人材育成事業 拡充内容

R 6	①産業人材育成支援		②大型等免許等取得費	③人材開発支援助成
対象企業	区内中小企業		運送事業者である 区内中小企業	下記コース助成決定を受けた区内中小企業
対象経費	大学等への通学に係る授業料、教材費及び材料費	現場訓練、技能訓練等の実施に係る訓練費用、授業料、教材費及び材料費	対象資格(大型一種・大型二種・中型一種・大型二種・準中型自動車免許)取得に係る教習費用	厚生労働省「人材開発支援助成金」のうち「人材育成支援コース」または「事業展開等リスクリング支援コース」の助成金
補助率	負担額の1/2、授業料の1/3のいずれか低い方	負担額の1/3	負担額の1/2	厚生労働省支給額の1/3 (上乗せ支給)
補助上限額	30万円		60万円	50万円



R 7	①産業人材育成支援		②物流等事業者支援		③人材開発支援助成
対象企業	区内中小企業		運送事業者又は <u>建設業者</u> である 区内中小企業		下記コース助成決定を受けた区内中小企業
対象経費	大学等(日本語学校含む)への通学に係る授業料、教材費及び材料費	現場訓練、技能訓練等(eラーニング・通信制含む)の実施に係る訓練費用、授業料、教材費及び材料費	②-1 大型等免許等取得費 対象資格(大型一種・大型二種・中型一種・大型二種・準中型自動車免許及び大型特殊免許・けん引免許)取得に係る教習費用	②-2 <u>有資格者入社時手当助成</u> <u>左記対象資格を保有する従業員を採用した際に、事業者が従業員に対して支給する手当(祝い金)</u>	厚生労働省「人材開発支援助成金」のうち「人材育成支援コース」または「事業展開等リスクリング支援コース」の助成金
補助率	負担額の1/2、授業料の1/3のいずれか低い方	負担額の1/3	負担額の1/2	<u>事業者支給額の1/2</u>	厚生労働省支給額の1/3 (上乗せ支給)
補助上限額	30万円		60万円	50万円	50万円

中小企業融資事業等について

産業経済課

1 概要

区内中小企業及び中小企業勤労者に対する融資あっせん事業について、見直し等を行うため報告するもの

2 中小企業融資事業

(1) 利率改定

社会情勢に応じて利率の改定を行う。

現行 年利1.5% → 令和7年4月～ 年利1.6%

ただし、増加0.1%は区負担とし、事業者負担分は変更しない。

<利率の例> 一般融資の場合

利率（現行）			→	利率（令和7年4月～）		
	事業者負担	区負担			事業者負担	区負担
1.5%	1.3%	0.2%		1.6%	1.3%	0.3%

(2) 融資内容の拡充

ア 健康経営等応援融資

健康経営優良事業者の認証を受けた場合のほか、人権推進課が実施するワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けた場合も対象とし、各1口ずつ利用可能とする。また、返済期間に応じた2段階の利率設定であるものを、他の融資同様、期間通して同一の利率とする。

返済期間	利率（現行）			→	利率（令和7年4月～）		
		事業者負担	区負担			事業者負担	区負担
当初 24か月目まで	1.5%	0.5%	1.0%		1.6%	0.7%	0.9%
25か月目以降		0.8%	0.7%				



庶務報告 No. 3
産業観光部
令和7年3月18日

## 地域の観光需要対応支援事業の助成について

商工振興課

### 1 経緯

東京都の間接補助事業である「地域の観光需要対応支援事業」について、葛飾区商店街連合会が都に申請し、10月に実施された東京都の審査会の結果、採択されたもの

### 2 事業概要

主に観光需要に対応した取組を行う商店街等について、商店街等が実施する事業に必要な補助金を交付することにより、商店街の活性化に寄与することを目的とする。

今回採択された葛飾区商店街連合会の事業では、「葛飾区商店街×キャプテン翼コラボイベント」を実施し、区内の参加店でコラボメニューの提供やコラボグッズの販売を予定している。

なお、区では観光事業等とも連携して支援していく。

### 3 対象

葛飾区商店街連合会

### 4 スケジュール

令和6年度：事業計画書都提出、都審査、採択可否決定

令和7年度：交付決定、事業実施

※ 本事業は、令和6年度及び令和7年度の2年間にわたって助成するもの（令和6年度新規事業）であるが、今回申請のあった葛飾区商店街連合会については、令和7年度のみ事業実施

5 補助率及び補助限度額

区分	補助率		商店街 負担	補助限度額 (都+区)
	都	区		
区商連、商工会議所等が単 独で実施又は商店街が共催で実 施する場合	2 / 3	1 / 6	1 / 6	3,750万円

6 予算措置

30,000千円

令和7年度当初予算案に計上

庶務報告 No. 4
産業観光部
令和7年3月18日

## 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部の指定管理者の公募について

観光課

柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部は、柴又の新たな観光拠点として、観光振興及び地域活性化に寄与することを目的に開設する施設である。

本施設におけるイベントやものづくり体験、物販や喫茶などの事業は、国内外の観光客ニーズを的確に捉えた魅力的で集客力の高い運営が求められている。そのため、民間によるノウハウの発揮や創意工夫による柔軟かつ効率的・効果的な運営が期待できる指定管理者制度を活用するものであり、以下のとおり公募を実施するものである。

### 1 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部指定管理者選定委員会の設置について

#### (1) 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部指定管理者選定委員会設置要綱について（別紙1）

- ① 所掌事項 公募応募者の中から指定管理者として適当と認められるものを選定し、区長に報告する。
- ② 構成 学識経験者(行政分野、財務会計分野、観光分野 計5名)  
産業観光部長、都市施設担当部長、教育次長
- ③ 任期 委嘱の日から選定結果の報告の日まで
- ④ 事務局 観光課及び公園課

#### (2) 選定委員会開催予定

- 第1回 令和7年3月26日（公募要項等の決定）
- 第2回 令和7年5月21日（書類審査）
- 第3回 令和7年7月15日又は16日（個別審査）

2 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部指定管理者公募要項（案）について（別紙2）

(1) 指定期間（予定）

令和8年3月1日から令和11年3月31日まで

ただし、柴又公園拡張部の広場側は令和8年4月1日から、和風庭園側は令和9年3月1日から令和11年3月31日までを予定している。

(2) 公募要項の概要

- ① 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部を一括して管理運営するもの
- ② 柴又川甚まちなみ館及び公園広場部分は令和8年3月中の開館（和風庭園部分は令和8年度中の工事・令和9年3月開園）予定
- ③ 利用料金制度を導入する。
- ④ 近隣の商店会や観光施設のほか、区の産業関連事業者などと連携した事業について提案する。
- ⑤ 区内事業者の優先発注に努めるなど、地域経済への貢献に関する考え方を評価対象とする。
- ⑥ 開館に向けた特定の準備業務については、区と指定管理者にて協議の上、別途委託契約を締結する予定

3 今後のスケジュール（予定）

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| (1) 第1回選定委員会（公募要項等の決定） | 令和7年3月26日      |
| (2) 公募要項等の公表           | 令和7年4月4日       |
| (3) 第2回選定委員会（書類審査）     | 令和7年5月21日      |
| (4) 第3回選定委員会（個別審査）     | 令和7年7月15日又は16日 |
| (5) 指定管理者の指定議案提出       | 令和7年第3回区議会定例会  |

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者選定委員会設置要綱

6 葛産観第384号  
令和7年2月26日  
区長 決 裁

(設置)

第1条 柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園(以下「施設」という。)における指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を選定するため、柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年葛飾区条例第34号)第3条の規定により施設の指定管理者の申請をしたものについて、同条例第4条の規定による指定をすることが適当と認められるものを選定し、区長に報告するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する有識者、産業観光部長、都市施設担当部長及び教育委員会事務局教育次長をもって組織するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、観光課及び公園課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月26日から施行する。

(案)

## 柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部 指定管理者 公募要項

### 目 次

1	柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部 指定管理者公募要項の位置付け	1
2	観光振興の現状	1
3	指定管理者制度導入の経緯	1
4	観光振興の現状の課題と方向性	1
5	これからの観光振興	2
6	観光振興体制の役割分担	2
7	公募の概要	3
8	指定管理者制度導入施設の概要	5
9	管理の基準	6
10	業務の範囲	8
11	公募に関する事項	10
12	応募に関する事項	13
13	経理に関する事項	18
14	リスク分担	24
15	審査及び選定に関する事項	29
16	協定に関する事項	43
17	モニタリング及び事業評価に関する事項	43
18	その他	44

## 1 柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者公募要項の位置付け

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）は、葛飾区（以下「区」という。）が、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年葛飾区条例第 34 号）、柴又川甚まちなみ館条例（令和 6 年葛飾区条例第 38 号。以下「まちなみ館条例」という。）及び葛飾区立公園条例（昭和 33 年葛飾区条例第 1 号。以下「公園条例」という。）に基づき、柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部（以下「観光施設」という。）の指定管理者を公募するに当たり、指定管理者の申込希望者に配付するものです。

## 2 観光振興の現状

区では、葛飾区基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）（以下「区基本計画」という。）において、「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクトを「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」に位置付けるとともに、まちの魅力を高め、情報を広く発信し、区を訪れる様々な方の満足度を高め、何度も訪れたいと思ってもらえるような取組を進めています。

より多くの人々に区を訪れてもらうため、全国的にも知名度の高い観光資源や地域の特性を活かした誰もが楽しめる観光まちづくりを推進するとともに、観光客の回遊性の向上や観光イベントの充実に取り組むほか、各種情報媒体の活用や民間事業者との協働などにより、情報発信力を強化し、区の知名度の向上やイメージアップに努めることで、幅広い層の来訪を図っています。

## 3 指定管理者制度導入の経緯

指定管理者制度は、平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正に伴い、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の削減を図り、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として創設された制度です。

区では、観光施設について、その設置目的を達成し、制度の趣旨であるサービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、この要項により令和 7 年度（令和 8 年 3 月からを予定）から令和 10 年度の指定管理者を公募するものです。

## 4 観光振興の現状の課題と方向性

区は、東京の東部地域に位置し、東京下町としての文化や昔ながらの伝統産業が息づいています。また、豊かな河川を有し、趣のある庭園で全国的に知られる「堀切菖蒲園」、都内唯一の水郷風景を有する「水元公園」、江戸時代からの門前町の風情を残し映画『男はつらいよ』の舞台ともなった「柴又」界限といった知名度のある観光スポットが存在しています。

平成 30 年 2 月に国の重要文化的景観に「葛飾柴又の文化的景観」が都内で初めて選定され、柴又が日本を代表する景観地となりました。さらに、新たな観光資源として令和 7 年 3 月には「亀有」において、こち亀記念館が開設されました。

こうした観光資源と人情味あふれる住民が暮らし、人と人との交流のある懐かしく温かなまちの雰囲気、区の観光における魅力の原点となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少していた訪日外国人数は、令和 6 年に 3,600 万人を超え、過去最多となりました。国内外の観光を取り巻く状況が刻一刻と変化していく中、その時々々の現状を的確に把握し、戦略的に施策を講じていく必要

があります。

ターゲット層を見極め、区を訪れる前や訪問中における的確な情報発信、新たな観光資源の創出と既存の観光資源への魅力の付加、周遊範囲の拡大などに取り組む必要があります。

## 5 これからの観光振興

### (1) 基本理念

区は、開放的な河川敷を持つ大きな河川にその地域を囲まれ、水と緑を身近に感じられるとともに、歴史的文化的な資源にも恵まれています。

かつて、区の辺りは“大都市・江戸”の行楽地として、神仏を拝し、自然を愛で、水辺に憩いを求める人々が多く足を運び、地場の味覚である川魚や草だんごなどの名物を商う店が出て賑わったといわれています。明治時代には堀切で栽培された花菖蒲が海外への輸出品として珍重され、また近年では国民的な人気を誇った映画や漫画・アニメの舞台となったことで、幅広く人々に親しまれるようになりました。

このように、区内にはそれぞれの時代の中で培われ愛されてきた魅力が集積しており、それらを求めて現在でも人々が訪れる場となっています。

こうした観光地としての実績と先人の知恵を受け継ぐ区は、今後も多くの人々に愛されるにぎわいのあるまち、個性豊かなまちを目指していきます。そして、区の特性である水や人のふれあいを活かしつつ、文化の香り高い、全ての世代の人々が誇りを持ち、心豊かに暮らせるまちを築いていくために、長期的な視点で諸施策に取り組んでいきます。

### (2) 基本方針

この理念に基づき、地域ならではの観光情報を継続的に発信することで、観光客の誘客に結びつけるとともに、区内観光の周遊を促すなど訪れた観光客の滞在時間を増やして、更なる消費行動につなげていきます。

また、区では、区基本計画において、「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクトを「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」に位置付け、観光まちづくりの施策として「本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまち」、観光イベント施策として「地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわう」ことを掲げています。これらの目標等を達成するための観光まちづくりを推進していきます。

## 6 観光振興体制の役割分担

### (1) 区の役割

区全体の観光振興の推進の総括的役割を担い、観光振興に関わる総合計画の企画・立案・調整をしていきます。

### (2) 指定管理者（民間事業者）の役割

区が要求する業務の水準に基づいて、観光施設を効率的・効果的に運営し、葛飾区民（以下「区民」という。）や観光客へのより良いサービスを提供します。

また、民間事業者のノウハウを活用し、区が要求する業務の水準に基づいて、観光施設等を活用した観光振興の事業を効率的・効果的に行います。

## 7 公募の概要

本観光施設は、令和3年1月に閉店した老舗料亭川甚の跡地を柴又の新たな観光拠点施設とするため柴又公園拡張部として区が取得し、旧川甚新館の改修工事及び公園整備などを行った上で、令和8年3月に開設する予定です（建物側敷地の和風庭園部分は令和9年3月を予定）。その目的は、新たにぎわい創出や重要文化的景観に選定された柴又の歴史と文化を区内外に発信するほか、区の観光資源を結ぶ観光拠点施設として観光振興及び地域の活性化に寄与することとしています。

なお、川甚跡地活用に関するこれまでの検討経過は区ホームページに掲載しておりますので、令和4年9月発行の「柴又観光まちづくりにおける川甚跡地活用プラン（最終報告）」や令和6年3月発行の「柴又地域観光拠点施設 事業・管理運営計画」などを必ず確認した上で指定管理者の申し込みを検討してください。

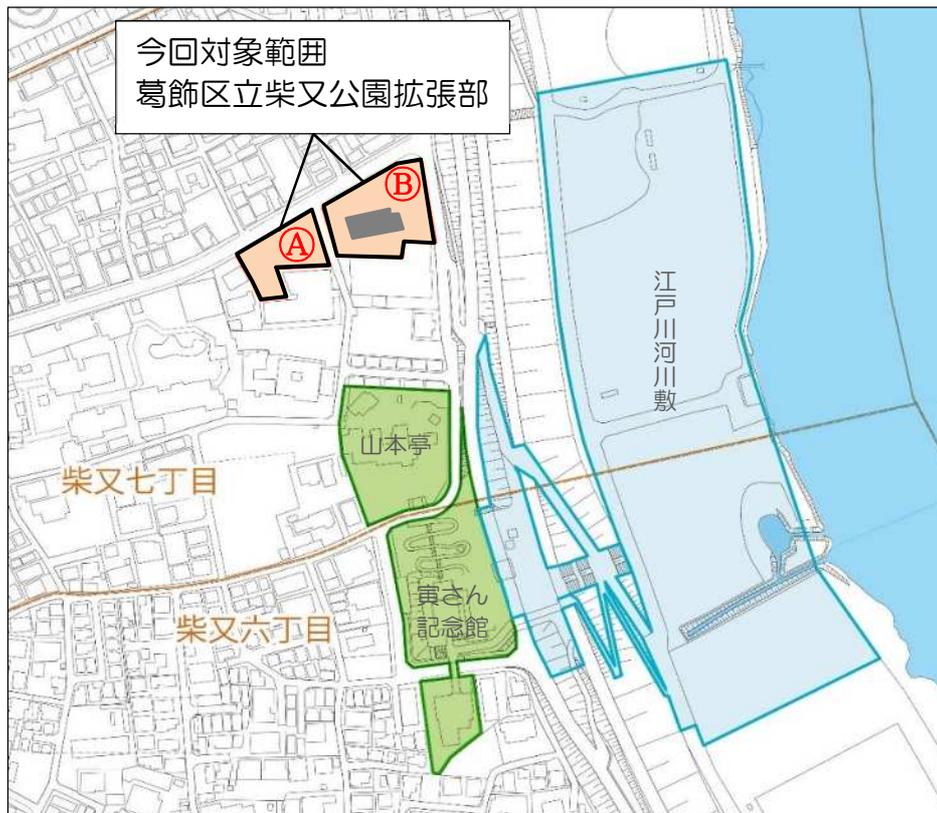
<柴又観光まちづくりにおける川甚跡地活用プラン（最終報告）>

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1028117/1029612.html>

<柴又地域観光拠点施設 事業・管理運営計画>

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1028117/1035230.html>

### (1) 位置図（葛飾区立柴又公園拡張部）

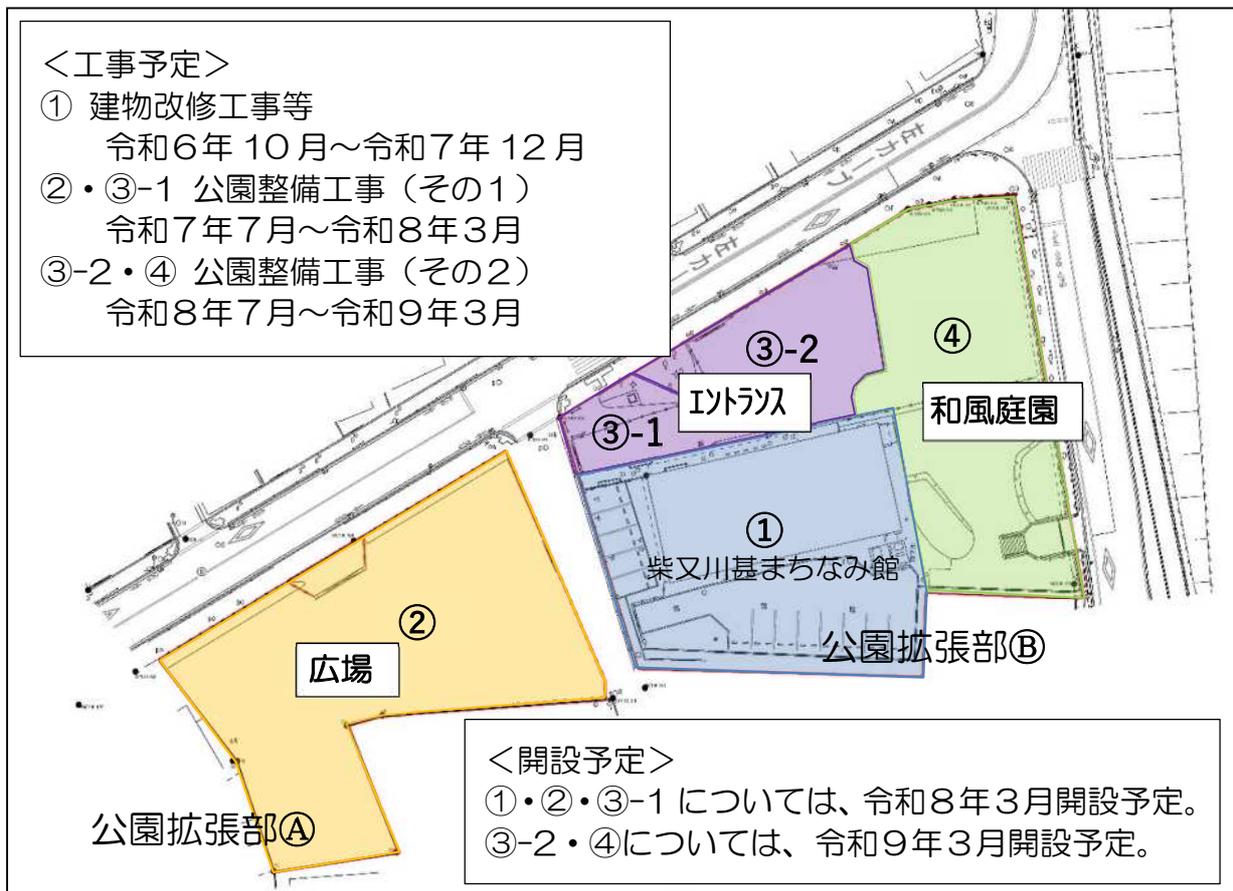


### (2) 施設の名称及び開設時期

ア 柴又川甚まちなみ館（以下「まちなみ館」という。）

イ 葛飾区立柴又公園拡張部（以下「公園拡張部」という。）

上記の2施設を一括で管理運営します。



(3) 指定期間（令和7年度から令和10年度）

- ア 上記の図における①は、令和8年3月1日（予定）から令和11年3月31日まで（約3年間）
- イ 公園拡張部A（公園拡張部Bの③-1を含む）は令和8年4月1日から、公園拡張部B（①を除く）は令和9年3月1日（予定）から指定管理業務が開始となります。

(4) 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会による二段階の審査を経て、優秀提案者及び第3順位までの交渉権者を選定します。

(5) 選定委員会の設置

「柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に則して提案書類の審査を行います。

(6) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、提案書類を提出した応募者全員（共同事業体にあつては、代表企業団体）に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果については、区ホームページへの掲載等により公表します。

(7) 交渉権者の決定及び交渉

区は、選定委員会の審査結果に基づき、優秀提案者を決定します。優秀提案者との交渉が成立しない場合は、第3順位までの交渉権者と順次協議を行います。

(8) 仮協定の締結

区は、(7)により決定した交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者

候補者として仮協定を締結します。

(9) 葛飾区議会定例会（以下「区議会」という。）の議決

(8) の仮協定締結後、区議会の議決に付し、可決後に指定管理者として正式に指定します。

(10) 観光施設開館に向けた準備に関する契約及び協定の締結

(9) の後、指定管理者は、施設の開館に向けた準備業務を指定期間前に行うことができます。指定管理者は、管理運営に必要な準備業務を遅滞なく行い、開館に向けて万全の体制を整えてください。

指定期間前の準備に係る経費については、観光施設開館に向けた準備業務の契約予定項目（別紙1参照）について、該当年度の区議会において審議される予算が成立した場合、区と指定管理者にて協議の上、別途委託契約を締結する予定です。それ以外の開館準備にかかる費用は指定管理者の負担とします。

(11) 基本協定の締結

区と指定管理者で協議の上、基本協定を締結します。

(12) 問合せ先

ア まちなみ館に関すること

葛飾区 産業観光部 観光課 観光担当係

担 当 荒巻・渡辺・澁谷

住 所 〒125-006 葛飾区青戸七丁目2番1号テクノプラザかつしか2階

電 話 03-3838-5558 F A X 03-3838-5551

区HP <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

E-MAIL 051700@city.katsushika.lg.jp

イ 公園拡張部に関すること

葛飾区 都市整備部 公園課 管理運営係

担 当 小海・竹内

住 所 〒124-0012 葛飾区立石六丁目9番1号 葛飾区公園課庁舎2階

電 話 03-3693-1777 F A X 03-3697-6275

区HP <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

E-MAIL 233000@city.katsushika.lg.jp

## 8 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 施設の概要〔令和7年2月1日現在〕

ア まちなみ館

① 所在地 葛飾区柴又七丁目19番14号

② 施設構造 鉄骨造 3階建て

③ 敷地面積 930.50 m<sup>2</sup>

④ 建築面積 406.03 m<sup>2</sup>

⑤ 床面積 1階：359.68 m<sup>2</sup>

2階 359.68 m<sup>2</sup>

3階：345.57 m<sup>2</sup>

屋外：63.84 m<sup>2</sup>

⑥ 延床面積 1,128.77 m<sup>2</sup>

⑦ 開設年度 令和7年度

- ⑧ 施設の内容 1階：観光情報コーナー、物販コーナー、喫茶コーナー、倉庫等  
 2階：体験コーナー、展示・イベントコーナー（有料貸室）、事務所、倉庫等  
 3階：多目的ホール（有料貸室）、倉庫等  
 屋外：喫煙所、倉庫、業務用駐車場等  
 ※詳細は別紙2のとおり
- ⑨ その他 ○2階展示・イベントコーナー及び3階多目的ホールは、まちなみ館条例第16条に基づき有料の貸室となります。ただし、貸室としての利用がない場合は一般開放（無料）となります。
- 公園拡張部⑧は、国重要文化的景観「葛飾柴又の文化的景観」の重要な構成要素に特定されており、2階展示・イベントコーナーの展示については、該当年度の区議会において審議される予算が成立した場合、別途、区教育委員会生涯学習課にてこれに関わる展示物の設置を行う予定です。当該展示に係る日常的な管理や清掃、来館者に対する基本的な説明などは指定管理者の業務に含みます。
- まちなみ館正面（北側）の公園拡張部⑧を観光バスや団体バスなどの一時的な乗降場所として活用する予定です。駐車については、柴又公園駐車広場（江戸川河川敷駐車場）などを使用していただく想定です。

#### イ 公園拡張部

- ① 所在地 葛飾区柴又七丁目10番、19番（柴又公園）
- ② 面積 3,483.27㎡
- ③ 施設の内容 別紙2のとおり
- ④ その他 公園拡張部については、該当年度の区議会において審議される予算が成立した場合、令和7年度～令和8年度にかけて整備する予定です。令和8年3月の開設においては、公園拡張部④（公園拡張部⑧の③-1を含む）の整備が完了する予定です。

## 9 管理の基準

### （1）開館時間

まちなみ館の開館時間については、まちなみ館条例第6条（開館時間等）により、午前9時から午後9時までの範囲内においてまちなみ館条例施行規則で定めることとしています。また、指定管理者はあらかじめ区の承認を得てこれを変更することができます。公園拡張部④⑧については、原則、午前9時から午後6時までとし、まちなみ館の運営に合わせて対応していく予定です。

### （2）休館日

まちなみ館条例第7条（休館日）に定められているとおり毎月第3火曜日が休館日となりますが、指定管理者は特に必要があると認められるときは、あらかじめ区の承認を得て開館することができます。

また、保守点検等施設の安全を確保するために必要な場合など、臨時に休館日が必要な場合も、あらかじめ区の承認を得て定めることができます。

公園拡張部④⑤の休園日については、まちなみ館と同様を予定しており、今後、公園条例施行規則で規定する予定です。

(3) 貸室の使用承認、使用不承認、使用承認の取消等について

まちなみ館条例第9条（使用の承認）、第10条（使用の不承認）、第13条（使用の承認の取消し等）及び今後規定する条例施行規則に基づいて手続きを行っていただきます。なお、本観光施設における優先予約及び減額の団体（登録団体）を設ける予定です。

(4) 利用料金

① 利用料金制度の導入

本観光施設においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

② 利用料金の額

利用料金の額は、まちなみ館条例別表（第16条関係）に定める範囲内（消費税含む）において、指定管理者が区の承認を得て定めるものとします。

また、指定期間中、条例上の限度額は変更しないものとします。

(5) 利用料金の減額又は免除

まちなみ館条例第17条（利用料金の減額又は免除）に定める場合には、利用料金を減額し、又は免除します。減額又は免除した金額については、毎月、指定管理者の請求に基づき、区が指定管理者に補填します。

(6) 原状回復の義務

まちなみ館条例第20条（原状回復の義務）に定める利用者による原状回復の検査を行うこととします。

(7) 関係法規の遵守

① 以下に掲げる規定を遵守してください。

- ・ 地方自治法、行政手続法ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 最低賃金法
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 柴又川甚まちなみ館条例
- ・ 都市公園法及び関連法規
- ・ 葛飾区立公園条例、同施行規則
- ・ 河川法及び関連法規
- ・ 葛飾区情報公開条例、同施行規則
- ・ 葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・ 葛飾区長が所管する公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する規則
- ・ 葛飾区災害対策条例
- ・ 葛飾区暴力団排除条例
- ・ その他関連する規定

② 以下に掲げる計画等を十分認識の上、達成に協力してください。

- ・ 葛飾区基本構想
- ・ 葛飾区基本計画

- ・ 葛飾区実施計画
- ・ 葛飾区 SDGs 推進計画
- ・ 葛飾区地域防災計画
- ・ 葛飾柴又の文化的景観保存計画
- ・ その他関連する計画、方針、指針等

※柴又川甚まちなみ館条例施行規則（以下「まちなみ館条例施行規則」という。）については、今後規定する予定です。

※「葛飾区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める各拠点施設の役割については、「葛飾区地域防災計画」の改正時に変更する可能性があります。災害発生時にも各拠点施設の被害状況に応じて、役割を変更する可能性があります。

### ③ 特に注意すべき事項

#### ア 地方自治法（抜粋）

（公の施設）

##### 第 244 条

- 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### イ 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

- ・ 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等（第 16 条～第 59 条）
- ・ 第 66 条及び第 67 条

#### ウ 葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号）

（以下「区情報公開条例」という。） ※抜粋

（指定管理者が管理する情報の提供）

第 20 条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設（区が設置するものに限る。）の管理業務を行うために管理している情報（当該管理業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム又は電磁的記録により、指定管理者が管理しているもののうち実施機関が管理していないものに限る。次項において同じ。）について、公開の請求があったときは、当該指定管理者に対し当該情報の提供を求めるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により情報の提供の求めがあったときは、実施機関に対し、当該情報を提供するものとする。ただし、公開することにより当該指定管理者に明らかに不利益を与えると認められるものについては、この限りでない。

## 10 業務の範囲

詳細は、業務水準書を参照

### （1）業務の大綱

- ① まちなみ館（まちなみ館条例第 2 条）

- ア 観光に関する情報の収集及び提供に関すること
- イ 地域産品等の展示及び販売並びに飲食物の提供に関すること
- ウ 「葛飾柴又の文化的景観」に関する資料等を展示すること
- エ 区民と来訪者との相互交流に関すること
- オ まちなみ館の利用に関すること
- カ 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認めること

② 公園拡張部（公園条例第22条）

- ア 公園拡張部の維持管理に関すること
- イ 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(2) 主たる業務の内容

① 基礎的管理業務

- ア 事業の運営指針の策定
- イ スタッフの育成と管理業務

② 維持管理に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 設備保守管理業務
- ウ 機材保守管理業務
- エ 修繕業務
- オ 公園維持管理業務

③ 運営管理に関する業務

- ア 運営業務
- イ 受付管理業務
- ウ 警備業務
- エ 清掃業務
- オ 利用促進業務

④ 緊急対応等に関する業務

- ア 危機管理業務
- イ ヘルプデスク業務
- ウ 傷病人への対応業務
- エ 苦情対応業務

⑤ 観光振興事業に関する業務

- ア 観光振興事業
- イ 区が実施する観光振興事業及び産業振興事業への協力

⑥ 喫茶・物販運営に関する業務（独立採算事業）

(3) 留意事項

- ① 指定管理者は、管理運営業務の全てを一括して第三者に委託することはできません。
- ② 近隣の商店会や観光施設のほか、区の産業関連団体などと連携した事業について提案してください。

- ③ 観光客誘客に寄与するSNS活用を含めた広報、宣伝、観光振興事業の取組について提案してください。

## 1.1 公募に関する事項

### (1) 公募及び選定のスケジュール（予定）

- |                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| ① 公募要項の配付                       | 令和7年4月 4日～4月 18日  |
| ② 公募説明会の開催及び施設説明会               | 令和7年4月 21日        |
| ③ 書類審査への質問書の受付                  | 令和7年4月 11日～4月 22日 |
| ④ 書類審査への質問に対する回答                | 令和7年4月 28日        |
| ⑤ 書類審査応募書類の受付                   | 令和7年5月 12日～5月 13日 |
| ⑥ 書類審査                          | 令和7年5月 21日        |
| ⑦ 書類審査結果の通知                     | 令和7年5月 28日        |
| ⑧ 個別審査への質問書の受付                  | 令和7年5月 30日～6月 5日  |
| ⑨ 個別審査への質問に対する回答                | 令和7年6月 13日        |
| ⑩ 個別審査応募書類の受付                   | 令和7年6月 20日        |
| ⑪ 個別審査（プレゼンテーション・ヒアリング）         | 令和7年7月 15日又は 16日  |
| ⑫ 優秀提案者及び第3順位までの交渉権者の<br>公表及び通知 | 令和7年8月上旬          |
| ⑬ 仮協定の締結                        | 令和7年8月下旬          |
| ⑭ 指定管理者の指定（区議会議決による）            | 令和7年 10月          |
| ⑮ 指定管理者との協定締結                   | 令和8年 2月           |
| ⑯ 業務開始                          | 令和8年 3月 1日        |

### (2) 公募の手続

- ① 公募要項等の配付（区ホームページよりダウンロード）  
配付期間 令和7年4月4日（金）から4月18日（金）
- ② 公募説明会及び施設案内会の開催

#### 【公募説明会】

公募要項などに関する説明会を以下のとおり開催します。

ア 開催日時 令和7年4月21日（月）午後1時30分から

イ 開催場所 観光文化センターB棟1階 防災研修室

ウ 申込方法 公募説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、区観光課あてに電子メールにて4月11日（金）午後5時までにお申し込みください。

※申込書は区ホームページからダウンロードしてください。

※各団体2名までとさせていただきます。なお、複数の事業者で構成されるグループで応募する場合には、構成各団体別に2名といたします。

※公募要項等の資料は当日配付いたしませんので、ご持参ください。

#### 【施設案内会】

公募対象施設の案内会を以下のとおり開催します。

ア 開催日時 令和7年4月21日（月）午後3時30分から

イ 集合場所 まちなみ館（葛飾区柴又七丁目19番14号）

※建物改修工事中のため、敷地をご案内する予定です。

- ウ 申込方法 施設案内会参加申込書（様式2）に必要事項を記入の上、区観光課あてに電子メールにて4月11日（金）午後5時までにお申し込みください。

※申込書は区ホームページからダウンロードしてください。

※各団体2名までとさせていただきます。なお、複数の事業者で構成されるグループで応募する場合には、構成各団体別に2名とします。

【申し込み先（公募説明会・施設案内会共通）】

区観光課E-MAIL：051700@city.katsushika.lg.jp

メールの件名は必ず「観光施設 公募説明会・施設案内会」としてください。

正しい件名が入力されていない場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

③ 書類審査への質問書の受付

公募要項その他配付資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年4月11日（金）から4月22日（火）午後5時必着

イ 受付方法 書類審査に係る質問書（様式3）に記入の上、区観光課電子メールあてに送付してください。

※質問書は区ホームページからダウンロードしてください。

※電話、口頭等による質問は一切受け付けません。

※書類審査への質問となります。

※質問受付期間終了後は質問を一切受け付けません。

【送付先】

区観光課E-MAIL：051700@city.katsushika.lg.jp

メールの件名は必ず「観光施設 書類審査質問書」としてください。正しい件名が入力されていない場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

④ 書類審査への質問に対する回答

ア 質問をした団体全員へ電子メールにて回答いたします（4月28日（月）送信予定）。

イ 必要に応じて追加資料の配付

書類審査への質問に対する回答に当たって、新たに資料配付の必要が生じた場合には、団体全員に送付いたします。

⑤ 書類審査応募書類の受付

応募書類（様式4から様式10まで）を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年5月12日（月）から5月13日（火）まで

イ 受付時間 午前9時～午後5時まで【厳守】

ウ 受付方法 区観光課（葛飾区青戸七丁目2番1号 テクノプラザかつしか2階）まで、持参にて提出してください。

⑥ 書類審査

応募書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。書類審査の通過団体として、最大5団体程度を予定しています。

⑦ 書類審査結果の通知

書類審査の結果は、全応募団体へ自己の結果のみ電子メール及び郵送にて通知します。なお、グループで応募した場合は、グループの代表事業者あてに通知します（5月28日（水）発送予定）。

⑧ 個別審査への質問書の受付

書類審査通過団体からの公募要項その他配付資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年5月30日（金）から6月5日（木）午後5時必着

イ 受付方法 質問書（様式12と様式13、区ホームページよりダウンロード可）に記入の上、区観光課あてに電子メールにて送付してください。

※配付資料についての質問は様式12に、事業提案に関する質問は様式13に記載してください。

※電話、口頭等による質問は一切受け付けません。

※質問受付期間終了後は質問を一切受け付けません。

【送付先】

区観光課E-MAIL：051700@city.katsushika.lg.jp

メールの件名は必ず「観光施設 個別審査質問書」としてください。正しい件名が入力されていない場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

⑨ 個別審査への質問に対する回答

ア 配付資料についての質問（様式12）は、書類審査通過団体全員に電子メールにて回答いたします（6月13日（金）送信予定）。

イ 提案内容に関する質問（様式13）は、原則として問い合わせのあった団体に電子メールにて回答いたします（6月13日（金）送信予定）。ただし、必要に応じて書類審査通過団体全員に回答する場合があります。

ウ 必要に応じて追加資料の配付

個別審査への質問に対する回答に当たって、新たに資料配付の必要が生じた場合には、書類審査通過団体全員に送付いたします。

⑩ 個別審査応募書類の受付

応募書類（様式14から様式19まで）を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年6月20日（金）まで

イ 受付時間 午前9時～午後5時まで【厳守】

ウ 受付方法 区観光課（葛飾区青戸七丁目2番1号 テクノプラザかつしか2階）まで、持参にて提出してください。

⑪ 個別審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 書類審査を通過した団体は、選定委員によるヒアリング方式で個別に審査を受けていただきます。プレゼンテーション及びヒアリングは、「様式9 現時点での配置予定者に関する履歴と役割について」に記載した指定管理者としての業務を行う上での総括的責任者及び指定後の協定に関する協議の担当責任者が行ってください。

プレゼンテーションの当日には、社員証明書など応募団体の従業員であることが確認できる資料をご持参ください。代理・代行は認めません。各応募団体5名までの参加とさせていただきます。

なお、時間等詳細につきましては、書類審査結果と併せて通知いたします。

【開催予定日】令和7年7月15日（火）又は16日（水）

【開催場所】地域産業振興会館(テクノプラザかつしか)2階 第2会議室  
イ プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、提出いただいた応募書類に基づき実施していただきます。パワーポイント等OA機器の使用は想定しておりません。

ウ 書類審査通過団体別に、プレゼンテーションは20分、ヒアリングは20分を予定しています。

- ⑫ 優秀提案者及び第3順位までの交渉権者の公表及び通知  
優秀提案者及び第3順位までの交渉権者の選定結果は、郵送にて通知します。  
なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに通知します。また、同日に区ホームページなどで公表する予定です（令和7年8月上旬発送予定）。
- ⑬ 仮協定の締結  
優秀提案者との協議を踏まえ、仮協定を締結します（令和7年8月下旬予定）。
- ⑭ 指定管理者の指定  
議会の議決に付し、可決後に優先交渉権者を指定管理者に指定します（令和7年10月予定）。
- ⑮ 指定管理者との協定締結  
指定管理者と協定を締結します（令和8年2月予定）。
- ⑯ 観光施設の管理運営開始  
観光施設の管理及び事業運営の開始（令和8年3月1日予定）
- ⑰ 指定期間前の取消し  
指定期間前の取消しによって区に損害が発生した場合は、損害賠償請求等を行うことがあります。

## 1.2 応募に関する事項

### (1) 応募団体

- ① 応募資格  
株式会社等の法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募はできません。
- ② 複数の団体で構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」という。）  
「業務の範囲」のうち、単一の団体で業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる複数の団体とコンソーシアム、SPC(special purpose company)、JV(joint venture)などのグループで応募することができます。  
その場合は、代表団体を定めてください（他の団体は構成団体とします。）。
- ③ 応募者の制限  
次に該当する団体は、応募者となることができません。また、協定締結までの期間に該当となった場合は指定管理者としての資格を喪失したものとします。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 最近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ウ 応募書類提出時点において、区的一般競争入札の参加停止又は指名競争入

- 札の指名停止等の措置を受けている者
- 工 業務を円滑に遂行するための安定かつ健全な財務能力を有しない者
- オ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- カ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体並びに反社会的行為を行う団体
- キ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けている者（ただし、当該是正勧告書に関する是正報告書を労働基準監督署に提出済みである場合を除く。）

## (2) 書類審査応募書類

応募に際し、以下の書類を提出していただきます。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4番縦とし、以下に指示する部数及び形式で提出してください。

また、その他に、Word又はExcel（windows版で処理可能なものに限る。）及び証明書のコピーなどはPDFファイルにより電子データ化し、電子データを納めた電子記録媒体（CD-R等）を2枚提出してください。

なお、事業者に関する書類のうち、②のキ（又はク）の書類については、指定を受けた場合、指定期間の2年目終了後にも再度提出することとします。

### ① 申請書 各11部（正本1部、写10部）

ア 指定管理者指定申請書（様式4）

グループ応募の場合は、グループ構成員等一覧（様式5-1）、委任状（様式5-2）、共同事業体協定書（様式5-3）を提出

イ 指定管理者申請に関する誓約書（様式6） ※署名又は記名押印

### ② 団体に関する書類 各11部（正本1部、写10部）

グループ応募の場合は、代表団体と構成団体それぞれを提出

ア 団体の概要（様式7-1及び7-2）

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 施設を管理するに当たって必要な免許の取得を証する書類（ただし、外部委託する場合又は取得予定の場合はその旨を記載した書類）

エ 印鑑証明書

申請日において発行の日から3ヵ月以内のもの。

オ 申請書提出日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書

カ 人員表（直前の決算期の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数、パートタイマー、アルバイト）

なお、非常用従業員数は8時間で1人として換算してください。

キ 法人にあつては

- ・当該法人の登記簿謄本

- ・直近3ヵ年の

- ア) 法人税納税証明書及び消費税納税証明書

- イ) 財務諸表（貸借対照表・損益計算書、その他）

※経営実績が3ヵ年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類

- ク その他の団体にあつては
  - ・法人の登記簿謄本の記録事項に相当する事項を明らかにする書類
  - ・過去3カ年の収支決算書（経営実績が3カ年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）
- ケ グループ応募団体にあつては
  - ・グループ結成にかかる協定書又はこれに相当する書類（任意書式）
  - ※共同企業体等の責任分担と、グループ解散後の瑕疵に係る責任については必ず記載することとします。
- コ 審査結果通知用封筒（1通）
 

長形3号封筒に返信用切手を貼付し、返信先の住所及び宛名を記載してください。
- サ 公募期間内の日付で取得した労働保険料の納入証明書（労働局又は労働基準監督署による納入証明書。領収書のコピーは不可）
 

※複数事業所を運営している法人の場合は、東京労働局管内の労働保険料について、添付してください。東京労働局管内に事業所がない場合は、法人本部が属する労働局管内の労働保険料納入証明書を添付してください。
- シ 社会保険料納入確認書（日本年金機構による確認）
- ス 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

③ 提案書等 各11部（正本1部、写10部）

- ア 各提案書は日本産業規格A列4番縦で作成し、左綴じで製本してください。
- イ 正本1部のみ表紙をつけ、団体名を記載してください。
- ウ 表紙以外には社名やロゴマークなど応募団体を特定できる表記はしないでください。
- エ 枚数制限を厳守してください。

【提案書等の内容】

- 実績・経験について（様式8-1～4）
- 業務遂行能力について（様式9）
 

フォントサイズは10.5ポイントを最小とし、5枚以内で記載してください。
- 業務遂行方針について（様式10-1～3）
 

フォントサイズは10.5ポイントを最小とし、10-1は4枚以内、その他は2枚以内で記載してください。

（3）個別審査応募書類

応募に際し、以下の書類を提出していただきます。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4番縦とし、以下に指示する部数及び形式で提出してください。

また、その他に、Word又はExcel（windows版で処理可能なものに限る。）により電子データを納めた電子記録媒体（CD-R等）を2枚提出してください。

① 提案書 各 11 部（正本 1 部、写 10 部）

各提案書は日本工業規格 A 列 4 番縦で作成し、左綴じで製本してください。正本 1 部のみ表紙をつけ、団体名を記載してください。

表紙以外には社名やロゴマークなど応募団体を特定できる表記はしないでください。

ア 基礎事項：様式 14-1~4

フォントサイズは 10.5 ポイントを最小とし、提案書は各 3 枚以内で記載してください。

イ 施設維持管理業務：様式 15-1~4

フォントサイズは 10.5 ポイントを最小とし、提案書は各 2 枚以内で記載してください。

ウ 施設運営業務：様式 16-1~16-9

フォントサイズは 10.5 ポイントを最小とし、提案書は各 2 枚以内で記載してください。

エ 観光振興事業：様式 17

フォントサイズは 10.5 ポイントを最小とし、提案書は実施事業ごとに、各事業 1 枚以内で作成してください。

オ 収支計画：様式 18-1~18-4

- 書式は必要に応じて変更していただいて結構です。
- まちなみ館と公園拡張部で収支計画を別々に作成してください。なお、見積内訳等見積の根拠となるものの詳細を提示してください。
- 利用者数が変動した場合にどのような影響が生じるかについて感度分析したものをそれぞれのケースで提示してください。
- 利用料金が増額した場合に配分する係数は、実際の利用料金収入が、利用料金収入見積額を上回った場合にのみ適用されますので注意してください。
- 事業収入が増額した場合に配分する係数は、実際の事業収入が、事業収入見積額を上回った場合にのみ適用されますので注意してください。
- 費用の算定に当たっては、消費税率 10%で積算してください。なお、指定期間中、条例上の利用料金の限度額は変更しないものとします。

カ 管理経費に関する対価：様式 19

各年度の区の支払額と 2 つの係数を提示してください。ただし、2 つの係数は各年度同一としてください。

② 審査結果通知用封筒（1 通）

長形 3 号封筒に返信用切手を貼付し、返信先の住所及び宛名を記載してください。

（4）留意事項

① 接触の禁止

本件提案に関して、選定委員、本件業務に従事する区観光課職員及び公園課職員並びに本件関係者に対する接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

② 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。ま

た、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

③ グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めませんが、書類審査応募締切前に限り変更を認めます。その際には、審査応募の代表団体が「⑨応募の辞退」で規定する辞退届を提出した上で、新たに審査応募書類一式を提出してください。提出した書類の部分変更は認めません。

④ 重複提案の禁止

応募1団体（グループ）につき提案は1案とします。複数の提案はできません。

⑤ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

⑥ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑦ 提出書類等の取扱い

提出書類等は原則として返却しません。

⑧ 区が提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。

⑨ 応募の辞退

審査応募書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式11 ※署名又は記名押印）を提出してください。

⑩ 提出書類の著作権等

区が提示する設計図書等の著作権は、区並びに設計者に帰属し、団体が提出する書類の著作権は、それぞれ作成団体に帰属します。なお、本業務において作業の進捗状況や選定結果等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、作成団体の承認を得た上で、区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、提出された書類は区情報公開条例の情報公開の対象文書となります。ただし、当該書類のうち同条例第9条各号の事由に該当すると認められる部分（例：個人情報、営業秘密等）は除いて公開します。

なお、同条例第9条各号に該当するかどうかの判断を行う際は、同条例第7条の4第1項の規定により作成団体へ意見聴取をし、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な調査を行うこととします。

⑪ 費用負担

応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

⑫ 応募において使用する言語等

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時に限ります。

⑬ その他

ア 申請書及び提案書の提出期限は厳守してください。期限を過ぎた提出は一切受け付けません。

イ 個別審査会へ遅刻・不参加の場合は失格となります。

ウ 提案書の表紙以外に社名やロゴマークなど応募者を特定できる表記はしないでください。

エ 利用者サービス向上及び利用率向上などに向けた事業提案に努めてください。

### 1.3 経理に関する事項

本事業では利用料金制度を採用します。指定管理者は区が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する観光振興事業の収入及び協賛金等を自らの収入とします。

#### ◆指定管理者収支イメージ

項 目		内 容
総支出 (1)	施設管理運営経費	人件費（喫茶・物販コーナー除く）、施設維持管理費、一般管理費 等
	公園維持管理運営経費	人件費、施設維持管理費、一般管理費 等
	観光振興事業実施経費	体験コーナー経費、イベント経費、広告宣伝費 等
総収入 (2)	利用料金等収入	施設利用料金収入
	観光振興事業収入	体験コーナー収入、イベント収入
(1)-(2)	指定管理委託料	応募者の提案による

※喫茶・物販事業は、指定管理事業として実施していただきますが、独立採算で収支を計画していただきます。

#### (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

##### ① 利用料金収入

利用料金は、まちなみ館条例別表に定める範囲内（消費税含む）で、区の承認を得て定めることができます。区の規定で定める利用料金の減額・免除額については、区より補填しますので、利用料金収入に含めて見積もってください。ただし、実績額が見積総額を上回った場合、以下の方法で算定した金額を区へ還元するものとします。

##### ◆まちなみ館

区への還元額＝A×（利用料金収入実績額－利用料金収入見積総額）

##### ② 事業費収入

指定管理者は、「業務水準」で示した観光振興事業を行うことにより収入を得ることができます。ただし、実績額が見積総額を上回った場合、以下の方法で算定した金額を区へ還元するものとします。

##### ◆まちなみ館

区への還元額＝a×（観光振興事業費収入実績額－観光振興事業費収入見積総額）

※上記①、②の係数A、aは0～1。0の範囲内で各社の提案によることとなります。ただし、それぞれの収入実績額が収入見積総額を下回った場合（式のカッコ内がマイナスの場合）、係数は0と考えることとします。

③ 施設管理委託料

指定管理者には、以下の方法で算定した施設管理の委託料を支払うものとします。

◆まちなみ館

施設管理委託料＝施設管理運営経費見積総額 － 利用料金収入見積総額

◆公園拡張部

施設管理委託料＝施設管理運営経費見積総額

④ 事業委託料

指定管理者には、以下の方法で算定した事業実施の委託料を支払うものとします。

◆まちなみ館

事業委託料＝観光振興事業実施経費見積総額 － 観光振興事業費収入見積総額

⑤ 支払い限度額

区が支払う指定管理委託料の限度額について、まちなみ館においては令和7年度が17,000千円、令和8年度が93,000千円、令和9年度が95,500千円、令和10年度が98,000千円となります。公園拡張部においては指定管理業務が令和8年度より開始となるため、令和8年度が21,600千円（令和8年度末に和風庭園が開設予定）、令和9年度が39,332千円、令和10年度が40,485千円とします。

なお、この限度額には、光熱水費及び修繕料は含まれておりません。しかし、観光振興事業に関する支払い等は限度額の計算に含まれています。

また、指定管理者が観光施設の管理運営のために施設の一部分を使用する場合（事務室等）は、あらかじめ区の承認を得る必要がありますが、行政財産目的外使用料を区に支払う必要はありません。ただし、観光施設の管理運営と関連のない使用や、指定管理者以外の者が使用する場合は行政財産目的外使用料を、また、公園占用許可を受けた場合は公園占用料をそれぞれ区に支払う必要が生じます。

※人件費の高騰分を見込んで限度額を計算しています。

※限度額について、公募時に予期できなかった事由が生じた場合は、協議の上、限度額を超える指定管理委託料を設定することもあります。

⑥ 修繕料及び光熱水費

指定管理者は、区から受領した委託料のうち「修繕料」「光熱水費及び上下水道使用料」を別途出納管理し、年度末毎に清算を行ってください。なお、公園の維持管理及び指定管理者が携わるイベントに伴う光熱水費も支払いの中に含まれます。

⑦ 喫茶・物販事業費収入

指定管理者は、「業務水準」で示した喫茶提供・物販等の運営を行うことにより収入を得ることができます。なお、喫茶類提供・物販等の運営は独立採算で行っていただきます。

区 分	内 容
喫茶コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 指定管理者による直営方式、業務委託方式いずれも可とします。</li> <li>➤ 区と協議の上、区内産品や区内企業などと連携した商品提供を検討してください。</li> <li>➤ 厨房機器、テーブル、椅子については区側で調達した物を使用可能です。</li> <li>➤ その他の運営に必要な物品については、指定管理者にて準備をしていただきます。</li> </ul>
物販コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 区と協議の上、区内産品や区内企業などと連携した販売品を検討してください。</li> <li>➤ 区との協議の上、区内の障害者施設にて生産された商品の販売を検討してください。</li> <li>➤ 区の承認があれば、オリジナル商品の販売も可とします。</li> <li>➤ 商品棚は区側で調達したものを使用可能です。その他の運営に必要な物品については、指定管理者にて準備をしていただきます。</li> </ul>

## (2) 管理経費

区は、施設管理委託料、事業委託料、指定管理者による修繕料及び光熱水費の見積額相当を指定管理者に支払います。

指定管理者は、施設管理委託料、事業委託料のうち翌月分以降のものがある場合は仮受金又は前受金として貸借対照表上で管理し、施設管理委託料、事業委託料のうち当月分と利用料金収入を売上とし、当月の①人件費（退職給与引当金を含む）②事務費、③施設管理運営経費、④観光振興事業経費等を年度管理経費として損益計算書上で管理してください。

また、指定管理者は、区からの修繕料及び光熱水費が概算払い（年度末清算）となるため、預り金として貸借対照表に記帳し、当該目的での利用について管理の上、月次報告書で当該管理状況を報告してください。

## (3) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割で支払うものとします。なお、支払い時期や方法等は提案に基づいて区と協議し、協定で定めま

## (4) 会計区分の独立

指定管理者は、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うに当たり、自身の団体と分離独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けるとともに指定管理事業と自主事業についても分けて管理してください。

また、当該事業に関しての監査が受けられるような体制を整えるため、月末締めで、月次・四半期・年次で財務報告書（貸借対照表、損益計算書、資金繰表及び経理に関連する事業内容が分かる資料（経営指標等で運営状況を報告することが望まし

い))を作成し、区に報告してください(下記【参考】参照)。

会計処理に当たっては、個別業務別及び施設別の収支状況が明確に把握できるよう経理事務を行ってください。また、契約書・領収書等の収支に関する基礎資料についても分類整理の上、保管してください。

独立採算事業を含む指定管理事業と指定管理者の自主的な提案にて行われる事業(以下、「自主事業」という。)の間での経費の付替えや清算等が必要な場合には、事業提案時に指定管理者が設定し、区が承認した会計上のルールと継続性の原則に基づいて経理処理を行ってください。指定管理事業と自主事業間での経費の付替えや清算方法等の会計処理上のルールを変更する必要がある場合には、変更の理由を明らかにし、変更内容について指定管理者の責任者が確認した書面を区に届け、承認を得た上で変更してください。

**【参考】**

・地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

・葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

(事業報告書の提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該取り消された日から30日以内に、同日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理に係る業務の実施の状況

(2) 利用の状況

(3) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(4) 管理に係る経費の収支の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために区長が必要と認める事項

(報告の徴収等)

第7条 区長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 区長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により公の施設の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に生じた損害については、葛飾区(第10条において「区」という。)は、その賠償の責めを負わないものとする。

(5) 管理口座

指定管理事業に関連する出入金の管理は、原則として団体自体の銀行口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理事業と自主事業についても別々の口座で管理してください。

さらに、指定管理事業の貸借対照表、損益計算書及び資金繰表等を作成して会計管理を行うとともに、月ごとに現金預金残高と関係帳票との照合を行ってください。

なお、これらの作成を現場の事業所ではなく、本社や経理センター等で行う場合は、貸借対照表及び損益計算書については、区の監査が出来るように、指定管理対象事業と自主事業を区別して作成してください。資金繰表については、資金の管理方法を区に説明し、本社や、当該事業を管理している組織の資金繰表を添付した上で、書面による「資金繰表作成免除申請(区の承認を求める任意の様式)」を行うことも可能です。

そして、区から監査を要求された場合には、指定管理事業の取引に係る全ての証憑書類を、監査担当者に提示できるように、協定書を締結する段階で、監査の手續や手順について区と合意してください。

## (6) 留意事項

- ① 1件につき10万円未満の施設内の修繕、工事などは、区が貸し付ける修繕料により指定管理者の判断で実施してください。小破修繕に関する状況は、貸借対照表上で修繕料預かり金、修繕料支出金、修繕料預かり金残高にて毎月管理した上で、月次財務報告書提出時に報告してください。預かり金残高は、当該年度終了後に清算いたします。1件10万円を上回るものについては、双方協議を経てから実施してください。
- ② 備品については、区の備品を使用しても結構です。事業の開始に先立って、備品等の内訳（名称、購入日等を含む）、数量、状態等の確認を行います。当該備品の修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により対応を決定します。なお、指定管理者が新しい備品を購入・配備することも可能ですが、区の備品と区別がつくように登録管理してください。また、会計上も減価償却等の必要な処理を行ってください。指定期間終了後は指定管理者が処分してください。指定期間終了に伴い、新しい指定管理者と交代する場合には、指定管理者が独自に購入した備品については、後任の指定管理者に対して売却しても結構です。区の備品は、老朽化や消耗に関する場合を除き、原状復帰での返却をお願いします。
- ③ まちなみ館における体験コーナーについて予約販売を行う場合は、指定管理者が旅行会社などと販売委託契約を締結しても結構です。
- ④ まちなみ館における体験コーナーに関して、指定管理者が旅行会社などとの間で観光クーポンなどによる体験料の後払い契約を締結しても結構です。
- ⑤ 公園拡張部における指定管理者以外のイベント、集会、ロケーション等による公園占用手続きについては、区公園課が行います。それに伴う占用料は、区公園課の収入となります。
- ⑥ 指定管理者が、新しい備品の購入・配備、設備機器の更新その他施設の整備を行うに当たり、リース契約等によることは可能ですが、リース契約等の期間の満了日は指定期間の終了日を超えないものとします。また、指定管理者が、契約当事者となるリース契約等による新しい備品の購入・配備、設備機器の更新その他施設の整備等を提案する場合には、指定期間終了後の、当該リース契約等の対象物の処分等の取り扱いと、区有備品及び区が設置した設備機器その他施設に加えた改修等に関わる部分に関する原状回復の方法を必ず記載してください。

## 1.4 リスク分担

### 【凡例】

◎：原則全てを負担

○：急激な変動の場合は協議により負担

△：負担方法を協議

### 指定管理全般に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理 者
公募要項リスク	公募要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するコスト変動	◎	
制度関連リスク	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更に関するコスト変動（区レベルの変更）	◎	
	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更に関するコスト変動（上記以外）		◎
	特定の施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動 （例）NPO 税、観光税等の新税が導入された場合	◎	
	広く事業者全般に影響を与える税制度の変更によるコスト変動 （例）事業所税、法人税等		◎
	区と事業者の双方に影響を及ぼす税制度の変更によるキャッシュフローの変動 （例）消費税等	△	△
	指定管理者に影響を及ぼす著作権等使用料の変更によるコスト変動	◎	
社会リスク	観光施設への指定管理者制度導入に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	◎	
	管理・運営業務に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		◎
	管理・運営業務における騒音・振動・光・臭気に関するもの		◎
	管理・運営業務における環境保全に関するもの		◎
事業の中止・延期に関するリスク	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		◎
	指定管理者の提供するサービスの品質が一定のレベルを下回った場合		◎
	区の債務不履行、当該サービスが不要となった場合	◎	
	やむを得ない事由により事業を中止・延期した場合	△	△

指定管理者の責めによる指定取消しに伴うリスク	事業中止に伴う違約金等の支払い		◎
	事業中止に伴う訴訟等トラブルの対応		◎
不可抗力リスク	地震・風水害・戦争等（施設が「葛飾区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める役割に基づき防災拠点として利用されている間の履行不能も含む）による施設・設備の復旧費用	◎	
	地震・風水害・戦争等（施設が「葛飾区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める役割に基づき防災拠点として利用されている間の履行不能も含む）による管理運営の中断（施設の休業等）に伴う損失	△	△
	指定管理者の不備による被害の発生及び拡大		◎
物価リスク	指定期間中の物価のインフレ・デフレ	○	◎
	指定期間中の人件費のインフレ・デフレ	○	◎
金利リスク	指定期間中の金利変動	○	◎

#### 施設・設備維持に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指定管理者
保守・点検	区の事由による業務内容、用途変更等に起因する保守・点検費用の増大	◎	
	指定管理者の責めによる保守・点検費用の増大		◎
	保守・点検の不備による機器の不調		◎
	上記以外の事由による機器の不調	△	△
施設・設備維持管理業務	指定管理者の責めによる施設維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大		◎
	上記以外による事故、怪我の発生及び拡大	◎	
	維持管理の不行き届きなどによる区民や来館者からの苦情及びその対応		◎
	地盤沈下による施設設備等の損傷	◎	
	セキュリティの不備による事故・火災の発生及び拡大		◎

外構・保守管理に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
外構施設（駐車スペースを含む）の保守・点検	区の事由による点検・保守費用の増加	◎	
	上記以外の事由による点検・保守費用の増加		◎
外構施設（駐車スペースを含む）の維持管理業務	指定管理者の責めによる事故、怪我の発生及び拡大		◎
	上記以外による事故、怪我の発生及び拡大	◎	
	セキュリティの不備による事故発生及び拡大		◎

清掃に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
敷地内（施設内含む）の清掃（日常・定期）	区民や来館者からの苦情		◎
	清掃の不手際による事故・怪我（乾燥不十分・除雪の不備による転倒等）		◎

公園の維持管理に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
管理運営業務	維持管理の不行き届きなどによる区民や来園者からの苦情及びその対応		◎
維持管理業務	指定管理者の責めによる保守・点検費用の増大		◎
	保守・点検の不備による施設・機器の損傷		◎
	上記以外の事由による施設・機器の損傷	△	△
	指定管理者の責めによる公園維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大		◎
	上記以外による事故、怪我の発生及び拡大	◎	
樹木の剪定、病虫害駆除等	区の事由による除草費用及び剪定費用の増加	◎	
	指定管理者の責めによる除草費用及び剪定費用の増加		◎
	除草作業による屋内害虫の増加		◎

災害時対応	自然災害時の事前予防対策、被害状況の確認及び応急措置		◎
	地震・風水害・戦争等（施設が「葛飾区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める役割に基づき防災拠点として利用されている間の履行不能も含む）に伴う施設・設備・備品の修繕による経費の増加	△	△

#### 機材の維持管理に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
機材の維持管理 業務	区の事由による業務内容、用途の変更に起因する保守費などの増加	◎	
	指定管理者の責めによる業務内容、用途の変更に起因する保守費などの増加		◎
	保守・点検の不備による器具・備品の破損		◎
	上記以外の事由による器具・備品の破損	△	△

#### サービス運営業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
広報誌の発行	広報誌などの印刷・発送の不備による損害		◎
来館者の受付・ 案内	未受付来館者の侵入による事故などの発生		◎
	徴収した利用料金の盗難・紛失		◎
	来館者の誘導の不手際による事故、怪我		◎

#### 事業運営業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
事業運営	事業実施時の事故や怪我		◎
	公演、講座などの業務不履行による損害		◎
	徴収した利用料金の盗難・紛失		◎
サービスの質	区民や来館者からの苦情		◎
清掃 (日常・定期)	区民や来館者からの清掃に関する苦情		◎

喫茶の管理及び 厨房の害虫駆除	衛生管理の不行き届きなどによる食中毒の発生		◎
	害虫の発生		◎
	火災やボヤの発生		◎

#### 傷病人への対応業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
病院への連絡など	対応の不行き届きによる症状の悪化		◎
応急処置	応急処置の不行き届きによる症状の悪化		◎

#### ヘルプデスク業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
施設及びサービスへの苦情受付	ヘルプデスクの不行き届きによる苦情		◎
修理の手配	ヘルプデスクの不行き届きによる修理の未手配		◎
モニタリング	ヘルプデスクの不行き届きによるモニタリングの機能不全		◎
報告書の作成	ヘルプデスクの不行き届きによるモニタリング報告書期限の不遵守		◎

#### 需要リスク

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
入館者数の変動	施設機能の一部廃止など、区の事由による利用者数の減少に伴う、利用料金収入の減少	◎	
	指定管理者のサービス水準低下や競合施設のオープンなど上記以外の事由による利用者数の減少及び利用料金収入の減少		◎

#### (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

##### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、区は指定の取消しをすることができるものとします。なお、指定を取り消される指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本公募内容の業務を遂行で

きるよう、引継ぎを行うものとしします。指定を取り消される指定管理者が次期指定管理者に対する引継ぎを適切に行わない事由により、区に負担が生じる場合には、その負担分は取消しを受ける指定管理者に対して求償します。

- ② 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合  
不可抗力等、区及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両者で協議するものとしします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとしします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、観光施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとしします。
- ③ 指定管理者の指定取消し後の対応  
指定管理者の指定取消し後、第2順位、第3順位の交渉権者と協定締結について協議を行うことがあります。

## 1.5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査及び選定方法

指定管理者の審査及び選定については、選定委員会の審査を経て、区が優先交渉権者を決定します。

- ① 書類審査  
提出された書類を基に選定委員会において評価の協議を行います。
- ② 書類審査の通過団体  
書類審査の通過団体として最大5団体程度を予定しています。
- ③ 書類審査結果の通知  
審査の結果は、全応募団体に郵送で通知します。  
なお、書類審査の点数は個別審査に持ち越しません。
- ④ 個別審査（優秀提案者の選定）  
審査の通過団体はプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行います。実施後、直ちに選定委員会を開催し、優秀提案者を選定します。
- ⑤ 最終審査結果の通知及び公表  
最終審査の結果は、個別審査参加団体に郵送で通知するとともに、概要（優秀提案者から第3順位までの団体名などを含む。）を公表します。

### (2) 審査の評価項目及び配点

#### ① 書類審査

	評価対象	配点
ア	適格性	0
イ	実績・経験	65
ウ	業務遂行能力	25
エ	業務遂行方針	10
	合計	100

ア 適格性

No.	評価要素	配点	評価基準
1	提出書類に不備はないか。	0	不備があった場合は内容により失格とする。

イ 実績・経験

No.	評価要素及び関連様式	配点	評価基準
1	観光施設の管理運営業務実績 (様式8-1)	5	① 公募要項公表日以前6年間に、国・地方公共団体・民間の施設に設置した1,000㎡以上の類似施設において、管理運営業務を受注した実績（契約履行中を含む）が「0件は0点」、「1～2件は1点」、「3～4件は3点」、「5件以上は5点」とする。 ※指定管理者制度の場合は代表企業又は構成団体としての実績以外は不可。委託業務の場合は第三者委託先としての実績は不可。
		5	② ①に記載の実績のうち、単一施設での最大年間来場者数が「5万人未満は0点」、「5万人以上10万人未満は1点」、「10万人以上15万人未満は3点」、「15万人以上は5点」とする。
		5	③ ①に記載の実績のうち、商店会や民間企業など、他の団体と連携した誘客事業（イベント、ワークショップ等）を実施した件数が「0～1件は0点」、「2～6件は1点」、「7～11件は3点」、「12件以上は5点」とする。 ※1つの施設において複数あった場合はその取組毎にカウントするが、同内容の取組を複数年で実施した場合は1でカウントする。
		5	④ ①に記載の実績のうち、単一の誘客事業（イベント、ワークショップ等）における最大来場者数が「1,000人未満は0点」、「1,000人以上は1点」、「3,000人以上は3点」、「5,000人以上は5点」とする。

		5	<p>⑤ ①に記載の実績のうち、単一の誘客事業（イベント、ワークショップ等）で収支がプラスとなったものの件数が「0件は0点」、「1件は1点」、「2件は3点」、「3件以上は5点」とする。 ※1つの施設において複数あった場合、その取組毎にカウントする。</p>
2	公園施設等の樹木維持管理運営業務実績 (様式8-2)	5	<p>① 募集要項公表日以前6年間に、国又は地方公共団体が設置した2,500㎡以上の類似施設において、維持管理業務を受注した件数（契約履行中のものを含む）が「0件は0点」、「1～2件は1点」、「3～4件は3点」、「5件以上は5点」とする。 ※指定管理者制度の場合は代表企業又は構成団体としての実績以外は不可。 委託業務の場合は第三者委託先としての実績は不可。</p>
		5	<p>② ①に記載の実績のうち、池や噴水などを有する和風庭園、西洋庭園の維持管理を受注した件数が「0件は0点」、「1件は1点」、「2件は3点」、「3件以上は5点」とする。</p>
		5	<p>③ ①に記載の実績のうち、地元企業と連携して維持管理業務を行った実績の件数が「0件は0点」、「1件は1点」、「2件は3点」、「3件以上は5点」とする。</p>

3	貸館施設の管理運営 業務実績 (様式8-3)	5	①募集要項公表日以前 6 年間に、国又は地方公共団体が設置した 200 m <sup>2</sup> 以上の諸室を有する類似施設において、管理運営業務を受注した件数(契約履行中のものを含む)が「0件は0点」、「1～2件は1点」、「3～4件は3点」、「5件以上は5点」とする。 ※指定管理者制度の場合は代表企業又は構成団体としての実績以外は不可。委託業務の場合は第三者委託先としての実績は不可。
		5	②①に記載の実績のうち、単一施設での 200 m <sup>2</sup> 以上の諸室における年間平均利用率が「20%未満は0点」、「20%以上が1点」、「30%以上が3点」、「40%以上が5点」とする。
4	喫茶・物販の管理運営業務 実績 (様式8-4)	5	①募集要項公表日以前 6 年間に、国・地方公共団体・民間の施設に設置した常設 100 m <sup>2</sup> 以上の喫茶・物販施設(両方又はいずれか)において、管理運営業務を受注した件数(契約履行中のものを含む)が「0件は0点」、「1件は1点」、「2件は3点」、「3件以上は5点」とする。
		5	②①に記載の実績のうち、単一の施設で喫茶・物販事業の収支がプラスとなったものの件数が「0件は0点」、「1件は1点」、「2件は3点」、「3件以上は5点」とする。 ※喫茶・物販合計、単体いずれも可とする。
		5	③①に記載の実績のうち、地元特産品や地域と連携した取組(商品開発や出展者の出張販売等)を実施した件数が「0件は0点」、「1件は1点」、「2件は3点」、「3件以上は5点」とする。

ウ 業務遂行能力

No.	評価要素及び関連様式	配点	評価基準
1	現時点での配置予定者に関する履歴と役割 (様式9)	5	<p>①募集要項公表日以前 10 年間に、国・地方公共団体・民間の施設に設置した 1,000 m<sup>2</sup>以上の観光施設において、管理運営業務を担当した件数(契約履行中のものを含む)が「0 件は 0 点」、「1 件は 1 点」、「2 件は 3 点」、「3 件以上は 5 点」とする。</p> <p>※指定管理者制度の場合は代表企業又は構成団体としての実績以外は不可。委託業務の場合は第三者委託先としての実績は不可。</p>
		5	<p>②募集要項公表日以前 10 年間に、国又は地方公共団体が設置した 2,500 m<sup>2</sup>以上の公園施設において、管理運営業務を担当した件数(契約履行中のものを含む)が「0 件は 0 点」、「1 件は 1 点」、「2 件は 3 点」、「3 件以上は 5 点」とする。</p> <p>※指定管理者制度の場合は代表企業又は構成団体としての実績以外は不可。委託業務の場合は第三者委託先としての実績は不可。</p>
		5	<p>③募集要項公表日以前 10 年間に、国又は地方公共団体が設置した 200 m<sup>2</sup>以上の諸室を有する貸館施設において、管理運営業務を担当した件数(契約履行中のものを含む)が「0 件は 0 点」、「1 件は 1 点」、「2 件は 3 点」、「3 件以上は 5 点」とする。</p> <p>※指定管理者制度の場合は代表企業又は構成団体としての実績以外は不可。委託業務の場合は第三者委託先としての実績は不可。</p>

		5	④募集要項公表日以前 10 年間に、国・地方公共団体・民間の施設に設置した常設 100 m <sup>2</sup> 以上の喫茶・物販施設（両方又はいずれか）において、管理運営業務を担当した件数（契約履行中のものを含む）が「0 件は 0 点」、「1 件は 1 点」、「2 件は 3 点」、「3 件以上は 5 点」とする。
2	財務状況	5	過去 3 年間の経常損益が「3 年間マイナスなら 0 点」、「1 年間プラスなら 1 点」、「2 年間プラスなら 3 点」、「3 年間プラスなら 5 点」とする。

## エ 業務遂行方針

No.	評価要素及び関連様式	配点	評価基準
1	事業方針 (様式 10-1)	4	基本点は、「観光事業」、「貸館事業」、「公園維持管理事業」、「喫茶・物販事業」のそれぞれについて具体的かつ実現可能な基本方針が示されているかどうか。 「1 事業は 0 点」、「2 事業は 1 点」、「3 事業は 3 点」、「4 事業は 4 点」とする。
2	個人情報の保護 (様式 10-2)	3	プライバシーマークを取得しており、適切な保護への仕組みや方針が示されているか。 「マーク未取得又は 0 件は 0 点」、「P マーク取得済かつ 1 から 3 項目までは 1 点」、「P マーク取得済かつ 4 から 6 項目までは 2 点」、「P マーク取得済かつ 7 項目以上は 3 点」とする。

3	情報公開 (様式 10-3)	3	適切な情報公開の考え方や方針、施設運営における透明性を高める方策などが示されているか。 「0項目は0点」、「1から3項目までは1点」、「4から6項目までは2点」、「7項目以上は3点」とする。
---	-------------------	---	--

※同点の場合は、ウ（業務遂行能力）の点数が多い団体を上位とし、以下、エ（業務遂行方針）、イ（実績・経験）の順とします。全ての点数が同点の場合は同順位とします。

## ② 個別審査

	評価対象	配点
ア	基礎事項	42
イ	施設維持管理業務	48
ウ	施設運営業務	45
エ	観光振興事業	50
オ	収支計画	35
カ	管理運営経費に関する対価	60
キ	プレゼンテーション及びヒアリング	20
	合計	300

### ア 基礎事項

No.	評価する対象業務及び 関連様式	配点	評価基準
1	事業運営方針の策定 (様式 14-1)	12	①サービス品質の向上とコスト削減の考え方が反映されているか。 ②建物及び公園拡張部の維持管理、観光振興事業、貸館事業、喫茶・物販事業の運営方針が明確であり、適切であるか。 ③セルフモニタリングの考え方が適切に示されているか。 ④提案どおりに実行されない場合には、減額される仕組みが組み込まれ、かつ適切であるか。

2	組織体制 (様式 14-2)	10	①運営指針を達成するための組織体制は適切であるか。 ②指定管理期間中、区内雇用創出や区内事業者への優先発注に努めるなど地域経済の貢献に関する考え方が示されており、実現性があるか。
3	スタッフの育成と管理 (様式 14-3)	10	①運営に必要な十分なスタッフが確保されているか。 ②人材育成のための研修計画が明確に示されており、その内容が適切であるか。 ③スタッフ管理体制が明確に示されており、実現性があるか。
4	開館までの準備 (様式 14-4)	10	区議会での指定管理者の指定議案が可決されてから令和8年3月開館までの準備計画が明確であり、費用感も含めて実現性があるか。
基礎事項合計		42	

#### イ 施設維持管理業務

No.	評価する対象業務及び 関連様式	配点	評価基準
1	建築物保守管理業務 (様式 15-1)	12	①観光施設の性能が維持できるよう、施設各所の保守・点検・修理を行う業務内容は適正であり、明確か。 ②建築物の保全及び長寿命化につなげる考え方が示されているか。 ③不具合が発生した場合の迅速な対応、事前の予防策が示されているか。 ④指定管理期間中、区内事業者への優先発注に努めるなど、地域経済への貢献に関する考え方が示されているか。

2	設備保守管理業務 (様式 15-2)	12	<p>①電気設備、機械設備、監視制御設備、夜間照明設備等について、施設の用途、気候の変化、利用者の快適性、省エネルギー性等を考慮し、効率よく保守管理する業務内容は適正であり、明確か。</p> <p>②法定点検、定期点検を含めて、適切で根拠のある点検内容と回数が示されているか。</p> <p>③不具合が発生した場合の迅速な対応、事前の予防策が示されているか。</p> <p>④指定管理期間中、区内事業者への優先発注に努めるなど、地域経済への貢献に関する考え方が示されているか。</p>
3	機材保守管理業務 (様式 15-3)	12	<p>①保守・点検・修理を行う業務内容は適正であり、明確か。</p> <p>②法定点検、定期点検を含めて、適切で根拠のある点検内容と回数が示されているか。</p> <p>③不具合が発生した場合の迅速な対応、事前の予防策が示されているか。</p> <p>④指定管理期間中、区内事業者への優先発注に努めるなど、地域経済への貢献に関する考え方が示されているか。</p>
4	公園維持管理業務 (様式 15-4)	12	<p>①定期的な巡回、清掃、草刈り、植栽管理等が適正であり、明確か。</p> <p>②緊急対応事案が発生した場合の迅速な対応、事前の予防策が示されているか。</p> <p>③指定管理期間中、区内事業者への優先発注に努めるなど、地域経済への貢献に関する考え方が示されているか。</p>
施設維持管理業務合計		48	

#### ウ 施設運営業務

No.	評価する対象業務及び 関連様式	配点	評価基準
1	運営業務（平等利用） (様式 16-1)	5	<p>①施設の設置目的に沿った運営を行い、利用者に対して使用の公平かつ平等を確保するための提案が的確であるか。</p> <p>②施設の使用承認や受付方法、利用料金の徴収方法、減額・免除の決定に関する業務内容は、的確であり、利便性も考慮されているか。</p>

2	運営業務（利用者ニーズ） （様式 16-2）	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用料金、開館時間の提案内容が適切であり、実現性があるか。</li> <li>②まちなみ館条例に基づく休館日について、提案内容が適切であり、実現性があるか。</li> <li>③地域活性化を考慮した施設の利用促進に関する提案内容が適切であり、実現性があるか。</li> <li>④インターネット活用やキャッシュレス決済など利用者の利便性を考慮した提案内容であり、実現性があるか。</li> </ul>
3	運営業務（観光団体等に対する活動支援） （様式 16-3）	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①観光団体等への活動支援について、支援対象の考え方と提案内容が適切で、実現性があるか。</li> <li>②区への事業協力について、提案内容が適切で、実現性があるか。</li> <li>③観光団体等や区との連携について、主体的に取り組む姿勢があるか。</li> </ul>
4	運営業務（広報活動） （様式 16-4）	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広報（広告媒体を利用した宣伝、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成、ホームページ、各種SNSによる情報提供等）を行う提案内容は的確で、多様な利用者促進につながるか。</li> <li>②広報事業を自ら効果測定及び評価するシステムが導入されているか。</li> <li>③本観光施設だけでなく、葛飾柴又を含めた区内観光地の魅力や事業を発信できる提案内容であり、実現性があるか。</li> </ul>
5	受付運営業務 （様式 16-5）	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①来館者が滞りなく施設利用できるよう受付業務を行う体制が的確に示され、提案内容が適切であるか。</li> <li>②利用者の利便性を考慮した提案内容が適切であり、実現性があるか。</li> <li>③受付・観光案内・電話対応など、サービス提供の指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>④観光バスや団体バスなどの受入方針及び運用方法が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>⑤主催・共催・連携事業における臨機応変なスケジュール調整を行い、対応できる体制が適切に示されているか。</li> </ul>

6	喫茶・物販運営業務 (様式 16-6)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者に満足していただける喫茶・物販の内容が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>②自社・構成団体・第三者委託など運営方法を含めて利用者に満足していただけるサービスを提供できる体制が示され、実現性があるか。</li> <li>③「柴又宵フェスタ」や「柴又おもてなしフェスタ」の串グルメ・クラフトビール開発などを踏まえて、区内産品の活用や区内企業と連携した商品・事業展開に取り組む提案が示され、実現性があるか。</li> <li>④地域の他店舗商品との差別化が考慮されているか。</li> <li>⑤独立採算事業として、民間ノウハウを活かした事業提案が示されており、実現性があるか。</li> </ul>
7	ヘルプデスク業務 (様式 16-7)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ヘルプデスクの運営指針が示され、民間ノウハウを活かした事業提案であり、実現性があるか。</li> <li>②対外的に一つの窓口となって、要望や苦情、機器の不具合、施設のトラブル等を迅速、適切に処理し、速やかに区へ報告を行う指針が的確に示されているか。</li> <li>③各業務に関する管理業務を行い、業務報告内容を分かりやすく適切にまとめ、随時報告ができる仕組みが示されているか。</li> <li>④施設管理及び事業運営に対するモニタリング結果の報告できる体制が構築されており、実現性があるか。</li> </ul>

8	警備業務 (様式 16-8)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設利用者や観光客の利用環境のほか、スタッフの執務環境の安全及び施設内における防犯を確保するための警備指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>②緊急事態マニュアル及び警察・消防への通報に関する指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>③観光バスなどの駐車における車両の誘導指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>④紛失物と落とし物の取り扱いについての指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>⑤犯罪防止への対応指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>⑥警備員の雇用と訓練についての指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>⑦警備員の巡回、防犯カメラ、機械警備、受付・案内、ヘルプデスクとの連携が的確に示され、実現性があるか。</li> </ul>
9	清掃業務 (様式 16-9)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者及び観光客に衛生的で快適に施設を利用してもらうための、日常清掃、定期清掃、特別清掃の業務指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>②廃棄物処理に当たっては、法令等を遵守し、リサイクルやごみの減量等に配慮した指針が的確に示され、実現性があるか。</li> <li>③清掃に関しての提案は、人数と回数だけではなく、業務水準書や休館日を考慮した清掃計画となっているか。</li> <li>④開館時間中の緊急を伴う清掃及び臨時休館での対応が余儀なくされる清掃の事例が想定されており、その対処方法も示されているか。</li> <li>⑤指定管理期間中、区内事業者への優先発注に努めるなど、地域経済への貢献に関する考え方が示されているか。</li> </ul>
施設運営業務合計		45	

工 観光振興事業

No.	評価する対象業務及び 関連様式	配点	評価基準
1	観光振興事業の内容の 適切性 (様式 17)	50	①事業提案は、本施設の設置目的に照らして適切なものであるか。 ②事業提案は施設の特徴(広場、和風庭園、喫茶・物販、体験、貸室、文化的景観など)を十分に活用できるような提案となっているか。 ③「柴又宵フェスタ」や「柴又おもてなしフェスタ」などの実施内容を踏まえて、区内の商店会や民間企業、産業関連団体などと連携した事業展開に取り組む提案が示され、実現性があるか。 ④事業提案の実施件数が適切であり、実現性があるか。 ⑤事業提案の内容が団体のノウハウを活かしたものであり、そのノウハウによるメリットが明確で実現性があるか。 ⑥インバウンドや若年層などの観光誘客に寄与する提案となっているか。 ⑦体験コーナーを含む体験事業について、実現性があり、魅力のある提案となっているか。
観光振興事業合計		50	

オ 収支計画

No.	評価する対象業務及び 関連様式	配点	評価基準
1	提案内容が適切に収支計画表に反映されているかどうか、妥当な収支計画といえるかを総合的に判断する。 (様式 14-1~4) (様式 15-1~4) (様式 16-1~9) (様式 17) (様式 18-1~18-4)	25	①収支計画の根拠算定は提案内容を具体化したものとなっているか。 ②収支計画の策定は、合理的な根拠があるものとなっているか。 ③各業務における自社・構成団体・第三者委託の運営手法を選択する中で、コスト削減の工夫が示されており、実現性があるか。 ④団体のノウハウを反映した総合的に優れた収支計画となっているか。 ⑤還元係数が優れた提案となっているか。
2	(様式 18-4) (様式 19)	10	①指定管理者がサービスや収支の向上に向けて自ら投資するサービスなど、特筆すべき提案があるか。
収支計画合計		35	

カ 管理運営経費に関する対価（様式 19）  
 価格の評価は、以下の計算方法を用います。

■委託料評価

区の支払額を評価の対象とします。評価は、各社が提案する区の支払額の平均値との比較により行います。

区の支払額の評価点

$$= ((\text{区の支払額の平均値} - \text{区の支払額}) / (\text{区の支払額の平均値} / 100) + 50) / 100 * 60$$

例えば、この方程式では、区の支払額が区の支払額の平均値と同額であった場合には、(区の支払額の平均値－区の支払額)が0となるため、 $50 / 100 * 60 = 30$ 点となります。区の支払額が同平均値の1.5倍だと0点となり、同平均値の半分であると60点になります。ただし、区の支払額が同平均値の1.5倍以上の場合は0点、同平均値の半分以下の場合も60点とします。

ただし、応募団体が1社の場合は、管理運営内容として提案された経費を選定委員会の協議により評価を行うものとしします。

管理運営経費に関する対価 合計	60	
--------------------	----	--

キ プレゼンテーション及びヒアリング

No.	評価する対象業務	配点	評価基準
1	プレゼンテーション	10	①提案内容の妥当性が感じられるか。 ②提案内容の実現性が感じられるか。 ③提案団体としての意欲が感じられるか。
2	ヒアリング	10	①質問に的確に答えられているか。 ②提案内容を熟知しており、分かり易く説明されているか。 ③提案団体としての誠意が感じられるか。
プレゼンテーション及び ヒアリング合計		20	

(3) 選定委員会

① 選定委員会の役割

指定管理者の指定のため、審査基準や公募要項の検討を行います。また、団体から提出される応募書類等について検討し、書類審査通過団体及び優秀提案者から第3順位までの団体の選定を行います。

② 選定委員の選出区分と人数

有識者（行政・観光・財務会計） 5名  
 区職員 3名

## 1.6 協定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

選定結果を基に優秀提案者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。区議会での指定議案の可決後に優先交渉権者を指定管理者に指定するとともに、本協定を締結する予定です。なお、協定書の発効は、令和8年3月1日を予定しています。

### (2) 協定内容

#### ① 基本協定

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画書に記載された事項
- ウ 本区が支払うべき経費に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ モニタリング及び事業報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 情報公開に関する事項
- ク 緊急時の対応に関する事項
- ケ リスク分担に関する事項
- コ その他区が必要と認める事項

#### ② 年度協定

##### ア 年度事業計画書の作成

指定管理者は、指定期間内の各年度の開始前までに、当該年度の管理運営に係る執行体制、管理運営業務、独立採算事業等の実施計画・収支計画及びその他区が必要と認める事項について記載した年度協定書を区に提出し、承認を得なければなりません。

##### イ 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、区と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

##### ウ 指定の取消し等

正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定議案可決後においても指定を取り消すことがあります。

## 1.7 モニタリング及び事業評価に関する事項

指定期間中に以下の事業評価を実施します。

### (1) 月報の提出

指定管理者は、まちなみ館と公園拡張部のそれぞれの月報を作成し、区に提出します（月報には貸借対照表、損益計算書を含みます。）。

### (2) 四半期総括書の提出

指定管理者は、3カ月に一度、過去3カ月間の業務内容を総括したまちなみ館と公園拡張部のそれぞれの四半期総括書を作成し、区に提出します（四半期総括書には貸借対照表、損益計算書を含みます。）。

### (3) 年次報告書の提出

指定管理者は、まちなみ館と公園拡張部のそれぞれの年次報告書を作成し、区に提出します（年次報告書には貸借対照表、損益計算書を含みます。）。

#### (4) 区が行うモニタリング

区は、指定管理者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、定期的又は随時にモニタリングを行います。また、随時に調査、資料の提出、聴取を行います。

#### (5) 指定管理者が自ら行うモニタリング

指定管理者が自ら行うモニタリング方法、内容及び費用などについては、提案してください。なお、指定管理者は、年1回以上、利用者に対する満足度調査（アンケート・ヒアリングなど）を実施するものとします。

#### (6) 書式

月報及び四半期総括書、年次報告書などの書式については協定において定めるものとします。

#### (7) 評価項目

評価項目については、協定において定めるものとします。

#### (8) 業務水準が低下した場合の措置

モニタリングの結果、業務水準書及び指定管理者が提出する業務計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合には、是正勧告を行い、委託料の減額や改善が見られない場合には指定を取り消すことがあります。

なお、業務水準低下の判断は、別に定める「モニタリングによる減額ポイント集計表」により行いますが、指定管理者との協議により集計結果の見直しが必要であると区が認めた場合は修正することがあります。最終的には協定において定めるものとします。

#### (9) その他

区は、指定期間中（初年度と最終年度を除く）に原則1回、社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。なお、労働環境モニタリングの評価結果及び改善策等については、区ホームページへの掲載等により公表します。

### 1.8 その他

#### (1) 業務の引継ぎ

指定管理者の指定は、区議会において指定管理者の指定議案が可決された後となります。指定後は、開館に向けた準備業務を行っていただきます。

なお、令和11年4月1日からの指定管理者が新たに指定された場合には、指定期間中においても円滑な業務引継ぎに協力するものとします。

#### (2) 利用料金などに関する引継ぎ

利用料金は、原則として、収入の時期にかかわらず、利用料金の発生の基となった利用日に指定管理者である者に帰属するものとします。また、還付等利用者へ返還する場合も同様に、利用日に指定管理者であったものが返還します。

ただし、現行の指定管理者と新たな指定管理者間で、別途、取扱いに関する取決めをできるものとします。

#### (3) 指定の取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために区の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなも

のが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申し込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- ⑦ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ⑨ 不可抗力（地震・風水害・戦争等）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、区が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により、指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理委託料の減額又はすでに支出した指定管理委託料の返還、また区に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

#### （４）留意事項

- ① 地域における雇用の確保  
スタッフの確保に際しては、高齢者を含め幅広い世代を対象に地域における雇用に努めること。
- ② 地域経済への貢献  
区内事業者への優先発注に努めるなど、地域経済の貢献に配慮すること。
- ③ 区施策への協力  
区基本計画や様々な個別計画に基づき、区が推進している施策に協力すること。
- ④ 創意工夫による新たな提案について  
区民サービスの観点から、施設の設置目的を果たすための新たな取組を随時提案すること。

## 開館準備に関する契約予定項目

- 1 件名  
柴又川甚まちなみ館開館準備等業務委託
- 2 履行場所  
柴又川甚まちなみ館（葛飾区柴又七丁目 19 番 14 号）
- 3 履行期間  
契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- 4 業務内容
  - (1) 業務計画書等の作成及び提出  
契約締結後、速やかに開館に向けた業務計画書、業務スケジュール及び業務実施体制図を作成し、提出すること。作成に当たっては、区担当者との調整の上、行うこと。
  - (2) 主な開館準備業務  
受注者が提案し、区担当者との調整の上、以下の準備業務を行うこと。
    - ① 建物維持管理事業（令和 7 年 12 月から履行場所にて業務開始予定）
      - 自動扉関連
      - EV 関連
      - 機械警備・防犯カメラ（設備導入を含む）
      - ネットワーク機器（設備導入を含む）
      - 自家用電気工作物
      - 消防用設備等
      - 給排水設備
      - 空調機器
      - 喫茶厨房機器等
      - 放送設備
      - 照明設備
      - 電話設備関連
      - 調乳用温水器
      - 建物及び敷地清掃（窓を含む）
      - 害虫駆除
      - ごみ処理 など

- ② 区内観光及び施設利用に関するインフォメーション事業  
日本語・英語対応可能なスタッフの配置準備を行うこととし、その他の言語(繁体字・簡体字など)にはスタッフ又は翻訳機などを活用して対応できるように準備すること。区内観光情報、区外近隣観光情報の習熟に努めるとともに、区内の観光ボランティアガイドなど区内団体とも連携を図ること。
- ③ 喫茶事業  
販売メニュー・仕入れ先・調理・販売価格・キャッシュレス決済(クレジットカード、二次元コード決済及び交通系 IC カード決済)を含めた会計などの準備のほか、区が用意する喫茶コーナーの備品等以外に必要な物品の購入・配置などを行うこと。
- ④ 物販事業  
物販品の選定・仕入れ先・販売価格・キャッシュレス決済(クレジットカード、二次元コード決済及び交通系 IC カード決済)を含めた会計などの準備のほか区が用意する物販コーナーの備品等以外に必要な物の購入・配置などを行うこと。
- ⑤ 体験コーナーやイベント開催などの観光振興事業  
体験コーナーや建物内外を活用した誘客かつ地域及び施設のにぎわい創出につながる様々な観光振興事業を各日、各週、各月、年に複数回などの展開により検討し、開館後、にぎわいが日々感じられる事業の実施につなげること。
- ⑥ 貸室事業  
柴又川甚まちなみ館条例の利用料金限度額に基づく利用料金を検討すること。そのほか、付帯設備、インターネット活用を含めた受付予約・支払・空室状況確認、申請関係の書類、個人・団体・登録団体の受付・管理などの準備を行うこと。  
なお、貸室事業の貸室使用は令和8年4月からを予定しているが、申請受付開始は令和8年3月中を予定している。
- ⑦ 施設公式 HP などの制作及び運用  
以下の情報を掲載したホームページを制作し、運用保守を行うこと。  
スマートフォンにも対応したものにする事とし、公式 SNS も開設すること。不正アクセスや改ざんへの対策を施すこととし、セキュリティ上のインシデントが発生した場合には、速やかに対応の上、観光課へ報告すること。また、多言語(日・英・繁・簡は必須)に対応すること。
- ア 施設概要  
イ 利用案内(営業時間、休館日、利用料金、貸室予約、観光バスの受付案内、喫茶や物販情報等)  
ウ アクセス

- エ イベント情報
- オ 地域情報
- カ 施設 SNS との連携
- キ 問合せフォーム
- ケ その他必要な事項

⑧ まちなみ館パンフレットの制作及び印刷

まちなみ館の紹介や利用案内、葛飾柴又や近隣観光施設の情報などをまとめたパンフレットを制作及び印刷すること。パンフレットの形態は、受注者が提案し日・英・簡・繁に対応することとし、それ以上の言語も可とする。

(印刷枚数は、日 7 万、英 3 万、簡 1 万、繁 1 万以上を予定)

⑨ 開館に向けた広報 PR

令和 8 年 3 月の開設及び記念イベントの開催に向けて、紙媒体、Web 媒体、交通系広告などクロスメディアの広報戦略を計画し、実施すること。

⑩ 観光バスなどの一時乗降場所利用における受付予約・誘導

建物側敷地のアプローチ部分を観光バスなどの一時乗降場所として活用することを予定している。観光バスなどの利用は事前予約制とし、道路から歩道をまたいだ敷地利用となることから、ガードレールの脱着や通行人の安全確保などのために警備員や誘導員を確保するほか、必要な安全対策を講じること。

なお、ガードレールの脱着は観光バスなどの乗り入れごとに行う計画とすること。

⑪ まちなみ館内覧会の企画・運営

令和 8 年 3 月に内覧会の開催を予定しており、その企画及び運営準備や招待状の発送などを行うこと。物販、喫茶、体験コーナー事業は、販売予定物や実施事業を実物又はパネルなどで紹介できるようにすること。

⑫ 開館記念式典及びイベントの企画・準備

令和 8 年 3 月の開設時を記念した式典及びイベントの企画及び運営準備、警察等関係機関との調整や手続き、招待状の発送などを行うこと。

⑬ 区が調達する物品以外に管理運営及びお客様サービスの観点から必要な物品などの調達

受注者の負担にて行うこと。なお、キャッシュレス決済を導入する場合に関する一切の費用（導入費用や手数料、レジ等の機器整備費用）についても、受注者の負担とする。

⑭ 釣銭及び金庫の準備

開館に向けて、施設内で使用する釣銭及び保管用の金庫は、受注者負担にて用意すること。

⑮ その他施設運営上必要な業務

### (3) スタッフ配置

本業務が円滑に遂行できるスタッフを配置すること。また、総括的な責任者及び副責任者を必ず配置すること。

なお、以下の有資格者も配置すること。

- ① 防火管理者
- ② 電気工事士（第1種）
- ③ 危険物取扱者乙種第4類
- ④ 建築物環境衛生管理技術者
- ⑤ 自衛消防技術者
- ⑥ その他法令等で規定された必要な資格の保有者

### (4) 研修等の実施・出席

- ① 受注者は、配置予定のスタッフに対し、必要に応じて施設の運營業務に関する研修を行うこと。また、区から指定又は指示された研修についても、適宜参加すること。
- ② 各業務の遂行に当たって必要なマニュアル（業務関係、接遇、危機管理対応、非常時対応等）等を作成するとともに、訓練等を実施し、技能の向上を図ること。
- ③ 業務を迅速かつ的確に履行するだけでなく、本施設における風紀・業務規律を乱さない者をスタッフとして選任すること。
- ④ 入館者に親切・丁寧な対応ができるスタッフを選任すること
- ⑤ 入館者の個人情報保護等について、守秘義務を完全に果たせるスタッフを選任すること。
- ⑥ 葛飾区内や柴又地域内における観光案内について、対応できるようにすること。

### (5) その他

その他、必要な業務については、区と指定管理者で協議の上、決定すること。  
なお、建物内に事務室はあるが、令和7年12月中からの使用を予定している。  
必要がある場合、施設近隣に別途事務所等を置くことも可とする。ただし、場所の選定や費用等については受注者の負担とする。

## 施設概要

### 1 配置図



#### 【R8.3 開設部分 (②・③-1)

歩道上空地 (ILB) : 約 90 m<sup>2</sup>  
 自転車駐車場 : 約 40 m<sup>2</sup>  
 園内芝生 : 約 220 m<sup>2</sup>  
 園内舗装 (ILB) : 約 680 m<sup>2</sup>  
 園内舗装 (半たわみ) : 約 130 m<sup>2</sup>  
 便所 : 1 基  
 倉庫 : 1 基  
 門扉 : 3 箇所  
 パーゴラベンチ : 1 箇所  
 高木 : 3 本  
 中低木 : 19 本  
 生垣 : 約 40 m<sup>2</sup>  
 U型側溝 (300) : 約 16m

#### 【R9.3 開設部分 (③-2・④)

歩道上空地 (ILB) : 約 40 m<sup>2</sup>  
 園内芝生 : 約 420 m<sup>2</sup>  
 園内舗装 (半たわみ) : 約 260 m<sup>2</sup>  
 園内舗装 (石張り) : 約 20 m<sup>2</sup>  
 園内舗装 (土系) : 約 170 m<sup>2</sup>  
 洲浜 : 約 70 m<sup>2</sup>  
 門扉 : 2 箇所  
 パーゴラベンチ : 1 箇所  
 高木 : 21 本  
 中低木 : 19 本  
 生垣 : 約 30 m<sup>2</sup>  
 U型側溝 (300) : 約 110m  
 生簀 : 1 箇所  
 水琴窟 : 1 箇所  
 石灯籠 : 2 基  
 井戸枠 (石) : 1 基

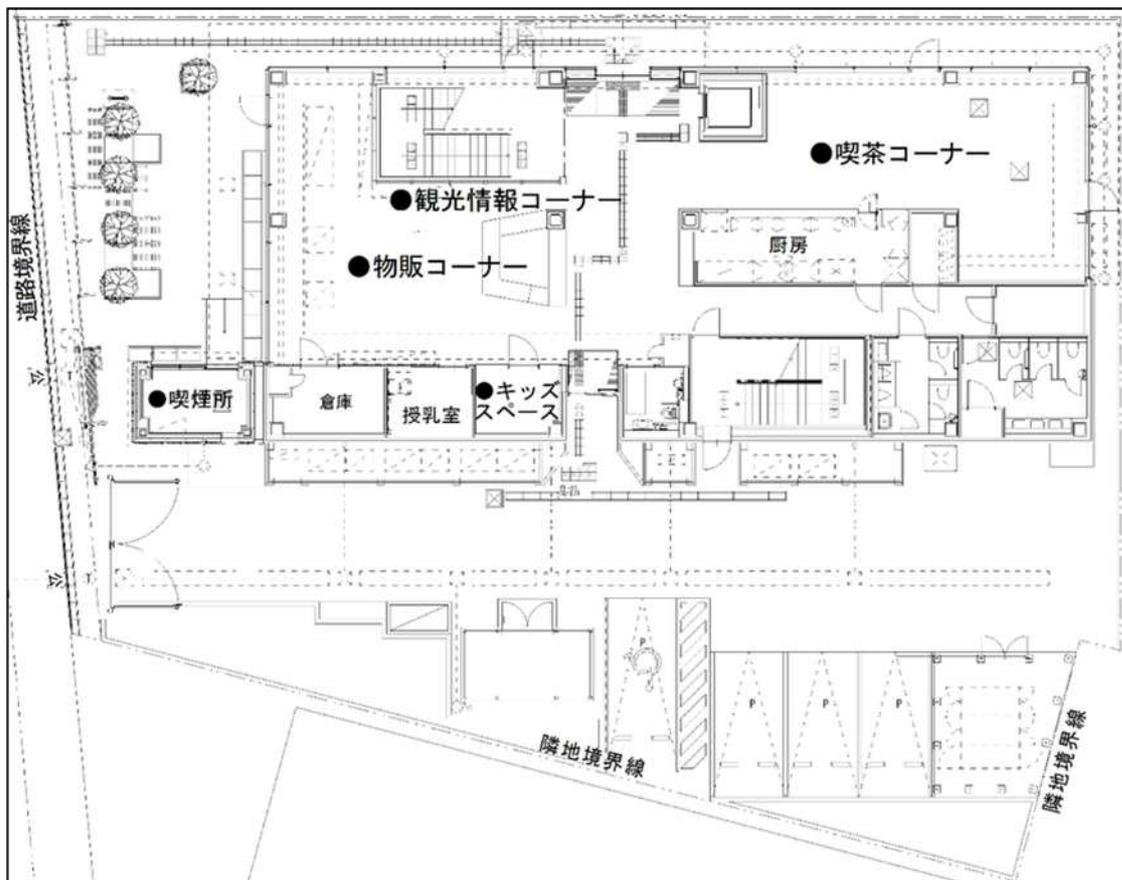
※今後の調整により変更となる場合があります。

## 2 まちなみ館 諸室面積等

フロア	施設名称	面積 (㎡)	施設内容
1階	観光情報コーナー	78.87 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内及び柴又地域などの観光情報を案内・発信する。</li> <li>訪日外国人が快適に観光を楽しめるよう、多言語での情報発信を行う。</li> </ul>
	物販コーナー		<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統工芸品をはじめとした区内産品を中心に販売する。</li> </ul>
	喫茶コーナー	92.23 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内産の農産物や区内で製造された商品を活用した喫茶・軽食の販売を行う。</li> </ul>
	キッズスペース・授乳室	15.25 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインや安全性に配慮し、気軽に利用できる空間とする。</li> </ul>
	共用部分	153.30 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>エントランス、廊下、エレベーター、階段、トイレ</li> </ul>
	管理諸室	20.03 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>更衣室、倉庫等</li> </ul>
	床面積 (小計)	359.68 ㎡	
2階	体験コーナー	70.62 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>区の伝統工芸や区内企業との協働等によるものづくり体験などのワークショップが楽しめる空間とする。</li> </ul>
	展示・イベントコーナー	111.61 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要文化的景観に選定された柴又の魅力を紹介する展示や川菖の所蔵品などの展示を行う。</li> <li>イベントや催事等での貸室としても活用。</li> <li>貸室としての利用がない場合は休憩スペースとして活用。</li> </ul>
	共用部分	131.03 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下、エレベーター、階段、トイレ</li> </ul>
	管理諸室	46.42 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務室、倉庫等</li> </ul>
	床面積 (小計)	359.68 ㎡	
3階	多目的ホール	199.84 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸室利用がない場合は、来館者の休憩スペースとして活用。</li> <li>イベントや催事、会議室等での貸室として活用。</li> </ul>
	共用部分	85.26 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター、階段、トイレ等</li> </ul>
	管理諸室	60.47 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫等</li> </ul>
	床面積 (小計)	345.57 ㎡	
屋外	共用部分	10.00 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙所</li> </ul>
	管理諸室	9.89 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外倉庫</li> </ul>
	庇下 (東・西・北側テラス)	43.95 ㎡	
	床面積 (小計)	63.84 ㎡	

### 3 まちなみ館 建物平面図

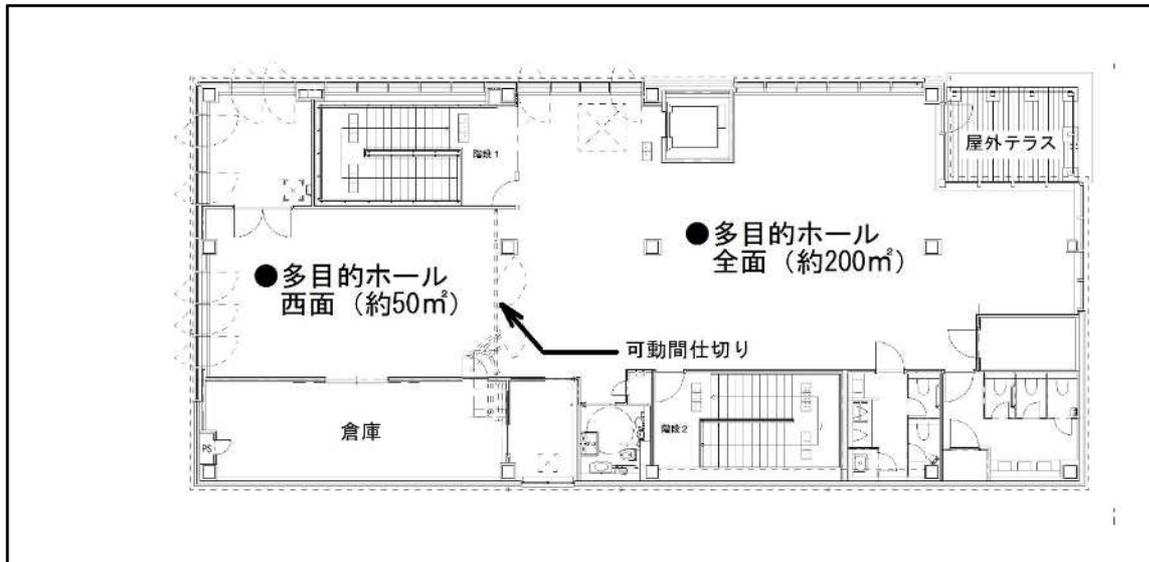
<1階>



<2階>



<3階>



4 公園整備イメージ  
整備イメージ①



整備イメージ②



整備イメージ③



整備イメージ④



※ 整備イメージは現時点のイメージであり、今後、変更が生じる場合があります。